

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案 参照条文目次

一 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）（抄）	1
二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）（抄）	8
三 国民年金法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第八十六号）（抄）	15
四 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号）（抄）	15
五 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）以下「昭和六十年国年法等改正法」という。（抄）	16
六 国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）以下「平成十二年国年法等改正法」という。（抄）	29
七 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一百号）以下「平成十三年統合法」という。（抄）	31
八 国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号）以下「平成十六年国年法等改正法」という。（抄）	38
九 平成十六年国年法等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法（抄）	40
十 平成十六年国年法等改正法第七条の規定による改正前の厚生年金保険法（抄）	41
十一 平成十六年国年法等改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年国年法等改正法（抄）	42
十二 平成十六年国年法等改正法第十四条の規定による改正前の平成十二年国年法等改正法（抄）	44
十三 平成十六年国年法等改正法第三十一条の規定による改正前の平成十三年統合法（抄）	45
十四 昭和六十年国年法等改正法第一条の規定による改正法の国民年金法（抄）	46

十五	昭和六十年国年法等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（抄）	49
十六	昭和六十年国年法等改正法第七七条の規定による改正前の船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第五百号）（抄）	51
十七	昭和六十年国年法等改正法附則第二条第一項の規定による廃止前の厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭和二十九年法律第七七号）（抄）	52
十八	平成十三年統合法第一条の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）（抄）	52
十九	農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十四号）（抄）	55
二十	平成十三年統合法第一条の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第七七号）（抄）	56
二十一	国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（抄）	60
二十二	国家公務員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五五号。以下「昭和六十年国共済法等改正法」という。）（抄）	69
二十三	厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）（抄）	69
二十四	国家公務員共済組合法の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号。以下「平成十二年国共済法等改正法」という。）（抄）	70
二十五	国家公務員共済組合法の一部を改正する法律（平成十六年法律第三百三十号。以下「平成十六年国共済法等改正法」という。）（抄）	71
二十六	平成十六年国共済法等改正法第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（抄）	72

二十七	平成十六年国共済法等改正法第九条の規定による改正前の昭和六十年国共済法等改正法（抄）	74
二十八	平成十六年国共済法等改正法第十七条の規定による改正前の平成十二年国共済法等改正法（抄）	78
二十九	平成十六年国共済法等改正法第十七条の規定による改正後の平成十二年国共済法等改正法（抄）	80
三十	平成十二年国共済法等改正法第三条の規定による改正前の昭和六十年国共済法等改正法（抄）	82
三十一	私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）（抄）	84
三十二	私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三百一十一号）（抄）	86
三十三	地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百五十二号）（抄）	87
三十四	地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号。以下「昭和六十年地共済法等改正法」という。）（抄）	95
三十五	地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号。以下「平成十二年地共済法等改正法」という。）（抄）	96
三十六	地方公務員等共済組合方等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三百三十二号。以下「平成十六年地共済法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員共済組合法（抄）	97
三十七	平成十六年地共済法等改正法第八条の規定による改正前の昭和六十年地共済法等改正法（抄）	98
三十八	平成十六年地共済法等改正法第十三条の規定による改正前の平成十二年地共済法等改正法（抄）	99
三十九	平成十六年地共済法等改正法第十三条の規定による改正後の平成十二年地共済法等改正法（抄）	101
四十	平成十二年地共済法等改正法第三条の規定による改正前の昭和六十年地共済法等改正法（抄）	103

四十一	児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百二十八号）（抄）	107
四十二	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）（抄）	108
四十三	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七十七号）（抄）	109
四十四	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）（抄）	110
四十五	財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律（平成二十一年法律第十七号）（抄）	111
四十六	平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成二十二年法律第七号）（抄）	111
四十七	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第十七号）（抄）	112

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案 参照条文

◎ 国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）（抄）

（用語の定義）

第五条（略）

- 2 この法律において、「保険料納付済期間」とは、第七条第一項第一号に規定する被保険者としての被保険者期間のうち納付された保険料（第九十六条の規定により徴収された保険料を含み、第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料につきその残余の額が納付又は徴収されたものを除く。以下同じ。）に係るもの、第七条第一項第二号に規定する被保険者としての被保険者期間及び同項第三号に規定する被保険者としての被保険者期間を合算した期間をいう。
- 3 この法律において、「保険料免除期間」とは、保険料全額免除期間、保険料四分の三免除期間、保険料半額免除期間及び保険料四分の一免除期間を合算した期間をいう。
- 4 この法律において、「保険料全額免除期間」とは、第七条第一項第一号に規定する被保険者としての被保険者期間であつて第八十九条、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものうち、第九十四条第四項の規定により納付されたものとみなされる保険料に係る被保険者期間を除いたものを合算した期間をいう。
- 5 この法律において、「保険料四分の三免除期間」とは、第七条第一項第一号に規定する被保険者としての被保険者期間であつて第九十条の二第一項の規定によりその四分の三の額につき納付することを要しないものとされた保険料（納付することを要しないものとされた四分の三の額以外の四分の一の額につき納付されたものに限る。）に係るものうち、第九十四条第四項の規定により納付されたものとみなされる保険料に係る被保険者期間を除いたものを合算した期間をいう。
- 6 この法律において、「保険料半額免除期間」とは、第七条第一項第一号に規定する被保険者としての被保険者期間であつて第九十条の二第二項の規定によりその半額につき納付することを要しないものとされた保険料（納付することを要しないものとされた半額以外の半額につき納付されたものに限る。）に係るものうち、第九十四条第四項の規定により納付されたものとみなされる保険料に係る被保険者期間を除いたものを合算した期間をいう。
- 7 この法律において、「保険料四分の一免除期間」とは、第七条第一項第一号に規定する被保険者としての被保険者期間であつて第九十条の二第三項の規定によりその四分の一の額につき納付することを要しないものとされた保険料（納付することを要しないものとされた四分の一の額以外の四分の三の額につき納付されたものに限る。）に係るものうち、第九十四条第四項の規定により納付されたものとみなされる保険料に係る被保険者期間を除いたものを合算した期間をいう。

8
8510

（年金額）

第二十七条 老齡基礎年金の額は、七十八万九百円に改定率（次条第一項の規定により設定し、同条（第一項を除く。）から第二十七条の五までの規定により改定した率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。ただし、保険料納付済期間の月数が四百八十に満たない者に支給する場合は、当該額に、次の各号に掲げる月数を合算した月数（四百八十を限度とする。）を四百八十で除して得た数を乗じて得た額とする。

一 保険料納付済期間の月数

二 保険料四分の一免除期間の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数を控除して得た月数を限度とする。）の八分の七に相当する月数

三 保険料四分の一免除期間の月数から前号に規定する保険料四分の一免除期間の月数を控除して得た月数の八分の三に相当する月数

四 保険料半額免除期間の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数及び保険料四分の一免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）の四分の三に相当する月数

五 保険料半額免除期間の月数から前号に規定する保険料半額免除期間の月数を控除して得た月数の四分の一に相当する月数

六 保険料四分の三免除期間の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数及び保険料半額免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）の八分の五に相当する月数

七 保険料四分の三免除期間の月数から前号に規定する保険料四分の三免除期間の月数を控除して得た月数の八分の一に相当する月数

八 保険料全額免除期間（第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。）の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数、保険料半額免除期間の月数及び保険料四分の三免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）の二分の一に相当する月数

（改定率の改定等）

第二十七条の二 平成十六年度における改定率は、一とする。

2 改定率については、毎年度、第一号に掲げる率（以下「物価変動率」という。）に第二号及び第三号に掲げる率を乗じて得た率（以下「名目手取り賃金変動率」という。）を基準として改定し、当該年度の四月以降の年金たる給付について適用する。

一 当該年度の初日の属する年の前々年の物価指数（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数をいう。以下同じ。）に対する当該年度の初日の属する年の前年の物価指数の比率

二 イに掲げる率をロに掲げる率で除して得た率の三乗根となる率

イ 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度における被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者（以下「被用者年金被保険者等」という。）に係る標準報酬額等平均額（厚生年金保険法第四十三条の二第一項第二号イに規定する標準報酬額等平均額をいう。以下同じ。）に対する当該年度の前々年度における被用者年金被保険者等に係る標準

報酬額等平均額の比率

ロ 当該年度の初日の属する年の五年前の年における物価指数に対する当該年度の初日の属する年の前々年における物価指数の比率

三 イに掲げる率をロに掲げる率で除して得た率

イ ○・九一〇から当該年度の初日の属する年の三年前の年の九月一日における厚生年金保険法の規定による保険料率（以下

「保険料率」という。）の二分の一に相当する率を控除して得た率

ロ ○・九一〇から当該年度の初日の属する年の四年前の年の九月一日における保険料率の二分の一に相当する率を控除して得た率

3 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合における改定率の改定については、前項の規定にかかわらず、物価変動率が一を上回る場合は、一を基準とする。

4 (略)

第二十七条の三 受給権者が六十五歳に達した日の属する年度の初日の属する年の三年後の年の四月一日の属する年度以後において適用される改定率（以下「基準年度以後改定率」という。）の改定については、前条の規定にかかわらず、物価変動率を基準とする。

2 次の各号に掲げる場合における基準年度以後改定率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

一 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一以上となるとき 名目手取り賃金変動率

二 物価変動率が一を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下回るとき 一

3 (略)

(調整期間における改定率の改定の特例)
第二十七条の四 調整期間における改定率の改定については、前二条の規定にかかわらず、名目手取り賃金変動率に第一号及び第二号に掲げる率を乗じて得た率を基準とする。ただし、当該基準による改定により当該年度の改定率が当該年度の前年度の改定率を下回ることとなるときは、一を基準とする。

一 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度における公的年金各法の被保険者等（この法律又は被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者をいう。）の総数として政令で定めるところにより算定した数（以下「公的年金被保険者等総数」という。）に対する当該年度の前々年度における公的年金被保険者等総数の比率の三乗根となる率

二 ○・九九七

2 次の各号に掲げる場合の調整期間における改定率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

- 一 名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、前項第一号に掲げる率に同項第二号に掲げる率を乗じて得た率（以下「調整率」という。）が一を上回るとき 名目手取り賃金変動率
 - 二 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となるとき 名目手取り賃金変動率
 - 三 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るとき（次号に掲げる場合を除く。）
物価変動率
 - 四 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が一を上回るとき 一
- 3 (略)

第二十七条の五 調整期間における基準年度以後改定率の改定については、前条の規定にかかわらず、物価変動率に調整率を乗じて得た率を基準とする。ただし、当該基準による改定により当該年度の基準年度以後改定率が当該年度の前年度の改定率を下回ることとなるときは、一を基準とする。

2 次の各号に掲げる場合の調整期間における基準年度以後改定率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

- 一 物価変動率が一を下回るとき 物価変動率
 - 二 物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となり、かつ、調整率が一を上回るとき（前号に掲げる場合を除く。） 物価変動率
 - 三 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、調整率が一を上回るとき 名目手取り賃金変動率
 - 四 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、調整率が一以下となるとき 名目手取り賃金変動率に調整率を乗じて得た率
 - 五 物価変動率が一を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下回るとき 一
- 3 (略)

(支給の繰下げ)

第二十八条 老齢基礎年金の受給権を有する者であつて六十六歳に達する前に当該老齢基礎年金を請求していなかつたものは、厚生労働大臣に当該老齢基礎年金の支給繰下げの申出をすることができる。ただし、その者が六十五歳に達したときに、他の年金給付（付加年金を除く。以下この条において同じ。）若しくは被用者年金各法による年金たる給付（老齢又は退職を支給事由とするものを除く。以下この条において同じ。）の受給権者であつたとき、又は六十五歳に達した日から六十六歳に達した日まで

- 2・3 (略)
- 4 第一項の申出をした者に支給する老齢基礎年金の額は、第二十七条の規定にかかわらず、同条に定める額に政令で定める額を加算した額とする。

(年金額)

第三十三条 障害基礎年金の額は、七十八万九百円に改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。

2 (略)

第三十三条の二 障害基礎年金の額は、受給権者によつて生計を維持しているその者の子（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び二十歳未満であつて障害等級に該当する障害の状態にある子に限る。）があるときは、前条の規定にかかわらず、同条に定める額にその子一人につきそれぞれ七万四千九百円に改定率（第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定した改定率とする。以下この項において同じ。）を乗じて得た額（そのうち二人までについては、それぞれ二十二万四千七百円に改定率を乗じて得た額とし、それらの額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）を加算した額とする。

2 (略)

(年金額)

第三十八条 遺族基礎年金の額は、七十八万九百円に改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。

第三十九条 妻に支給する遺族基礎年金の額は、前条の規定にかかわらず、同条に定める額に妻が遺族基礎年金の受給権を取得した当時第三十七条の二第一項に規定する要件に該当し、かつ、その者と生計を同じくした子につきそれぞれ七万四千九百円に改定率（第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定した改定率とする。以下この項において同じ。）を乗じて得た額（そのうち二人までについては、それぞれ二十二万四千七百円に改定率を乗じて得た額とし、それらの額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）を加算した額とする。

2・3 (略)

第三十九条の二 子に支給する遺族基礎年金の額は、当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡について遺族基礎年金の受給権を取得した子が二人以上あるときは、第三十八条の規定にかかわらず、同条に定める額にその子のうち一人を除いた子につきそれぞれ七万四千九百円に改定率（第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定した改定率とする。以下この項において同じ。）を乗じて得た額（そのうち一人については、二十二万四千七百円に改定率を乗じて得た額とし、それらの額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上

2 げるものとする。)を加算した額を、その子の数で除して得た額とする。
(略)

(国庫負担)

第八十五条 国庫は、毎年度、国民年金事業に要する費用(次項に規定する費用を除く。)に充てるため、次に掲げる額を負担する。

一 当該年度における基礎年金(老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金をいう。以下同じ。)の給付に要する費用の総額(次号及び第三号に掲げる額を除く。以下「保険料・拠出金算定対象額」という。)から第二十七条第三号、第五号及び第七号に規定する月数を基礎として計算したものを控除して得た額に、一から各被用者年金保険者に係る第九十四条の三第一項に規定する政令で定めるところにより算定した率を合算した率を控除して得た率を乗じて得た額の二分の一に相当する額

二 当該年度における保険料免除期間を有する者に係る老齢基礎年金(第二十七条ただし書の規定によつてその額が計算されるものに限る。)の給付に要する費用の額に、イに掲げる数をロに掲げる数で除して得た数を乗じて得た額の合算額

イ 次に掲げる数を合算した数

(1) 当該保険料四分の一免除期間の月数(四百八十から当該保険料納付済期間の月数を控除して得た月数を限度とする。)に八分の一を乗じて得た数

(2) 当該保険料半額免除期間の月数(四百八十から当該保険料納付済期間の月数及び当該保険料四分の一免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。)に四分の一を乗じて得た数

(3) 当該保険料四分の三免除期間の月数(四百八十から当該保険料納付済期間の月数、当該保険料四分の一免除期間の月数及び当該保険料半額免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。)に八分の三を乗じて得た数

(4) 当該保険料全額免除期間(第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。)の月数(四百八十から当該保険料納付済期間の月数、当該保険料四分の一免除期間の月数、当該保険料半額免除期間の月数及び当該保険料四分の三免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。)に二分の一を乗じて得た数

ロ 第二十七条各号に掲げる月数を合算した数

三 当該年度における第三十条の四の規定による障害基礎年金の給付に要する費用の百分の二十に相当する額

2 国庫は、毎年度、予算の範囲内で、国民年金事業の事務の執行に要する費用を負担する。

第九十条の三 次の各号のいずれかに該当する学生等である被保険者又は学生等であつた被保険者等から申請があつたときは、厚生労働大臣は、その指定する期間(学生等である期間又は学生等であつた期間に限る。)に係る保険料につき、既に納付されたもの及び第九十三条第一項の規定により前納されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第四項に規定する保険料全額免除期間(第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合に

あつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。

- 一 前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。
 - 二 第九十条第一項第二号から第四号までに該当するとき。
 - 三 保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。
- 2・3 (略)

(基礎年金拠出金)

第九十四条の二 厚生年金保険の管掌者たる政府は、毎年度、基礎年金の給付に要する費用に充てるため、基礎年金拠出金を負担する。

- 2 年金保険者たる共済組合等は、毎年度、基礎年金の給付に要する費用に充てるため、基礎年金拠出金を納付する。
- 3 (略)

附 則

(老齡基礎年金の支給の繰上げ)

第九条の二 保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者であつて、六十歳以上六十五歳未満であるもの（附則第五条第一項の規定による被保険者でないものに限るものとし、次条第一項に規定する支給繰上げの請求をすることができるものを除く。）は、当分の間、六十五歳に達する前に、厚生労働大臣に老齡基礎年金の支給繰上げの請求をすることができる。ただし、その者が、その請求があつた日の前日において、第二十六条ただし書に該当したときは、この限りでない。

- 2 (略)
- 3 第一項の請求があつたときは、第二十六条の規定にかかわらず、その請求があつた日から、その者に老齡基礎年金を支給する。
- 4 前項の規定により支給する老齡基礎年金の額は、第二十七条の規定にかかわらず、同条に定める額から政令で定める額を減じた額とする。
- 5・6 (略)

(老齡厚生年金の支給繰上げの請求ができる者等に係る老齡基礎年金の支給の繰上げの特例)

第九条の二の二 保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者であつて、次の各号のいずれかに該当するもの（六十歳以上の者であつて、かつ、附則第五条第一項の規定による被保険者でないものに限る。）は、当分の間、厚生労働大臣に老齡基礎年金の一部の支給繰上げの請求をすることができる。ただし、その者が、その請求があつた日の前日において、第二十六条ただし書に該当したときは、この限りでない。

- 一 厚生年金保険法附則第八条の二各項に規定する者（同条第三項に規定する者その他政令で定めるものに限るものとし、同条各項の表の下欄に掲げる年齢に達していないものに限る。）
- 二 他の被用者年金各法における前号に掲げる者に相当するものとして政令で定める者
- 2・3 (略)
- 4 前項の規定により支給する老齢基礎年金の額は、第二十七条の規定にかかわらず、同条に定める額に政令で定める率を乗じて得た額から政令で定める額を減じた額とする。
- 5 第三項の規定による老齢基礎年金の受給権者が六十五歳に達したときは、前項の規定にかかわらず、当該老齢基礎年金の額に、第二十七条に定める額に一から前項に規定する政令で定める率を控除して得た率を乗じて得た額を加算するものとし、六十五歳に達した日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。
- 6 (略)

◎ 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）（抄）

(標準報酬月額)

第二十条 標準報酬月額は、被保険者の報酬月額に基づき、次の等級区分（次項の規定により等級区分の改定が行われたときは、改定後の等級区分）によつて定める。

(表略)

2 (略)

(標準賞与額の決定)

第二十四条の三 厚生労働大臣は、被保険者が賞与を受けた月において、その月に当該被保険者が受けた賞与額に基づき、これに千円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、その月における標準賞与額を決定する。この場合において、当該標準賞与額が百五十万円（第二十条第二項の規定による標準報酬月額の等級区分の改定が行われたときは、政令で定める額。以下この項において同じ。）を超えるときは、これを百五十万円とする。

2 (略)

(年金額)

第四十三条 老齢厚生年金の額は、被保険者であつた全期間の平均標準報酬額（被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額と標準賞与額に、別表各号に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める率（以下「再評価率」という。）を乗じて得た額の総額を、当該被保険者期間の月数で除して得た額をいう。第百三十二条第二項並びに附則第十七条の六第一項及

2 び第二十九条第三項を除き、以下同じ。)の千分の五・四八一に相当する額に被保険者期間の月数を乗じて得た額とする。
(略)

(再評価率の改定等)

第四十三条の二 再評価率については、毎年度、第一号に掲げる率(以下「物価変動率」という。)に第二号及び第三号に掲げる率を乗じて得た率(以下「名目手取り賃金変動率」という。)を基準として改定し、当該年度の四月以降の保険給付について適用する。

一 当該年度の初日の属する年の前々年の物価指数(総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数をいう。以下同じ。)

二 イに掲げる率をロに掲げる率で除して得た率の三乗根となる率

イ 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度におけるこの法律又は他の被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者(以下この号において「被用者年金被保険者等」という。)に係る標準報酬月額等平均額(各年度における標準報酬月額等(この法律及び他の被用者年金各法に規定する標準報酬月額、標準報酬の月額、給料の額及び標準給与の月額並びに標準賞与額、標準期末手当等の額、期末手当等の額及び標準賞与の額をいう。以下この号において同じ。))の総額を各年度における被用者年金被保険者等の数で除して得た額を十二で除して得た額に相当する額として、被用者年金被保険者等の性別構成及び年齢別構成並びに標準報酬月額等の分布状況の変動を参酌して政令で定めるところにより算定した額をいう。以下この号において同じ。)に対する当該年度の前々年度における被用者年金被保険者等に係る標準報酬月額等平均額の比率

ロ 当該年度の初日の属する年の五年前の年における物価指数に対する当該年度の初日の属する年の前々年における物価指数の比率

三 イに掲げる率をロに掲げる率で除して得た率
イ 〇・九一〇から当該年度の初日の属する年の三年前の年の九月一日におけるこの法律の規定による保険料率(以下「保険料率」という。))の二分の一に相当する率を控除して得た率

ロ 〇・九一〇から当該年度の初日の属する年の四年前の年の九月一日における保険料率の二分の一に相当する率を控除して得た率

2 次の各号に掲げる再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

一 当該年度の前年度に属する月の標準報酬月額と標準賞与額(以下「前年度の標準報酬月額等」という。)に係る再評価率
前項第三号に掲げる率(以下「可処分所得割合変化率」という。)

二 当該年度の前々年度又は当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度に属する月の標準報酬月額と標準賞与額(以下「前々年度等の標準報酬月額等」という。)に係る再評価率 物価変動率に可処分所得割合変化率を乗じて得た率

- 3 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合における再評価率（前項各号に掲げる再評価率を除く。）の改定については、第一項の規定にかかわらず、物価変動率を基準とする。ただし、物価変動率が一を上回る場合は、一を基準とする。
- 4 当該年度に属する月の標準報酬月額と標準賞与額に係る再評価率については、当該年度の前年度におけるその年度に属する月の標準報酬月額と標準賞与額に係る再評価率に可処分所得割合変化率を乗じて得た率を基準として設定する。
- 5 (略)

第四十三条の三 受給権者が六十五歳に達した日の属する年度の初日の属する年の三年後の年の四月一日の属する年度以後において適用される再評価率（以下「基準年度以後再評価率」という。）の改定については、前条の規定にかかわらず、物価変動率を基準とする。

2 前年度の標準報酬月額等及び前々年度等の標準報酬月額等に係る基準年度以後再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、前条第二項各号の規定を適用する。

3 次の各号に掲げる場合における基準年度以後再評価率（前項に規定する基準年度以後再評価率を除く。）の改定については、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

- 一 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一以上となるとき 名目手取り賃金変動率
 - 二 物価変動率が一を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下回るとき 一
- 4 (略)

(調整期間における再評価率の改定等の特例)

第四十三条の四 調整期間における再評価率の改定については、前二条の規定にかかわらず、名目手取り賃金変動率に第一号及び第二号に掲げる率を乗じて得た率を基準とする。ただし、当該基準による改定により当該年度の再評価率（次項各号に掲げる再評価率を除く。以下この項において同じ。）が当該年度の前年度の再評価率を下回ることは、一を基準とする。

一 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度における公的年金各法の被保険者等（この法律若しくは他の被用者年金各法又は国民年金法の被保険者、組合員又は加入者をいう。）の総数として政令で定めるところにより算定した数（以下「公的年金被保険者等総数」という。）に対する当該年度の前々年度における公的年金被保険者等総数の比率の三乗根となる率

二 ○・九九七

2 調整期間における次の各号に掲げる再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

- 一 前年度の標準報酬月額等に係る再評価率 可処分所得割合変化率に前項各号に掲げる率を乗じて得た率（同項ただし書の規定による改定が行われる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率）
- 二 前々年度等の標準報酬月額等に係る再評価率 物価変動率に可処分所得割合変化率及び前項各号に掲げる率を乗じて得た率

(同項ただし書の規定による改定が行われる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率)

3 調整期間における当該年度に属する月の標準報酬月額と標準賞与額に係る再評価率の設定については、第四十三条の二第四項の規定にかかわらず、当該年度の前年度におけるその年度に属する月の標準報酬月額と標準賞与額に係る再評価率に、可処分所得割合変化率及び第一項各号に掲げる率を乗じて得た率を基準とする。ただし、同項ただし書の規定による改定が行われる場合は、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率を基準とする。

4 次の各号に掲げる場合の調整期間における再評価率の改定又は設定については、前三項の規定にかかわらず、当該各号に定める規定を適用する。

一 名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、第一項第一号に掲げる率に同項第二号に掲げる率を乗じて得た率(以下「調整率」という。)が一を上回るとき 第四十三条の二第一項、第二項及び第四項

二 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となるとき 第四十三条の二第一項、第二項及び第四項

三 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るとき 第四十三条の二第二項から第四項まで

5 (略)

第四十三条の五 調整期間における基準年度以後再評価率の改定については、前条の規定にかかわらず、物価変動率に調整率を乗じて得た率を基準とする。ただし、当該基準による改定により当該年度の基準年度以後再評価率(次項各号に掲げる基準年度以後再評価率を除く。)が当該年度の前年度の基準年度以後再評価率(当該年度が六十五歳に達した日の属する年度の初日の属する年の三年後の年の四月一日の属する年度である場合にあつては、再評価率)を下回るときは、一を基準とする。

2 調整期間における次の各号に掲げる基準年度以後再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

一 前年度の標準報酬月額等に係る基準年度以後再評価率 可処分所得割合変化率に調整率を乗じて得た率(前項ただし書の規定による改定が行われる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率)

二 前々年度等の標準報酬月額等に係る基準年度以後再評価率 物価変動率に可処分所得割合変化率及び調整率を乗じて得た率(前項ただし書の規定による改定が行われる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率)

3 調整期間における当該年度に属する月の標準報酬月額と標準賞与額に係る基準年度以後再評価率の設定については、前条第三項の規定にかかわらず、当該年度の前年度におけるその年度に属する月の標準報酬月額と標準賞与額に係る基準年度以後再評価率(当該年度が六十五歳に達した日の属する年度の初日の属する年の三年後の年の四月一日の属する年度である場合にあつては、再評価率)に、可処分所得割合変化率及び調整率を乗じて得た率を基準とする。ただし、第一項ただし書の規定による改定が

行われる場合は、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率を基準とする。

4 次の各号に掲げる場合の調整期間における基準年度以後再評価率の改定又は設定については、前三項の規定にかかわらず、当該各号に定める規定を適用する。

一 物価変動率が一を下回るとき 第四十三条の二第四項並びに第四十三条の三第一項及び第二項

二 物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となり、かつ、調整率が一を上回るとき（前号に掲げる場合を除く。） 第四十三条の二第四項並びに第四十三条の三第一項及び第二項

三 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、調整率が一を上回るとき 第四十三条の二第二項、第二項及び第四項

四 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、調整率が一以下となるとき 前条第一項から第三項まで

五 物価変動率が一を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下回るとき 第四十三条の二第二項、第三項ただし書及び第四項

5 (略)

(加給年金額)

第四十四条 (略)

2 前項に規定する加給年金額は、同項に規定する配偶者については二十二万四千七百円に国民年金法第二十七条に規定する改定率であつて同法第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定したもの（以下この章において「改定率」という。）を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）とし、同項に規定する子については一人につき七万四千九百円に改定率を乗じて得た額（そのうち二人までについては、それぞれ二十二万四千七百円に改定率を乗じて得た額とし、それらの額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。

(障害厚生年金の額)

第五十条 (略)

2 (略)

3 障害厚生年金の給付事由となつた障害について国民年金法による障害基礎年金を受けることができないう場合において、障害厚生年金の額が国民年金法第三十三条第一項に規定する障害基礎年金の額に四分の三を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）に満たないときは、前二項の規定にかかわらず、当該額をこれらの項に定める額とする。

4 (略)

第五十条の二 (略)

2 前項に規定する加給年金額は、二十二万四千七百円に改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。

3 5 (略)

(年金額)

第六十条 遺族厚生年金（次項の規定が適用される場合を除く。）の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、遺族厚生年金の受給権者が当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けるときは、第一号に定める額とする。

一 第五十九条第一項に規定する遺族（次号に掲げる遺族を除く。）が遺族厚生年金の受給権を取得したとき 死亡した被保険者又は被保険者であつた者の被保険者期間を基礎として第四十三条第一項の規定の例により計算した額の四分の三に相当する額。ただし、第五十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給される遺族厚生年金については、その額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が三百に満たないときは、これを三百として計算した額とする。

二 第五十九条第一項に規定する遺族のうち、老齢厚生年金その他の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるもの（以下この条、次条及び第六十四条の三において「老齢厚生年金等」という。）のいずれかの受給権を有する配偶者が遺族厚生年金の受給権を取得したとき 前号に定める額又は次のイ及びロに掲げる額を合算した額のうちいずれが多い額

イ 前号に定める額に三分の二を乗じて得た額

ロ 当該遺族厚生年金の受給権者の老齢厚生年金等の額の合計額（第四十四条第一項の規定又は他の法令の規定で同項の規定に相当するものとして政令で定めるものにより加給年金額が加算された老齢厚生年金等にあつては、これらの規定を適用しない額とする。以下同じ。）から政令で定める額を控除した額に二分の一を乗じて得た額

2 遺族厚生年金（第五十八条第一項第四号に該当することにより支給される遺族厚生年金であり、かつ、その受給権者（六十五歳に達している者であつて老齢厚生年金等のいずれかの受給権を有する配偶者に限る。）が当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給される年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合に限る。）の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 イに掲げる額がロに掲げる額以上であるとき 前項第一号に定める額

イ 前項第一号の規定の例により計算した額に、他の被用者年金各法の規定であつて政令で定めるものの例により計算した額を合算した額（以下この項において「合算遺族給付額」という。）

ロ 合算遺族給付額から政令で定める額を控除した額に三分の二を乗じて得た額、当該遺族厚生年金の受給権者の老齢厚生年

金等の額の合計額から政令で定める額を控除した額に二分の一を乗じて得た額及び政令で定める額を合算した額

二 前号イに掲げる額が同号ロに掲げる額に満たないとき イに掲げる額にロに掲げる比率を乗じて得た額

イ 前号ロに掲げる額から政令で定める額を控除した額

ロ 合算遺族給付額から政令で定める額を控除した額に対する前項第一号に定める額の比率

3 5 (略)

第六十二条 遺族厚生年金(第五十八条第一項第四号に該当することにより支給されるものであつて、その額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であるものを除く。)の受給権者である妻であつてその権利を取得した当時四十歳以上六十歳未満であつたもの又は四十歳に達した当時当該被保険者若しくは被保険者であつた者の子で国民年金法第三十七条の二第一項に規定する要件に該当するもの(当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡後に同法第三十九条第三項第二号から第八号までのいずれかに該当したことがあるものを除く。)と生計を同じくしていたものが六十五歳未満であるときは、第六十条第一項第一号の遺族厚生年金の額に同法第三十八条に規定する遺族基礎年金の額に四分の三を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)を加算する。

2 (略)

(国庫負担)

第八十条 国庫は、毎年度、厚生年金保険の管掌者たる政府が負担する基礎年金拠出金の額の二分の一に相当する額を負担する。

2 (略)

附 則

第九条の二 (略)

2 前項の請求があつたときは、当該請求に係る老齢厚生年金の額は、第四十三条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算した額とするものとし、当該請求があつた月の翌月から、年金の額を改定する。

一 千六百二十八円に国民年金法第二十七条に規定する改定率(以下「改定率」という。)を乗じて得た額(その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。)
。に被保険者期間の月数(当該月数が四百八十を超えるときは、四百八十とする。)を乗じて得た額

二 被保険者であつた全期間の平均標準報酬額の千分の五・四八一に相当する額に被保険者期間の月数を乗じて得た額

3・4 (略)

附則別表第一・第二 (略)

別表 (第四十三条第一項関係)

一 昭和五年四月一日以前に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に依じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一三・九七六
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・六七五
(中略)	(中略)
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇

二〇八 (略)

◎ 国民年金法の一部を改正する法律 (昭和四十四年法律第八十六号) (抄)

附 則

第十六条 (略)

- 2 前項の規定によつて支給する老齢年金の額は、第二十七条第一項の規定にかかわらず、二十七万二千二百円とする。
- 3・4 (略)

◎ 厚生年金保険法等の一部を改正する法律 (昭和四十八年法律第九十二号) (抄)

第三条 (略)

- 2 厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定によつて支給する従前の遺族年金、寡婦年金、鰥夫年金又は遺児年金の例による保険給付の額 (従前の加給金又は増額金に相当する給付の額を除く。) は、五十万千六百円とする。
- 3 厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定による保険給付については、従前の加給金又は増額金に相当する給付の額は、配偶者については十八万円とし、子については一人につき二万四千円とする。ただし、当該子のうち二人までについては、それぞれ六万円とする。
- 4 (略)

第二十條 (略)

- 2 前項の規定により支給する老齡年金の額は、国民年金法第二十七條第一項の規定にかかわらず、二十七万二千二百万円とする。
- 3・4 (略)

◎ 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国年法等改正法」という。)(抄)

附則

第十四條 老齡基礎年金の額は、受給権者(次條第一項若しくは第二項又は附則第十八條第一項に該当する者を除く。)が、大正十五年四月二日から昭和四十一年四月一日までの間に生まれた者であつて、六十五歳に達した日において、次の各号のいずれかに該当するその者の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この條、次條及び附則第十八條において同じ。)によつて生計を維持していたとき(当該六十五歳に達した日の前日において当該配偶者とその受給権を有する次の各号に掲げる年金たる給付の加給年金額の計算の基礎となつていた場合に限る。)は、附則第十七條並びに国民年金法第二十七條、第二十八條、附則第九條の二及び第九條の二の二の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に、二十二年四千七百円に国民年金法第二十七條に規定する改定率(以下「改定率」という。)を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)にその者の生年月日に応じて政令で定める率を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、その者が老齡厚生年金、退職共済年金その他の老齡又は退職を支給事由とする給付であつて政令で定めるものを受けることができるときは、この限りでない。

- 一 老齡厚生年金又は退職共済年金(その額の計算の基礎となる附則第八條第二項各号のいずれかに掲げる期間(同項第一号に掲げる期間にあつては、附則第四十七條第一項の規定又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む。))の月数が二百四十以上であるもの(他の法令の規定により当該附則第八條第二項各号のいずれかに掲げる期間の月数が二百四十以上であるものとみなされるものその他の政令で定めるものを含む。))の受給権者(附則第三十一條第一項に規定する者並びに厚生年金保険法附則第七條の三第三項の規定による老齡厚生年金の受給権者(その者が六十五歳に達していないものに限る。))、同法附則第八條の規定による老齡厚生年金であつて同法第四十三條第一項及び附則第九條の規定によりその額が計算されているもの(政令で定める老齡厚生年金を除く。))の受給権者及び同法附則第十三條の四第三項の規定による老齡厚生年金の受給権者(その者が六十五歳に達していないもの(政令で定めるものを除く。))に限る。))並びに政令で定める退職共済年金の受給権者を除く。))
- 二 障害厚生年金又は障害共済年金の受給権者(当該障害厚生年金又は当該障害共済年金と同一の支給事由に基づく障害基礎年金の受給権を有する者に限る。))

第三十二条 旧国民年金法による年金たる給付（前条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法による年金たる給付を含み、母子福祉年金及び準母子福祉年金を除く。）については、次項から第十一項まで及び第十三項並びに附則第十一條、附則第二十五条第三項、前条、附則第三十三条第一項及び附則第三十五条第四項の規定を適用する場合を除き、なお従前の例による。

2 前項に規定する年金たる給付については、次項及び第五項の規定を適用する場合を除き、旧国民年金法中当該年金たる給付の額の計算に関する規定及び当該年金たる給付の額の計算に関する規定であつてこの法律によつて改正されたその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定（他の法令において、これらの規定を引用し、又はこれらの規定の例による場合を含む。）中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとするほか、この項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

旧国民年金法第三十八条及び第四十三条		<p>千六百八十円に保険料納付済期間</p>	<p>合算した額</p>
<p>千六百八十円に保険料免除期間</p>	<p>五十万千六百円</p>	<p>合算した額（その額が七十八万九百円に改定率（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号。以下「平成十六年改正法」という。）第一条の規定による改正後の第二十七条に規定する改定率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）を超えるときは、当該額とする。）</p>	<p>合算した額（その額が七十八万九百円に改定率（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされる同法第六条の規定による改正前の厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号）附則第十二条第二項の規定の適用がある場合は三千七百五十二円に改定率を乗じて得た額とし、それらの額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。次号において同じ。）に保険料納付済期間</p>
<p>七十八万九百円に改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）</p>	<p>二千五百一円に改定率を乗じて得た額に保険料免除期間</p>	<p>七十八万九百円に改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）</p>	<p>二千五百一円に改定率を乗じて得た額（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされる同法第六条の規定による改正前の厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号）附則第十二条第二項の規定の適用がある場合は三千七百五十二円に改定率を乗じて得た額とし、それらの額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。次号において同じ。）に保険料納付済期間</p>

旧国民年金法第三十九条第一項及び第四十四条第一項	二万四千元	七万四千九百円に改定率（平成十六年改正法第一条の規定による改正後の第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定した改定率とする。以下この項において同じ。）を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）
旧国民年金法第三十九条の二第一項	十八万円	二十二万四千七百円に改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）
旧国民年金法第五十条	二分の一	四十万百円に改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）に
旧国民年金法第七十七条第一項ただし書及び第七十八条第二項	三十一万八千円に 三十一万八千円と 六百五十円	九百六十八円に改定率を乗じて得た額（その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。）
旧国民年金法第七十九条の二第四項	三十一万八千円	四十万百円に改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）
附則第九十九条の規定による改正前の国民年金法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第八十六号。以下「改正前の法律第八十六号」という。）附則第十六条第二項	二十七万二千二百円	四十万三千八百円に国民年金法第二十七条に規定する改定率を乗
第六条の規定による改正前	二十七万二千二百円	四十万三千八百円に国民年金法第二十七条に規定する改定率を乗

の厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号。以下「改正前の法律第九十二号」という。）附則第二十条第二項

じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）

（国民年金事業に要する費用の特例）

第三十四条 国庫は、当分の間、毎年度、国民年金事業に要する費用に充てるため、国民年金法第八十五条第一項各号及び第二項に規定する額のほか、同法による年金たる給付及び旧国民年金法による年金たる給付に要する費用のうち、次の各号に掲げる額を負担する。

- 一 当該年度における国民年金法による付加年金の給付に要する費用及び同法による死亡一時金の給付に要する費用（同法第五十二条の四第一項に定める額に相当する部分の給付に要する費用を除く。）の総額の四分の一に相当する額
- 二 当該年度における附則第二十五条の規定により支給される障害基礎年金及び附則第二十八条の規定により支給される遺族基礎年金の給付に要する費用の総額に障害基礎年金の額又は遺族基礎年金の額に対する旧国民年金法第五十八条に規定する額又は同法第六十二条及び第六十三条第一項に規定する額の割合を参酌して政令で定める割合を乗じて得た額
- 三 当該年度における老齡基礎年金の給付に要する費用のうち、附則第十七条の規定による加算額の総額
- 四 当該年度における旧国民年金法第五条第四項に規定する保険料免除期間（他の法令により当該保険料免除期間とみなされるものを含む。）を有する者に係る同法による年金たる給付（同法附則第九条の三第一項の規定に該当することにより支給される老齡年金及び老齡福祉年金を除く。）に要する費用（同法第七十七条第一項又は第二項の規定によつてその額が計算される老齡年金の給付に要する費用及び第六号に掲げる費用を除く。）の額に、イに掲げる数をロに掲げる数で除して得た数を乗じて得た額の合算額
- イ 当該保険料免除期間の月数を三で除して得た額
- ロ イに掲げる数と当該保険料納付済期間の月数とを合算した数
- 五 当該年度における旧国民年金法第七十七条第一項又は第二項の規定によつてその額が計算される老齡年金の給付に要する費用（次に掲げる額に相当する部分の給付に要する費用を除く。）の総額
- イ 旧国民年金法第二十七条第一項第一号に掲げる額
- ロ 旧国民年金法第七十七条第一項第一号に掲げる額に同号の被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数を当該被保険者期間の月数で除して得た数を乗じて得た額の四分の三に相当する額
- ハ 二百円に旧国民年金法第八十七条の二第一項の規定による保険料に係る保険料納付済期間の月数を乗じて得た額の四分の三に相当する額

六 当該年度における旧国民年金法による老齡年金（前号に掲げる老齡年金及び老齡福祉年金を除く。）及び通算老齡年金の給付に要する費用（同法第二十七条第一項（同法第二十九条の四第一項においてその例による場合を含む。）に定める額に相当する部分の給付に要する費用を除く。）の総額の四分の一に相当する額

七 当該年度における改正前の法律第八十六号附則第十六条第一項又は改正前の法律第九十二号附則第二十条第一項の規定により支給する老齡年金の給付に要する費用の総額の八分の一に相当する額

八 当該年度における改正前の法律第九十二号附則第十二条第二項の規定によつてその額が計算される年金の給付に要する費用のうち、八百四十円に当該年金の額の計算の基礎となつた保険料納付済期間の月数を乗じて得た額に相当する部分の給付に要する費用の総額の四分の一に相当する額

九 当該年度における旧国民年金法による老齡福祉年金の給付に要する費用の総額

2 国民年金法第八十五条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「次号及び第三号に掲げる額」とあるのは「次号及び第三号に掲げる額並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。「昭和六十年改正法」という。）附則第三十四条第一項各号（第一号、第六号及び第九号を除く。）に掲げる費用（同項第五号に規定する老齡年金の給付に要する費用に係る同号ハに規定する額の三分の一相当する額に相当する部分の費用を除く。）の額」と、「四百八十」とあるのは「四百八十（昭和六十年改正法附則別表第四の上欄に掲げる者については、それぞれ同表の下欄に掲げる数）」と読み替えるものとする。

3 国民年金法第八十五条第一項の規定の適用については、同項第三号中「障害基礎年金」とあるのは「障害基礎年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第二十五条の規定による障害基礎年金を除く。）」とする。

4・5 （略）

（厚生年金保険の平均標準報酬月額額の計算に関する経過措置）

第五十二条 厚生年金保険の被保険者であつた期間の一部が、附則第四十七条第二項に規定する第三種被保険者であつた期間（同条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間を含む。以下この条において「旧第三種被保険者等であつた期間」という。）若しくは同条第四項に規定する第三種被保険者等であつた期間（以下この条において「第三種被保険者等であつた期間」という。）又は平成八年改正法附則第五条第二項に規定する旧船員組合員であつた期間（以下この条において「旧船員組合員であつた期間」という。）若しくは同条第三項に規定する新船員組合員であつた期間（以下この条において「新船員組合員であつた期間」という。）であるときは、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第二十条第一項第一号に定める額は、同号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算した額とする。ただし、老齡厚生年金及び遺族厚生年金（厚生年金保険法第五十八条第一項第四号に該当することにより支給されるものに限る。）の額を計算する場合においてその計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数が二百四十未満であるとき（附則第十二条第一項第四号から第七号までのいずれかに該当するときを除く。）、障害厚生年金の額を計算する場合において同法第五十条第一項後段の規定の適用があるとき又は遺族厚生年金（同法第五十八条第一項第四号に該当することによ

り支給されるものを除く。)の額を計算する場合において同法第六十条第一項第一号ただし書の規定の適用があるときは、この限りでない。

一 旧第三種被保険者等であつた期間及び旧船員組合員であつた期間(以下この号及び第三号において「旧第三種被保険者等であつた期間等」という。)の平成十二年改正法第六条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する平均標準報酬月額(当該期間が厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第七十八号)附則第四条の規定に該当するものである場合にあつては、同条の規定により計算した平均標準報酬月額とし、厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第六十三号)附則第三十五条の規定に該当するものである場合にあつては、同条の規定により計算した平均標準報酬月額とする。第三号において同じ。)の千分の七・一二五に相当する額に旧第三種被保険者等であつた期間等に係る厚生年金保険の被保険者期間の月数を乗じて得た額

二 第三種被保険者等であつた期間及び新船員組合員であつた期間(以下この号及び次号において「第三種被保険者等であつた期間等」という。)の平均標準報酬月額の千分の七・一二五に相当する額に第三種被保険者等であつた期間等に係る厚生年金保険の被保険者期間の月数を乗じて得た額

三 旧第三種被保険者等であつた期間等及び第三種被保険者等であつた期間等以外の厚生年金保険の被保険者であつた期間の平均標準報酬月額の千分の七・一二五に相当する額に旧第三種被保険者等であつた期間等及び第三種被保険者等であつた期間等以外の期間に係る厚生年金保険の被保険者期間の月数を乗じて得た額

(老齡厚生年金の額の計算の特例)

第五十九条 (略)

2 老齡厚生年金(厚生年金保険法附則第八条又は平成六年改正法附則第十五条第一項若しくは第三項の規定により支給する老齡厚生年金を除く。)の額は、当分の間、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えるときは、同法第四十三条第一項及び第四十四条第一項の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を加算した額とする。

一 千六百二十八円に改定率を乗じて得た額(その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。)に厚生年金保険の被保険者期間(附則第四十七条第一項の規定又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む。以下この項において同じ。)の月数(当該月数が四百八十を超えるときは、四百八十とする。)を乗じて得た額

二 国民年金法第二十七条本文に規定する老齡基礎年金の額にイに掲げる数を口に掲げる数で除して得た数を乗じて得た額
イ 厚生年金保険の被保険者期間のうち昭和三十六年四月一日以後の期間に係るもの(当該被保険者期間の計算について附則第四十七条第二項から第四項まで又は平成八年改正法附則第五条第二項若しくは第三項の規定の適用があつた場合にはその適用がないものとして計算した被保険者期間とし、二十歳に達した日の属する月前の期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間に係るものその他政令で定める期間に係るものを除く。)の月数

ロ 附則別表第八の上欄に掲げる区分に応じて同表の下欄に定める月数
3 5 (略)

(老齢厚生年金の加給年金額等の特例)
第六十条 (略)

2 次の表の上欄に掲げる者に支給する老齢厚生年金の配偶者に係る加給年金額については、厚生年金保険法第四十四条第二項(同法附則第九条の二第三項、第九条の三第二項及び第四項(同条第五項においてその例による場合を含む。))並びに第九条の四第三項及び第五項(同条第六項においてその例による場合を含む。))並びに平成六年改正法附則第十八条第三項、第十九条第三項及び第五項、第二十条第三項及び第五項並びに第二十七条第十三項及び第十四項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、同法第四十四条第二項に定める額に、それぞれ同表の下欄に掲げる額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。))を加算した額とする。

昭和九年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	三万三千二百円に改定率(国民年金法第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定した改定率とする。以下この表において同じ。)を乗じて得た額
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	六万六千三百円に改定率を乗じて得た額
昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者	九万九千五百円に改定率を乗じて得た額
昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	十三万二千六百円に改定率を乗じて得た額
昭和十八年四月二日以後に生まれた者	十六万五千八百円に改定率を乗じて得た額

(旧厚生年金保険法による給付)

第七十八条 旧厚生年金保険法による年金たる保険給付(附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による年金たる保険給付を含む。))及び附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による脱退手当金については、次項から第十項まで及び第十二項並びに附則第三十五条第一項及び第三項、第五十六条第二項及び第六項、第六十三条、第六十九条第二項並びに第七十五条の規定を適用する場合並びに当該給付に要する費用に関する事項を除き、なお従前の例による。旧厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定により従前の遺族年金、寡婦年金、鰥かん夫年金又は遺児年金の例によつて支給する保険給付を受ける権利を取得した者又はその者の遺族が、死亡し、失権し、又は所在不明となつた場合におけるその者の遺族又は同順位若しくは次順位の遺族についても、同様とする。ただし、その者が死亡した場合において、その者の遺族が厚生年金保険法第五十八条の遺族厚生年金を受けることができるときは、この限りでない。

2 前項に規定する年金たる保険給付については、次項、第六項及び第九項並びに附則第五十六条第二項及び第六項の規定を適用する場合を除き、旧厚生年金保険法中当該保険給付の額の計算及びその支給の停止に関する規定並びに当該保険給付の額の計算

及びその支給の停止に関する規定であつてこの法律によつて廃止され又は改正されたその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定（他の法令において、これらの規定を引用し、又はこれらの規定の例による場合を含む。）中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替へるものとするほか、この項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に關し必要な技術的読替へは、政令で定める。

旧厚生年金保険 法第三十四条第 一項第一号	二千五十円	三千五十三円に国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）第二十七条に規定する改定率（以下「改定率」という。）を乗じて得た額（その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。）
旧厚生年金保険 法第三十四条第 一項第二号	千分の十	千分の九・五
旧厚生年金保険 法第三十四条第 五項	十八万円	二十二万四千七百円に改定率（国民年金法第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定した改定率とする。以下この項において同じ。）を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）
	二万四千円	七万四千九百円に改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）
	六万円	二十二万四千七百円に改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）
旧厚生年金保険 法第五十条第 一項第三号	五十万千六百円に	七十八万九百円に改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）に
	五十万千六百円）	当該額）
旧厚生年金保険 法第六十条第 二項	五十万千六百円に	七十八万九百円に改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）に
	五十万千六百円と	当該額と
旧厚生年金保険	十二万円	十四万九千七百円に改定率（国民年金法第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の

法第六十二条の二第一項第一号	二十一万円	適用がないものとして改定した改定率とする。以下この号において同じ。)を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)
旧厚生年金保険法第六十二条の二第一項第二号	十二万円	二十六万二千百円に改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)
旧厚生年金保険法附則第十六条第二項	九万八千四百円	十四万九千七百円に改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)
旧交渉法第二十五条の二	五十万千六百円に	政令で定める額(その額が十一万四千五百円に満たないときは、十一万四千五百円)
改正前の法律第九十二条附則第三条第二項	五十万千六百円) 五十七万千六百円	七十八万九百円に国民年金法(昭和三十四年法律第四百一十一号)第二十七条に規定する改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)
改正前の法律第九十二条附則第三条第三項	十八万円	当該額)
	二万四千円	七十八万九百円に国民年金法第二十七条に規定する改定率(以下「改定率」という。)を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)
	六万円	二十二万四千七百円に改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)

(旧船員保険法による給付)
 第八十七条 旧船員保険法による年金たる保険給付（前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による年金たる保険給付を含む。）及び前条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による脱退手当金については、第三項から第十二項まで及び第十四項並びに附則第三十五条第一項及び第三項、附則第五十六条第二項及び第六項から第八項まで、附則第六十九条第二項並びに前条の規定を適用する場合並びに当該給付に要する費用に関する事項を除き、なお従前の例による。

2 (略)

3 第一項に規定する年金たる保険給付については、次項、第七項及び第十項並びに附則第五十六条第二項及び第六項から第八項までの規定を適用する場合を除き、旧船員保険法中当該保険給付の額の計算及びその支給の停止に関する規定並びに当該保険給付の額の計算及びその支給の停止に関するこの法律によつて廃止され又は改正されたその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定（他の法令において、これらの規定を引用し、又はこれらの規定の例による場合を含む。）中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄の字句に読み替えるものとするほか、この項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に關し必要な技術的読替は、政令で定める。

旧船員保険法第三十五条第一号	四十九万二千円	七十三万二千七百二十円ニ国民年金法第二十七条ニ規定スル改定率（以下改定率ト称ス）ヲ乗ジテ得タル額（其ノ額ニ五円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五円以上十円未満ノ端数アルトキハ之ヲ十円ニ切上グルモノトス）
	三万二千八百円	四万八千八百四十八円ニ改定率ヲ乗ジテ得タル額（其ノ額ニ五十銭未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十銭以上一円未満ノ端数アルトキハ之ヲ一円ニ切上グルモノトス）
	三十六万九千円	五十四万九千五百四十円ニ改定率ヲ乗ジテ得タル額（其ノ額ニ五円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五円以上十円未満ノ端数アルトキハ之ヲ十円ニ切上グルモノトス）
	トス 三十六万九千円	当該額トス
旧船員保険法第三十五条第二号	七十五分ノ一	千五百分ノ十九
旧船員保険法第三十六条第一項	十八万円	二十二万四千七百円ニ改定率（国民年金法第二十七条の三及第二十七条の五ノ規定ノ適用ナカリシモノトシテ改定シタル改定率トス以下此ノ項ニ於テ同ジ）ヲ乗ジテ得タル額（其ノ額ニ五十円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス）
	六万円	二十二万四千七百円ニ改定率ヲ乗ジテ得タル額（其ノ額ニ五十円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス）

			十二万円	四十四万九千四百円ニ改定率ヲ乗ジテ得タル額（其ノ額ニ五十円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス）
		二万四千元	七万四千九百円ニ改定率ヲ乗ジテ得タル額（其ノ額ニ五十円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス）	
旧船員保険法第四十一条第一項		二十四万六千元	三十六万六千三百六十円ニ改定率ヲ乗ジテ得タル額（其ノ額ニ五十円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上十円未満ノ端数アルトキハ之ヲ十円ニ切上グルモノトス）	
第一号ロ		百分ノ百二十	五十分ノ五十七	
旧船員保険法第四十一条第二項及び第五十条ノ		五十万千六百元	七十八万九百円ニ改定率ヲ乗ジテ得タル額（其ノ額ニ五十円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス）ニ	
二第三項		トス	当該額トス	
旧船員保険法第四十一条ノ第二		十八万円	二十二万四千七百円ニ改定率（国民年金法第二十七条の三及第二十七条の五ノ規定ノ適用ナカリシモノトシテ改定シタル改定率トス以下此ノ項ニ於テ同ジ）ヲ乗ジテ得タル額（其ノ額ニ五十円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス）	
		六万円	二十二万四千七百円ニ改定率ヲ乗ジテ得タル額（其ノ額ニ五十円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス）	
		十二万円	四十四万九千四百円ニ改定率ヲ乗ジテ得タル額（其ノ額ニ五十円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス）	
		二万四千元	七万四千九百円ニ改定率ヲ乗ジテ得タル額（其ノ額ニ五十円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス）	
旧船員保険法第五十条ノ第一		六万千五百円	九万五千九百九十円ニ改定率ヲ乗ジテ得タル額（其ノ額ニ五十円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上十円未満ノ端数アルトキハ之ヲ十円ニ切上グルモノトス）	
項第二号ロ				
旧船員保険法第五十条ノ第一		百分ノ三十	二百分ノ五十七	
項第二号ハ				
旧船員保険法第五十条ノ第一		十二万三千元	十八万三千八百八十円ニ改定率ヲ乗ジテ得タル額（其ノ額ニ五十円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上十円未満ノ端数アルトキハ之ヲ十円ニ切上グルモノトス）	
項第三号ロ				
旧船員保険法第五十条ノ第一		百分ノ六十	百分ノ五十七	

<p>五十条ノ二第一項第三号ハ</p>	<p>旧船員保険法第五十条ノ三ノ二第一号</p>	<p>十二万円</p>	<p>十四万九千七百円ニ改定率（国民年金法第二十七条の三及第二十七条の五ノ規定ノ適用ナカリシモノトシテ改定シタル改定率トス以下此ノ号ニ於テ同ジ）ヲ乗ジテ得タル額（其ノ額ニ五十円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス）</p>
<p>旧船員保険法第五十条ノ三ノ二第二号</p>	<p>旧船員保険法附則第五項</p>	<p>二十一万円</p>	<p>二十六万二千百円ニ改定率ヲ乗ジテ得タル額（其ノ額ニ五十円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス）</p>
<p>旧船員保険法附則第六項</p>	<p>旧船員保険法第六十五條</p>	<p>十二万円</p>	<p>第十四条の三第一項第二号</p>
<p>旧船員保険法別表第三ノ二</p>	<p>第六十四條</p>	<p>障害補償年金、遺族補償年金又ハ傷病補償年金ノ額ノ改定ノ措置</p>	<p>第八條の四ニ於テ準用スル同法第八條の三第一項第二号</p>
<p>旧船員保険法附則第六項</p>	<p>第六十六條</p>	<p>障害補償一時金、障害補償年金、差額一時金、障害補償年金前払一時金、遺族補償一時金又ハ遺族補償年金前払一時金ノ額ノ改定ノ措置</p>	<p>第八條の四ニ於テ準用スル同法第八條の三第一項第二号</p>
<p>旧船員保険法附則第六項</p>	<p>第六十七條</p>	<p>六〇、〇〇〇円</p>	<p>第八條の四ニ於テ準用スル同法第八條の三第一項第二号</p>
<p>旧船員保険法附則第六項</p>	<p>第六十八條</p>	<p>六〇、〇〇〇円</p>	<p>第八條の四ニ於テ準用スル同法第八條の三第一項第二号</p>

旧交渉法第二十六條	五十万千六百円	一・二月分	一・二月分
	五十万千六百円	一・九月分	一・九月分
改正前の法律第百五号附則第十六條第三項	二千五十円	一・六月分	四四九、四〇〇円ニ改定率ヲ乗ジテ得タル額（其ノ額ニ五〇円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五〇円以上一〇〇円未満ノ端数アルトキハ之ヲ一〇〇円ニ切上グルモノトス）
	二千五十円	一・九月分	一・九月分
改正前の法律第百五号附則第十六條第四項第一号	八十六万千円	一四四、〇〇〇円	五二四、三〇〇円ニ改定率ヲ乗ジテ得タル額（其ノ額ニ五〇円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五〇円以上一〇〇円未満ノ端数アルトキハ之ヲ一〇〇円ニ切上グルモノトス）
	八十六万千円	二・二月分	二・七月分
附則第一百十條の規定による改正前の厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第七十二号）附則第十條	九万八千四百円	二四、〇〇〇円	七四、九〇〇円ニ改定率ヲ乗ジテ得タル額（其ノ額ニ五〇円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五〇円以上一〇〇円未満ノ端数アルトキハ之ヲ一〇〇円ニ切上グルモノトス）
	九万八千四百円	五十万千六百円	七十八万九百円に国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）第二十七條に規定する改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）に 当該額）
			三千五十三円に国民年金法第二十七條に規定する改定率（以下「改定率」という。）を乗じて得た額（その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。）
			三千五十三円に改定率を乗じて得た額（その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。）
			百二十八万二千二百六十円に改定率を乗じて得た額（その額に五円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数が生じたときは、これを十円に切り上げるものとする。）
			政令で定める額（その額が十一万四千五百円に満たないときは、十一万四千五百円）

改正前の法律第九十二号附則第八条第四項	五十万千六百円	七十八万九百円に国民年金法第二十七条に規定する改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）
---------------------	---------	--

第九十七条 (略)

2 附則第九十五条並びに新法第十七条ただし書（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十九条第六項、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）附則第十一項及び地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）附則第五条の三第四項において適用される場合を含む。）、第十八条、第十九条の二及び第二十条から第二十三条までの規定は、前項の規定により支給する旧法による福祉手当について準用する。

◎ 国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年国年法等改正法」という。）（抄）

附則

（老齢厚生年金等の額の計算に関する経過措置）

第二十条 厚生年金保険の被保険者であった期間の全部又は一部が平成十五年四月一日前であるときは、厚生年金保険法第四十三条第一項（同法第五十条第一項及び第六十条第一項第一号においてその例による場合並びに同法第四十四条第一項及び第四十四条の三第四項、昭和六十年改正法附則第五十九条第二項、附則第十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた第五条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の三第四項並びに厚生年金保険法附則第十七条の五の規定により読み替えられた同法第四十四条の二第一項並びに同法附則第七条の三第四項及び第十三条の四第四項において適用する場合を含む。）及び同法附則第九条の二第二項第二号（同法附則第九条の三第一項及び第三項（同条第五項においてその例による場合を含む。）並びに同法附則第九条の四第一項（同法附則第二十八条の三第二項及び第二十八条の四第二項においてその例による場合を含む。）及び第四項（同法附則第九条の四第六項においてその例による場合を含む。）並びに平成六年改正法附則第十八条第二項、第十九条第二項及び第四項並びに第二十条第二項及び第四項においてその例による場合を含む。）に定める額は、これらの規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算した額とする。

一 平成十五年四月一日前の被保険者であった期間の平均標準報酬月額（第六条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する平均標準報酬月額をいう。以下同じ。）の千分の七・一二五に相当する額に当該被保険者期間の月数を乗じて得た額

二 平成十五年四月一日以後の被保険者であった期間の平均標準報酬額の千分の五・四八一に相当する額に当該被保険者期間の月数を乗じて得た額

2・3 (略)

第二十一条 厚生年金保険法による年金たる保険給付の額については、前条の規定により計算した額が次の各号に掲げる額を合算して得た額に従前額改定率を乗じて得た額に満たないときは、同条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額を合算して得た額に従前額改定率を乗じて得た額を、同条に定める額とする。

一 平成十五年四月一日前の被保険者であった期間の平均標準報酬月額額の千分の七・五に相当する額に当該被保険者期間の月数を乗じて得た額

二 平成十五年四月一日以後の被保険者であった期間の平均標準報酬額の千分の五・七六九に相当する額に当該被保険者期間の月数を乗じて得た額

2 厚生年金保険の被保険者であった期間の全部が平成十五年四月一日以後であるときは、厚生年金保険法第四十三条第一項（同法第五十条第一項及び第六十条第一項第一号においてその例による場合並びに同法第四十四条第一項及び第四十四条の三第四項、昭和六十年改正法附則第五十九条第二項、附則第十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた第五条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の三第四項並びに厚生年金保険法附則第十七条の五の規定により読み替えられた同法第四十四条の二第一項並びに同法附則第七条の三第四項及び第十三条の四第四項において適用する場合を含む。）及び同法附則第九条の二第二項第二号（同法附則第九条の三第一項及び第三項（同条第五項においてその例による場合を含む。）並びに同法附則第九条の四第一項（同法附則第二十八条の三第二項及び第二十八条の四第二項においてその例による場合を含む。）及び第四項（同法附則第九条の四第六項においてその例による場合を含む。）並びに平成六年改正法附則第十八条第二項、第十九条第二項及び第四項並びに第二十条第二項及び第四項においてその例による場合を含む。）の規定により計算した額が、被保険者であった期間の平均標準報酬額の千分の五・七六九に相当する額に当該被保険者期間の月数を乗じて得た額に従前額改定率を乗じて得た額に満たないときは、これらの規定にかかわらず、当該額をこれらの規定に定める額とする。

3 平成十六年度における前二項の従前額改定率は、一・〇〇一とする。

4 第一項及び第二項の従前額改定率は、毎年度、厚生年金保険法第四十三条の三第一項又は第三項（同法第三十四条第一項に規定する調整期間にあっては、同法第四十三条の五第一項又は第四項）の規定の例により改定する。

5 第一項各号に掲げる額又は第二項に定める額を計算する場合における平均標準報酬月額及び平均標準報酬額の計算の基礎となる標準報酬月額及び標準賞与額については、第六条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十三条第一項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百四号。以下「平成十六年改正法」という。）第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三条第一項及び厚生年金保険法附則第十七条の二第二項から第四項までの規定にかかわらず、被保険者であった期間の各月の標準報酬月額及び標準賞与額に、附則別表第一の上欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額とする。

6 (略)

附則別表第一 (略)

◎ 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第一百一号。以下「平成十三年統合法」という。)(抄)

(農林漁業団体職員共済組合法等の廃止)
第一条 次に掲げる法律は、廃止する。

- 一 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)
- 二・三 (略)

附則

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 廃止前農林共済法 第一条の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法(農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十四号。以下「平成十二年農林共済改正法」という。))第二条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法をいう。
- 二 旧農林共済法 平成十二年農林共済改正法第二条の規定による改正前の農林漁業団体職員共済組合法をいう。
- 三 廃止前昭和六十年農林共済改正法 平成十二年農林共済改正法第五条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第七号)をいう。
- 四 昭和六十年農林共済改正法 平成十二年農林共済改正法第五条の規定による改正前の農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第七号)をいう。
- 五 旧制度農林共済法 昭和六十年農林共済改正法による改正前の農林漁業団体職員共済組合法をいう。
- 六 昭和六十年国民年金等改正法 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)をいう。
- 七 旧農林共済組合員期間 廃止前農林共済法第一条第一項に規定する農林漁業団体職員共済組合(以下「旧農林共済組合」という。))の組合員であった者の当該組合員であった期間(旧農林共済法又は他の法令の規定により当該組合員であった期間とみなされた期間を含む。)をいう。

2 (略)

(移行年金給付)

第十六条 旧農林共済法による年金である給付（前条の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法による年金である給付を含む。）については、第四項、第五項、第九項から第十五項まで、第十七項、第十九項及び第二十項の規定並びにこの法律に規定する当該給付の費用に関する規定を適用する場合を除き、廃止前農林共済法の規定及びこの法律によって廃止され、廃止されたものとされ、又は改正されたその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この項において「廃止前農林共済法等の規定」という。）は、なおその効力を有する。この場合において、廃止前農林共済法等の規定の適用に關し必要な技術的読替えその他廃止前農林共済法等の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

2 旧制度農林共済法による年金である給付については、第六項から第八項まで、第十五項、第十九項及び第二十項の規定並びにこの法律に規定する当該給付の費用に関する規定を適用する場合を除き、廃止前昭和六十年農林共済改正法附則の規定及びこの法律によって廃止され、廃止されたものとされ、又は改正された法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この項において「廃止前昭和六十年農林共済改正法等の規定」という。）は、なおその効力を有する。この場合において、廃止前昭和六十年農林共済改正法等の規定の適用に關し必要な技術的読替えその他廃止前昭和六十年農林共済改正法等の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

3 前二項に規定する年金である給付は、厚生年金保険の管掌者たる政府が支給する。

<p>4 第一項に規定する年金である給付（以下「移行農林共済年金」という。）については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句を、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えて同表の上欄に掲げる規定を適用する。</p>	<p>廃止前農林共済法第三十八條第二項</p>	<p>二十二万四千七百円に国民年金法第二十七條に規定する改定率であつて同法第二十七條の三及び第二十七條の五の規定の適用がないものとして改定したもの（以下「改定率」という。）を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）とし</p>
<p>七万七千百円</p>	<p>七万四千九百円に改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）</p>	
<p>二十万三千四百円</p>	<p>二十二万四千七百円に改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）</p>	
<p>六十万三千二百円より</p>	<p>国民年金法第三十三條第一項に規定する障害基礎年金の額に四分の三を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）より</p>	

廃止前農林共済法第四十二條第三項及び第四十五條の九

廃止前農林共済法第四十三條第二項	六十万三千二百円を	当該額を
廃止前農林共済法第四十八條	二十一万千四百円	二十二万四千七百円に改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）
廃止前農林共済法第九條第二項第一号	六十万三千二百円	国民年金法第三十八條に規定する遺族基礎年金の額の四分の三に相当する額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）
廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十五條第一項第一号及び第二項	千六百七十六円	千六百二十八円に改定率を乗じて得た額（その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。）
廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十五條第一項第二号	千六百七十六円	千六百二十八円に国民年金法第二十七條に規定する改定率（以下「改定率」という。）を乗じて得た額（その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。）
廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十五條第三項	額（新国民年金法第十六條の二の規定による年金の額の改定の措置が講ぜられたときは、当該改定後の額） 千六百七十六円にその率を乗じて得た額が三千百四十三円から千六百七十六円まで	額 千六百二十八円に改定率を乗じて得た額にその率を乗じて得た額（その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。）が三千五十三円に改定率を乗じて得た額（その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。）から千六百二十八円に改定率を乗じて得た額（その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。）まで
廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十五條第四項	三千百四十三円	三千五十三円に改定率を乗じて得た額（その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。）

(略)

廃止前昭和六十年農 林共済改正法附則第 十五条第五項	千六百七十六円 三千百四十三円	千六百二十八円に改定率を乗じて得た額（その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。） 三千五十三円に改定率を乗じて得た額（その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。）
廃止前昭和六十年農 林共済改正法附則第 二十六条第二号	額（新国民年金法第十六条の 二の規定による年金の額の改 定の措置が講ぜられたときは 、当該改定後の額） 三万四千百円	額 三万三千二百円に改定率（国民年金法第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定した改定率とする。以下この表において同じ。）を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）
廃止前昭和六十年農 林共済改正法附則別 表第四	六万八千三百円 十万二千五百円 十三万六千六百円 十七万七百元	六万六千三百円に改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。） 九万九千五百円に改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。） 十三万二千六百円に改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。） 十六万五千八百円に改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）

第二項の規定による年金である給付（以下「移行農林年金」という。）については、次の表の上欄に掲げる廃止前昭和六十年農林共済改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句を、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えて同表の上欄に掲げる規定を適用する。

附則第三十条第一項	合算額	合算額に百十分の百を乗じて得た額
附則第三十条第一項 第一号	七十五万四千三百二十円（ 七十五万四千三百二十円に 三万七千七百十六円 を加算した額	七十三万二千七百二十円に国民年金法第二十七条に規定する改定率（以下「改定率」という。）を乗じて得た額（その額に五円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数が生じたときは、これを十円に切り上げるものとする。以下「定額部分基本額」という。ただし、 定額部分基本額に 三万六千六百三十六円に改定率を乗じて得た額（その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。以下「定額部分加算額」という。）を加算した額とする。 厚生年金保険法附則別表第二
附則第三十条第一項 第二号	附則別表第六	厚生年金保険法附則別表第二
附則第三十条第二項	政令で定める額	政令で定める額に百十分の百を乗じて得た額
附則第三十四条第一項	相当する額	相当する額に百十分の百を乗じて得た額
附則第三十四条第一項	月数を乗じて得た額	月数を乗じて得た額に百十分の百を乗じて得た額
附則第三十四条第一項 第一号	七十五万四千三百二十円	定額部分基本額
附則第三十五条第一項	相当する額に平均標準給与の年額の百分の九・五（同欄の一级に該当する者にあつては百分の二十八・五とし、同欄の二级に該当する者にあつては百分の十九とする。）を加算した額	相当する額に百十分の百を乗じて得た額
附則第三十五条第一項	七十五万四千三百二十円	定額部分基本額

項 第一号		十円	定額部分基本額
附則第三十五条第二 項	三万七千七百十六円 百分の七十五に相当 する額	百分の七十五に相当する額に百十分の百を乗じて得た額（当該障害年金の受給権者が平成十四年三月三十一日において同一の障害に關し労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による障害年金又は傷病年金を受けている場合にあつては、政令で定める額）	
附則第三十五条第二 項 第一号	七十五万四千三百二十 十円	定額部分基本額	
附則第三十五条第三 項	政令で定める額 百分の九十七・二五 に相当する額	政令で定める額に百十分の百を乗じて得た額	
附則第三十八条第一 号	七十五万四千三百二 十円	「遺族年金基礎額」とい う。から平均標準給与の年額の百分の十九に相当する額を控除した額	
附則第三十八条第二 号	加算した額） 相当する額	加算した額）に百十分の百を乗じて得た額	
附則第三十八条第三 号	加算した額）	相当する額（当該遺族年金の受給権者が平成十四年三月三十一日において同一の事由に關し労働者災害補償保険法の規定による遺族年金を受けている場合（以下この条において「労災遺族年金受給の場合」という。）にあつては、政令で定める額）	
附則第三十八条第四 号	加算した額） 相当する額	加算した額）に百十分の百を乗じて得た額（労災遺族年金受給の場合にあつては、政令で定める額）	
附則第四十条	政令で定める額 百分の六十八・〇七 五に相当する額	相当する額に百十分の百を乗じて得た額（労災遺族年金受給の場合にあつては、政令で定める額）	
附則第四十一条第一 項 第一号	十五万四千二百円	政令で定める額に百十分の百を乗じて得た額	十四万九千七百円に改定率（国民年金法第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定した改定率とする。次号において同じ。）を

		乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）
附則第四十一条第一項第二号	二十六万九千九百円	二十六万二千百円に改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）
附則第四十一条第一項第三号	十五万四千二百円	十四万九千七百円に改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）

（存続組合の業務等）

第二十五条 旧農林共済組合は、第三項各号に掲げる業務を行うため、この法律の施行後も、廃止前農林共済法附則第二条の規定により設立された農林漁業団体職員共済組合としてなお存続するものとする。この場合において、廃止前農林共済法第二条、第三条、第四条第一項第一号、第二号、第四号及び第六号から第九号まで並びに第二項、第五条、第六条、第十条、第十一条、第六十三条から第七十四条まで、第七十六条第一項並びに第七十八条の二の規定は、なおその効力を有する。

2 (略)

3 第一項の規定によりなお存続するものとされる旧農林共済組合（以下「存続組合」という。）の業務は、次に掲げるものとする。

一 (略)

4 特例年金給付は、附則第三十一条から第四十六条までにおいて規定する次に掲げる給付とする。

- 一 特例退職共済年金
- 二 特例障害共済年金
- 三 特例遺族共済年金
- 四 特例退職年金
- 五 特例減額退職年金
- 六 特例通算退職年金
- 七 特例障害年金
- 八 特例遺族年金
- 九 特例通算遺族年金
- 十 特例老齢農林年金
- 十一 特例障害農林年金

十二 特例遺族農林年金

- 5 (略)
- 6 存続組合は、移行農林共済年金及び移行農林年金の支給に関する義務を免れる。
- 7 存続組合は、第三項各号に掲げる業務がすべて終了したときにおいて解散する。
- 8 (略)

(特例年金給付に係る平均給与月額)

第三十条 特例年金給付に係る平均給与月額は、次の各号に掲げる額の合算額をその者の旧農林共済組合員期間(昭和三十四年一月一日前の期間及び沖繩農林共済通算期間を除く。以下この項において同じ。)の月数で除して得た額に〇・九七一を乗じて得た額とする。

一 昭和六十年十月以後の旧農林共済組合員期間の各月の旧農林共済法による標準給与の月額に、附則別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額の合算額

二 昭和六十年九月以前の旧農林共済組合員期間の各月の旧農林共済法による標準給与の月額に、附則別表第三の上欄に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額の合算額

2 (略)

(特例通算退職年金の支給)

第四十条 施行日の前日において通算退職年金を受け権利を有していた者については、当該通算退職年金の算定の基礎となつて旧農林共済組合員期間を基礎として特例通算退職年金を支給する。ただし、その者が六十歳に満たない間は、その支給を停止する。

2 特例通算退職年金の額は、施行日の前日における昭和六十年農林共済改正法附則第三十四条の規定により算定した額に百分の十を乗じて得た額に〇・九七一を乗じて得た額とする。

3 附則第三十八条第八項及び第十項の規定は、特例通算退職年金について準用する。

◎ 国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号。以下「平成十六年国年法等改正法」という。)(抄)

附 則

(基礎年金の国庫負担に関する経過措置)

第十三条 (略)

256 (略)

7 平成十九年度から別に法律で定める年度（以下「特定年度」という。）の前年度までの各年度における第四条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項の規定の適用については、同項第一号中「第二十七条第三号、第五号及び第七号に規定する月数」とあるのは「第二十七条第三号、第五号及び第七号（平成十九年度及び平成二十年度にあつては、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第九条第二項の規定により読み替えられた第二十七条第三号、第五号及び第七号）に規定する月数」と、「の二分の一に相当する額」とあるのは「に、三分の一に千分の三十二を加えた率を乗じて得た額」と、同項第二号イ(1)中「八分の一を乗じて」とあるのは「十二分の一を乗じて」と、同号イ(2)中「四分の一を乗じて」とあるのは「六分の一を乗じて」と、同号イ(3)中「八分の三を乗じて」とあるのは「四分の一を乗じて」と、同号イ(4)中「二分の一を乗じて」とあるのは「三分の一を乗じて」と、同項第三号中「百分の二十」とあるのは「百分の三十七」とする。

第十四条 平成二十一年度以後の各年度における第四条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項第一号（前条第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当分の間、同号中「から第二十七条第三号、第五号及び第七号」とあるのは、「から第二十七条第三号、第五号及び第七号並びに国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十条第一項第三号、第五号、第七号、第九号、第十一号及び第十三号」とする。

2・3 (略)

(国民年金の保険料の免除の特例)

第十九条 平成十七年四月から平成十八年六月までの期間において、三十歳に達する日の属する月の前月までの被保険者期間がある第一号被保険者等（国民年金法第七條第一項第一号に規定する第一号被保険者又は第一号被保険者であつた者をいう。以下この条において同じ。）であつて次の各号のいずれかに該当するものから申請があつたときは、厚生労働大臣は、当該被保険者期間のうちその指定する期間（第二條の規定による改正後の国民年金法第九十條第一項若しくは第九十條の二第一項の規定の適用を受ける期間又は同法第九十條第一項に規定する学生等（以下「学生等」という。）である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る国民年金の保険料については、国民年金法第八十八條第一項の規定にかかわらず、既に納付されたもの及び同法第九十三條第一項の規定により前納されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を同法第五條第四項に規定する保険料全額免除期間（同法第九十四條第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、配偶者が次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

一 当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得（一月から厚生労働省令で定める月までの月分の保険料については、前々年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。

二 第二條の規定による改正後の国民年金法第九十條第一項第二号から第四号までに該当するとき。

三 国民年金の保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。

2 平成十八年七月から平成二十七年六月までの期間において、三十歳に達する日の属する月の前月までの被保険者期間がある第一号被保険者等であつて次の各号のいずれかに該当するものから申請があつたときは、厚生労働大臣は、当該被保険者期間のうちその指定する期間（第四条の規定による改正後の国民年金法第九十条第一項若しくは第九十条の二第一項から第三項までの規定の適用を受ける期間又は学生等である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る国民年金の保険料については、国民年金法第八十八条第一項の規定にかかわらず、既に納付されたもの及び同法第九十三条第一項の規定により前納されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を同法第五条第四項に規定する保険料全額免除期間（第四条の規定による改正後の国民年金法第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、配偶者が次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

一 当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得（一月から厚生労働省令で定める月までの月分の保険料については、前々年の所得とする。）が、その者の所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の有無及び数に依りて、政令で定める額以下であるとき。

二 第四条の規定による改正後の国民年金法第九十条第二号から第四号までに該当するとき。

三 国民年金の保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。

3 5 6 (略)
第三十二条 (略)
(厚生年金保険の基礎年金拠出金の国庫負担に関する経過措置)

2 5 6 (略)
6 平成十九年度から特定年度の前年度までの各年度における第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十条第一項の規定の適用については、同項中「の二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の三十二を加えた率を乗じて得た額」とする。

◎ 平成十六年国年法等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法（抄）

第二十七条 老齢基礎年金の額は、八十万四千二百円とする。ただし、保険料納付済期間の月数が四百八十に満たない者に支給する場合は、八十万四千二百円に、次の各号に掲げる月数を合算した月数（四百八十を限度とする。）を四百八十で除して得た数を乗じて得た額とする。

第三十三条 障害基礎年金の額は、八十万四千二百円とする。
2 (略)

第三十三条の二 障害基礎年金の額は、受給権者がその権利を取得した当時その者によつて生計を維持していたその者の子（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び二十歳未満であつて障害等級に該当する障害の状態にある子に限る。）があるときは、前条の規定にかかわらず、同条に定める額にその子一人につきそれぞれ七万七千円（そのうち二人までについては、それぞれ二十三万四千円）を加算した額とする。

2 3 4 (略)

第三十八条 遺族基礎年金の額は、八十万四千二百円とする。

第三十九条 妻に支給する遺族基礎年金の額は、前条の規定にかかわらず、同条に定める額に妻が遺族基礎年金の受給権を取得した当時第三十七条の二第一項に規定する要件に該当し、かつ、その者と生計を同じくした子につきそれぞれ七万七千円（そのうち二人までについては、それぞれ二十三万四千円）を加算した額とする。

2 3 (略)

第三十九条の二 子に支給する遺族基礎年金の額は、当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡について遺族基礎年金の受給権を取得した子が二人以上あるときは、第三十八条の規定にかかわらず、同条に定める額にその子のうち一人を除いた子につきそれぞれ七万七千円（そのうち一人については、二十三万四千円）を加算した額を、その子の数で除して得た額とする。

2 (略)

◎ 平成十六年国年法等改正法第七条の規定による改正前の厚生年金保険法（抄）

第四十四条 (略)

2 前項に規定する加給年金額は、同項に規定する配偶者については二十三万四千円とし、同項に規定する子については一人につき七万七千円（そのうち二人までについては、それぞれ二十三万四千円）とする。

3 3 5 (略)

第五十条 (略)

2 (略)

3 障害の程度が障害等級の三級に該当する者に支給する障害厚生年金の額が六十万三千二百円に満たないときは、第一項の規定

4 にかかわらず、その額を六十万三千二百円とする。
(略)

第五十条の二 障害の程度が障害等級の一級又は二級に該当する者に支給する障害厚生年金の額は、受給権者がその権利を取得した当時その者によつて生計を維持していたその者の六十五歳未満の配偶者があるときは、前条の規定にかかわらず、同条に定める額に加給年金額を加算した額とする。

2 前項に規定する加給年金額は、二十三万四千四百円とする。
(略)

第六十二条 遺族厚生年金(第五十八条第一項第四号に該当することにより支給されるものであつて、その額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であるものを除く。)の受給権者である妻であつてその権利を取得した当時三十五歳以上六十五歳未満であつたもの又は三十五歳に達した当時当該被保険者若しくは被保険者であつた者の子で国民年金法第三十七条の二第一項に規定する要件に該当するもの(当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡後に同法第三十九条第三項第二号から第八号までのいずれかに該当したことがあるものを除く。)と生計を同じくしていたものが四十歳以上六十五歳未満であるときは、第六十条の遺族厚生年金の額に六十万三千二百円を加算する。

2 (略)

附 則

第九条の二 (略)

2 前項の請求があつたときは、当該請求に係る老齢厚生年金の額は、第四十三条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算した額とするものとし、当該請求があつた月の翌月から、年金の額を改定する。

- 一 千六百七十六円に被保険者期間の月数(当該月数が四百四十四を超えるときは、四百四十四とする。)を乗じて得た額
 - 二 被保険者であつた全期間の平均標準報酬額の千分の五・四八一に相当する額に被保険者期間の月数を乗じて得た額
- 3・4 (略)

◎ 平成十六年国年法等改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年国年法等改正法(抄)

附 則

第十四条 老齡基礎年金の額は、受給権者（次条第一項若しくは第二項又は附則第十八条第一項に該当する者を除く。）が、大正十五年四月二日から昭和四十一年四月一日までの間に生まれた者であつて、六十五歳に達した日において、次の各号のいずれかに該当するその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条、次条及び附則第十八条において同じ。）によつて生計を維持していたとき（当該六十五歳に達した日の前日において当該配偶者がその受給権を有する次の各号に掲げる年金たる給付の加給年金額の計算の基礎となつていた場合に限る。）は、附則第十七条並びに国民年金法第二十七条、第二十八条、附則第九条の二及び第九条の二の二の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に、二十三年千四百円にその者の生年月日に応じて政令で定める率を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、その者が老齡厚生年金、退職共済年金その他の老齡又は退職を支給事由とする給付であつて政令で定めるものを受けることができるときは、この限りでない。

一・二 (略)

2 3 4 (略)

第五十二条 厚生年金保険の被保険者であつた期間の一部が、附則第四十七条第二項に規定する第三種被保険者であつた期間（同条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間を含む。以下この条において「旧第三種被保険者等であつた期間」という。）若しくは同条第四項に規定する第三種被保険者等であつた期間（以下この条において「第三種被保険者等であつた期間」という。）又は平成八年改正法附則第五条第二項に規定する旧船員組合員であつた期間（以下この条において「旧船員組合員であつた期間」という。）若しくは同条第三項に規定する新船員組合員であつた期間（以下この条において「新船員組合員であつた期間」という。）であるときは、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第二十条第一項第一号に定める額は、同号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算した額とする。ただし、老齡厚生年金及び遺族厚生年金（厚生年金保険法第五十八条第一項第四号に該当することにより支給されるものに限る。）の額を計算する場合においてその計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数が二百四十未満であるとき（附則第十二条第一項第四号から第七号までのいずれかに該当するときを除く。）、障害厚生年金の額を計算する場合において同法第五十条第一項後段の規定の適用があるとき又は遺族厚生年金（同法第五十八条第一項第四号に該当することにより支給されるものを除く。）の額を計算する場合において同法第六十条第一項後段の規定の適用があるときは、この限りでない。

一 3 (略)

第六十条 (略)

2 次の表の上欄に掲げる者に支給する老齡厚生年金の配偶者に係る加給年金額については、厚生年金保険法第四十四条第二項（同法附則第九条の二第三項、第九条の三第二項及び第四項（同条第五項においてその例による場合を含む。）並びに第九條の四第三項及び第五項（同条第六項においてその例による場合を含む。）並びに平成六年改正法附則第十八条第三項、第十九条第三項及び第五項、第二十条第三項及び第五項並びに第二十七条第十三項及び第十四項において準用する場合を含む。）の規定にか

かわらず、同法第四十四条第二項に定める額に、それぞれ同表の下欄に掲げる額を加算した額とする。

昭和九年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	三万四千百円
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	六万八千三百円
昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者	十万二千五百円
昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	十三万六千六百円
昭和十八年四月二日以後に生まれた者	十七万七百元

◎ 平成十六年国年法等改正法第十四条の規定による改正前の平成十二年国年法等改正法（抄）

附 則

（老齢厚生年金等の額の計算に関する経過措置）

第二十条 厚生年金保険の被保険者であった期間の全部又は一部が平成十五年四月一日前であるときは、第六条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三条第一項（第五条の規定による改正後の厚生年金保険法第五十条第一項及び第六十条第一項においてその例による場合並びに同法第四十四条第一項、第十五条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第五十九条第二項、附則第十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた第五条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の三、第四項並びに第六条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第十七条の二、第六項の規定により読み替えられた同法第四十四条の二、第二項並びに第五条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第七条の三、第四項及び第十三条の四、第四項において適用する場合を含む。）及び第六条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第九条の二、第二項、第二号（第四条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第九条の三、第一項及び第三項（同条第五項においてその例による場合を含む。）並びに第五条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第九条の四、第一項（厚生年金保険法附則第二十八条の三、第二項及び第二十八条の四、第二項においてその例による場合を含む。）及び第四項（第五条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第九条の四、第六項においてその例による場合を含む。）並びに第十九条の規定による改正後の平成六年改正法附則第十八条第二項、第十九条第二項及び第四項並びに第二十条第二項及び第四項においてその例による場合を含む。）に定める額は、これらの規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算した額とする。

- 一 平成十五年四月一日前の被保険者であった期間の平均標準報酬月額（第六条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する平均標準報酬月額をいう。以下同じ。）の千分の七・一二五に相当する額に当該被保険者期間の月数を乗じて得た額
- 二 平成十五年四月一日以後の被保険者であった期間の平均標準報酬額の千分の五・四八一に相当する額に当該被保険者期間の月数を乗じて得た額

2・3 (略)

第二十一条 厚生年金保険法による年金たる保険給付の額については、前条の規定により計算した額が次の各号に掲げる額を合算して得た額に一・〇三〇三を乗じて得た額に満たないときは、同条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額を合算して得た額に一・〇三一を乗じて得た額を、同条に定める額とする。

2 前項各号に掲げる額を計算する場合における平均標準報酬月額及び平均標準報酬額の計算の基礎となる標準報酬月額及び標準賞与額については、第六条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十三条第一項及び第六条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第十七条の二第一項から第四項までの規定にかかわらず、被保険者であった期間の各月の標準報酬月額及び標準賞与額に、附則別表第一の上欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額とする。

3 10 (略)

◎ 平成十六年国年法等改正法第三十一条の規定による改正前の平成十三年統合法(抄)

附則

(移行年金給付)

第十六条 旧農林共済法による年金である給付(前条の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法による年金である給付を含む。)については、第四項、第八項から第十一項まで、第十三項及び第十四項の規定並びにこの法律に規定する当該給付の費用に関する規定を適用する場合を除き、廃止前農林共済法の規定及びこの法律によつて廃止され、廃止されたものとされ、又は改正されたその他の法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この項において「廃止前農林共済法等の規定」という。)は、なおその効力を有する。この場合において、廃止前農林共済法等の規定の適用に關し必要な技術的読替えその他廃止前農林共済法等の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

2 14 (略)

(特例障害農林年金の支給)

第四十五条 (略)

2 特例障害農林年金の額は、平均標準給与月額(附則第十六条第八項及び第九項に規定する平均標準給与月額をいう。次条第二項において同じ。)の千分の七・一二五に相当する額に旧農林共済組合員期間の月数(当該月数が三百未満であるときは、三百)を乗じて得た額(障害の程度が厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級の一級に該当する者にあつては、その額の百分の百二十五に相当する額)とする。

3 5 (略)

(特例遺族農林年金の支給)

第四十六条 (略)

- 2 特例遺族農林年金の額は、平均標準給与月額額の千分の七・一二五に相当する額に旧農林共済組合員期間の月数(当該月数が三百未満であるときは、三百)を乗じて得た額の四分の三に相当する額とする。
- 3・4 (略)

◎ 昭和六十年国年法等改正法第一条の規定による改正法の国民年金法(抄)

第二十七条 老齢年金の額は、次の各号に定める額を合算した額とする。

- 一 千六百八十円に保険料納付済期間の月数を乗じて得た額
 - 二 千六百八十円に保険料免除期間の月数を乗じて得た額の三分の一に相当する額
- 2 (略)

第三十八条 母子年金の額は、五十万千六百円とする。

第三十九条 母子年金の額は、妻が母子年金の受給権を取得した当時第三十七条第一項に規定する要件に該当し、かつ、その者と生計を同じくした子が二人以上あるときは、前条の規定にかかわらず、同条に定める額にその子のうち一人を除いた子につきそれぞれ二万四千円(そのうち一人については、六万円)を加算した額とする。

2・3 (略)

第三十九条の二 第三十八条又は前条第一項の母子年金の額には、当該夫の死亡について公的年金給付であつて政令で定めるものを受けることができる者がいないときは、十八万円を加算する。

2 (略)

第四十三条 遺児年金の額は、五十万千六百円とする。

第四十四条 遺児年金の額は、当該父又は母の死亡について遺児年金の受給権を取得した子が二人以上あるときは、前条の規定にかかわらず、同条に定める額にその子のうち一人を除いた子につきそれぞれ二万四千円(そのうち一人については、六万円)を

2 加算した額を、その子の数で除して得た額とする。
(略)

(母子福祉年金の額)
第六十二条 母子福祉年金の額は、四十一万四千円とする。

第六十三条 母子福祉年金の額は、妻が母子福祉年金の受給権を取得した当時第六十一条第一項に規定する要件に該当し、かつ、その者と生計を同じくした子が二人以上あるときは、前条の規定にかかわらず、同条に定める額にその子のうち一人を除いた子につきそれぞれ二万四千円(そのうち一人については、六万円)を加算した額とする。
2 (略)

第七十七条 前条の表の上欄に掲げる者であつて、被保険者期間が二十五年未満であり、かつ、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間又は保険料免除期間が十年以上あるものに支給する老齢年金の額は、第二十七条の規定にかかわらず、同条第一項に定める額と、次の第一号に掲げる額に次の第二号に掲げる数を乗じて得た額とを合算した額とする。ただし、六十五歳以上七十歳未満の者に別表に定める程度の障害の状態にある間支給する老齢年金の額又は七十歳以上の者に支給する老齢年金の額が三十一万八千円に満たないときは、三十一万八千円とする。

一 八百五十円に、三百から被保険者期間の月数を控除した数を乗じて得た額
二 保険料納付済期間と保険料免除期間の二分の一に相当する期間とを合算した期間の月数を、被保険者期間の月数で除して得た数
2 4 (略)

第七十八条 (略)
2 前項の規定による老齢年金であつて、六十五歳以上七十歳未満の者に別表に定める程度の障害の状態にある間支給するもの又は七十歳以上の者に支給するものの第二十七条第一項に定める額が三十一万八千円に満たないときは、同項の規定にかかわらず、三十一万八千円とする。
3 6 (略)

第七十九条の二 (略)
4 老齢福祉年金の額は、三十一万八千円とする。
5 7 (略)

◎ 昭和六十年国年法等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法

第三十四条 基本年金額は、次の各号に掲げる額を合算した額とする。

一 二千五十円に被保険者期間の月数を乗じて得た額

二 被保険者であつた全期間の平均標準報酬月額（被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額を平均した額をいう。以下同じ。）の千分の十に相当する額に被保険者期間の月数を乗じて得た額

2・3 (略)

4 被保険者であつた期間の一部が第三種被保険者であつた期間であるときは、第一項第二号に掲げる額は、同号の規定にかかわらず、第三種被保険者であつた期間の平均標準報酬月額額の千分の十に相当する額に第三種被保険者としての被保険者期間の月数を乗じて得た額と、第三種被保険者以外の被保険者であつた期間の平均標準報酬月額額の千分の十に相当する額に第三種被保険者以外の被保険者としての被保険者期間の月数を乗じて得た額との合算額とする。但し、第二項の規定が適用される場合は、この限りでない。

5 加給年金額は、その計算の基礎となる配偶者については、十八万円とし、その計算の基礎となる子については一人につき二十四千円とする。ただし、当該子のうち二人までについては、それぞれ六万円とする。

第五十条 障害年金の額は、次の各号に掲げる額とする。

一 障害の程度が別表第一に定める一級に該当する場合の障害年金にあつては、基本年金額の百分の百二十五に相当する額に加給年金額を加算した額

二 障害の程度が別表第一に定める二級に該当する場合の障害年金にあつては、基本年金額に加給年金額を加算した額

三 障害の程度が別表第一に定める三級に該当する場合の障害年金にあつては、基本年金額の百分の七十五に相当する額（その額が五十万千六百円に満たないときは、五十万千六百円）

2 (略)

第六十条 (略)

2 前項の場合において、基本年金額の百分の五十に相当する額が五十万千六百円に満たないときは、同項の規定にかかわらず、その額を五十万千六百円とする。

第六十二条の二 遺族年金の受給権者である妻が次の各号のいずれかに該当するときは、第六十条の遺族年金の額に当該各号に定める額を加算する。ただし、その者が当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡について恩給法による扶助料その他遺族年金に相当する給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができるときは、この限りでない。

一 当該遺族年金の加給年金額の計算の基礎となつている子があるとき 十二万円（その子が二人以上あるときは二十一万円）

- 二 六十歳以上であるとき（前号に該当するときを除く。） 十二万円
2 (略)

◎ 昭和六十年国年法等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（抄）

〔老齡年金の額〕

第三十五条 老齡年金ノ額ハ左ノ各号ニ掲グル額ヲ合算シタル金額トス

- 一 四十九万二千円（被保険者タリシ期間十五年以上ナル者ニ関シテハ十五年以上一月ヲ増ス毎其ノ一月ニ対シ三万二千八百円ヲ十二ヲ以テ除シテ得タル額ヲ加ヘタル額トシ其ノ加フベキ額が三十六万九千円ヲ超ユルトキハ其ノ加フベキ額ハ三十六万九千円トス）
二 平均標準報酬月額ノ七十五分ノ一二相当スル額ニ被保険者タリシ期間ノ月数ヲ乗ジテ得タル額

〔加給金〕

第三十六条 老齡年金ノ支給ヲ受クル者ニ老齡年金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタル当時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル配偶者又ハ十八歳未滿ノ子アルトキハ其ノ配偶者ニ在リテハ八万円ヲ、其ノ子ニ在リテハ子一人アルトキハ六万円、子二人アルトキハ十二万円、子三人以上アルトキハ十二万円ニ其ノ子ノ中二人ヲ除キタル子一人ニ付二万四千円ヲ加ヘタル金額ヲ前条ノ老齡年金ノ金額ニ加給ス但シ老齡年金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタル当時ヨリ引続キ別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ル子ニ付テハ十八歳以上ト雖モ之ヲ加給ス

② (略)

〔障害年金の額〕

第四十一条 障害年金ノ額ハ左ノ區別ニ依ル金額トス

- 一 被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ職務上ノ事由ニ因リ障害ノ状態ト為リタル場合ニ於イテハ左ニ掲グル額ヲ合算シタル金額（被保険者タリシ期間十五年以上ナル者ニ関シテハ十五年以上一年ヲ増ス毎其ノ一年ニ対シ平均標準報酬日額ノ六日分ニ相当スル金額ヲ加ヘタル金額トス）
イ 最終標準報酬月額ニ障害ノ程度ニ応ジ別表第一中欄ニ定ムル月数ヲ乗ジテ得タル額（其ノ額政令ヲ以テ定ムル額ニ満たザルトキハ当該政令ヲ以テ定ムル額）
ロ 二十四万六千円ト平均標準報酬月額ノ百分ノ百二十二相当スル額トヲ合算シタル額ニ障害ノ程度ニ応ジ別表第一下欄ニ定ムル率ヲ乗ジテ得タル額
二 被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ職務外ノ事由ニ因リ障害ノ状態ト為リタル場合ニ於テハ第三十五条ノ例ニ依リ計算シタル

額（被保険者タリシ期間ノ月数ガ百八十二満タザルトキハ百八十トシテ計算シタル額トス）ニ障害ノ程度ニ応ジ別表第一ノ二
ニ定ムル率ヲ乗ジテ得タル金額

② 障害年金ノ額ハ前項ノ規定ニ依リ計算シタル額五十万千六百円ニ満タザルトキハ之ヲ五十万千六百円トス

③ ⑤（略）

〔加給金〕

第四十一条ノ二 前条第一項第一号ノ規定ニ該当シタルニ因リ障害年金ノ支給ヲ受クル者ニシテ其ノ障害ノ状態ガ別表第四上欄ニ定ムル一級乃至五級ニ該当スルモノ又ハ同条同項第二号ノ規定ニ該当シタルニ因リ障害年金ノ支給ヲ受クル者ニシテ其ノ障害ノ状態ガ別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ニ該当スルモノノ配偶者又ハ十八歳未満ノ子ニシテ障害年金ノ支給ヲ受クルモノガ障害ノ状態ト為リタル当時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル者アルトキハ其ノ配偶者ニ在リテハ八万ヲ、其ノ子ニ在リテハ子一人アルトキハ八万八千円、子二人アルトキハ十二万円、子三人以上アルトキハ十二万円ニ其ノ子ノ中二人ヲ除キタル子一人ニ付七万七千円ヲ加ヘタル金額ヲ前条各項ノ金額ニ加給ス但シ障害年金ヲ受クル者ガ障害ノ状態ト為リタル当時ヨリ引続キ別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ル子ニ付テハ十八歳以上ト雖モ之ヲ加給ス

②（略）

〔遺族年金の額〕

第五十条ノ二 遺族年金ノ額ハ左ノ區別ニ依ル金額トス

一 前条第一項第一号ニ該当スルニ因ルモノナルトキハ第三十五条ノ例ニ依リ計算シタル額（被保険者タリシ期間ノ月数ガ百八十二満タザルトキハ百八十トシテ計算シタル額トス）ノ二分ノ一ニ相当スル金額

二 前条第一項第二号ニ該当スルニ因ルモノナルトキハ左ニ掲グル額ヲ合算シタル金額

イ 最終標準報酬月額ノ二・七五五分ニ相当スル額

ロ 六万五千五百円

ハ 平均標準報酬月額ノ百分ノ三十二相当スル額

三 前条第一項第三号ニ相当スルニ因ルモノナルトキハ左ニ掲グル額ヲ合算シタル金額

イ 最終標準報酬月額ノ五・五五分ニ相当スル額（其ノ額政令ヲ以テ定ムル額ニ満タザルトキハ当該政令ヲ以テ定ムル額）

ロ 十二万三千円

ハ 平均標準報酬月額ノ百分ノ六十二相当スル額

四（略）

②（略）

③ 遺族年金ノ額ハ前二項ノ規定ニ依リ計算シタル額五十万千六百円ニ満タザルトキハ之ヲ五十万千六百円トス

〔寡婦加算〕

第五十条ノ三ノ二 遺族年金ノ支給ヲ受クル妻ガ左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ当該各号ニ定ムル金額（第五十条第一項第三号ニ該当シタルニ因リ支給スベキ遺族年金ニ在リテハ当該各号ニ定ムル額ノ二分ノ一ニ相当スル金額）ヲ第五十条ノ二各項ノ遺族年金ノ額ニ加給ス但シ其ノ者ガ同一ノ事由ニ因リ恩給法ニ依ル扶助料其ノ他遺族年金ニ相当スル給付ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノノ支給ヲ受クベキトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 前条ノ規定ニ依リ加給スベキ金額ノ計算ノ基礎ト為リタル子アルトキ十二万円（其ノ子二人以上アルトキハ二十一万円）

二 六十歳以上ナルトキ（前号ニ該当スルトキヲ除ク） 十二万円

別表三ノ二（第二十三条ノ七、第五十条ノ三関係）

子ノ数	金	額
一人	二三一、四〇〇円	最終標準報酬月額ノ一・二月分ニ相当スル金額
二人	四六二、八〇〇円	最終標準報酬月額ノ一・九月分ニ相当スル金額
三人	五三九、九〇〇円	最終標準報酬月額ノ二・七月分ニ相当スル金額
四人	一四四、〇〇〇円ニ其ノ子ノ中三人ヲ除キタル子一人ニ付七七、一〇〇円ヲ加ヘタル	最終標準報酬月額ノ二・七月分ニ相当スル金額
以上	金額	

◎ 昭和六十年国年法等改正法第七十七条の規定による改正前の船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第五号）（抄）

附 則

第十六条（旧陸軍共済組合等の組合員であつた期間に関する特例）

- 2 (略)
- 3 第一項の規定により被保険者であつた期間とみなされる旧共済組合員期間を有する者に対して支給する船員保険法による通算老齢年金の額は、当該旧共済組合員期間を除く被保険者であつた期間につき船員保険法第三十九条ノ三の規定により計算した額と、二千五百円に当該旧共済組合員期間の月数を乗じて得た額とを合算した金額とする。
- 4 第一項の規定により被保険者であつた期間とみなされる旧共済組合員期間を有する者について、船員保険法第五十条第一項第一号に該当したことにより支給する遺族年金の額を計算する場合にあつては、同法第五十条ノ二第一項第一号の金額は、次の各号の金額を合算した額の二分の一に相当する金額とする。
 - 一 当該旧共済組合員期間を除く被保険者であつた期間（以下この号及び次号において単に「被保険者であつた期間」という。

（）につき船員保険法第三十五条第一号の規定の例により計算した額と、二千五十円に当該旧共済組合員期間の月数（被保険者であつた期間の月数が百八十に満たないときは、百八十から被保険者であつた期間の月数を控除して得た月数を、当該旧共済組合員期間から控除して得た月数）を乗じて得た額を合算した金額（当該金額が八十六万円を超えるときは、八十六万円）
二 被保険者であつた期間につき船員保険法第三十五条第二号の規定の例により計算した金額（被保険者であつた期間の月数が百八十に満たないときは、これを百八十として計算した金額）

◎ 昭和六十年国年法等改正法附則第二条第一項の規定による廃止前の厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭和二十九年法律第七号）（抄）

（遺族年金の額の特例）

第二十五条の二 第二条第一項又は第三条の二第一項の規定により船員保険の被保険者であつた期間が厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされる者が死亡した場合において、その者が死亡前に厚生年金保険法第四十二条第一項第一号に規定する期間を満たしていたときは、その者の遺族に支給する同法による遺族年金の額は、同法第六十条第一項の規定にかかわらず、第十一条の二第一項各号（第二号ただし書を除く。）に掲げる額を合算した額の二分の一に相当する額（その額が五十万六千六百円に満たないときは、五十万六千六百円）とする。ただし、妻又は子に対する遺族年金の額は、その額に加給年金額を加算した額とする。

第二十六条 第三条第一項又は第四条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間が船員保険の被保険者であつた期間とみなされる者が死亡した場合において、その者が死亡前に船員保険法第三十四条第一項第一号に規定する期間を満たしていたときは、その者の遺族に支給する船員保険法による遺族年金の額は、同法第五十条ノ二第一項第一号の規定にかかわらず、第十二条第一項各号（第三号ただし書を除く。）に掲げる額を合算した額の二分の一に相当する額（その額が五十万六千六百円に満たないときは、五十万六千六百円）とする。

◎ 平成十三年統合法第一条の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）（抄）

（年金額）

第三十七条 退職共済年金の額は、次の各号に掲げる額の合算額とする。ただし、一年以上の組合員期間を有しない者に係る退職共済年金の額は、第一号に掲げる額とする。

一 平均標準給与月額額の千分の七・一二五に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額

二 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 組合員期間が二十年以上である者 平均標準給与月額額の千分の一・四二五に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額

ロ 組合員期間が二十年未満である者 平均標準給与月額額の千分の〇・七一三に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額

2・3 (略)

第三十八条 (略)

2 前項に規定する加給年金額は、同項に規定する配偶者については二十三万四千四百円とし、同項に規定する子については一人につき七万七千円（そのうち二人までについては、それぞれ二十三万四千四百円）とする。

3・4 (略)

(障害共済年金の額)

第四十二条 障害共済年金の額は、次の各号に掲げる額の合算額とする。

一 平均標準給与月額額の千分の七・一二五に相当する額に組合員期間の月数（当該月数が三百未満であるときは、三百）を乗じて得た額（障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、その額の百分の百二十五に相当する額）

二 平均標準給与月額額の千分の一・四二五に相当する額に組合員期間の月数（当該月数が三百未満であるときは、三百）を乗じて得た額（障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、その額の百分の百二十五に相当する額）

2 第三十九条若しくは第四十条の場合において障害共済年金の給付事由に係る障害が職務又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第二項及び第三項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病（以下「職務等傷病」という。）によるものであるとき、又は前条の場合において同条第一項に規定する基準障害と他の障害がいずれも職務等傷病によるものであるときにおける前三条の規定による障害共済年金（以下「職務等による障害共済年金」という。）の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合算額とする。

一 平均標準給与月額額の千分の七・一二五に相当する額に組合員期間の月数（当該月数が三百未満であるときは、三百）を乗じて得た額（障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、その額の百分の百二十五に相当する額）

二 平均標準給与月額に十二を乗じて得た額の百分の十九（障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、百分の二十八・五）に相当する額（組合員期間の月数が三百を超えるときは、その額にその超える月数一月につき平均標準給与月額額の千分の一・四二五に相当する額（障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、その額の百分の百二十五に相当する額）を加算した額）

3 前二項の場合において、障害共済年金の給付事由に係る障害について国民年金法による障害基礎年金が支給されない者に支給する障害共済年金については、第一項第一号又は前項第一号に掲げる額が六十万三千二百円より少ないときは、六十万三千二百

円をこれらの規定に掲げる額とする。

4・5 (略)

第四十三条 (略)

2 前項に規定する加給年金額は、二十三万四千四百円とする。

3 (略)

(年金額)

第四十七条 遺族共済年金額は、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給される年金 次のイ及びロに掲げる額の合算額の四分の三に相当する額

イ 平均標準給与月額 \times 千分の七 \times 一二五に相当する額に組合員期間の月数(当該月数が三百未満であるときは、三百)を乗じて得た額

ロ 平均標準給与月額 \times 千分の一 \times 四二五に相当する額に組合員期間の月数(当該月数が三百未満であるときは、三百)を乗じて得た額

二 前条第一項第四号に該当することにより支給される年金 次のイ及びロに掲げる額の合算額の四分の三に相当する額

イ 平均標準給与月額 \times 千分の七 \times 一二五に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額

ロ 次の(1)又は(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

(1) 組合員期間が二十年以上である者 平均標準給与月額 \times 千分の一 \times 四二五に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額

(2) 組合員期間が二十年未満である者 平均標準給与月額 \times 千分の〇 \cdot 七一三に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額

2 組合員が、職務等傷病により組合員である間又は退職した後死亡した場合における遺族共済年金(以下「職務等による遺族共済年金」という。)の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合算額とする。

一 平均標準給与月額 \times 千分の七 \times 一二五に相当する額に組合員期間の月数(前条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することによりしきゅうされる遺族共済年金にあつては、当該月数が三百未満であるときは、三百)を乗じて得た額の四分の三に相当する額

二 平均標準給与月額 \times 千分の三 \times 二〇六に相当する額に組合員期間の月数(当該月数が三百未満であるときは、三百)を乗じて得た額

3 (略)

第四十八条 遺族共済年金（第四十六条第一高第四号に該当することにより支給される遺族共済年金でその額の算定の基礎とナル組合員期間が二十年未満であるものを除く。）の受給権者が六十五歳未満の妻であるときは、六十五歳に達するまでの間、前条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した額に六十万三千二百円を加算した額とする。

附則

第九条（略）

2 前項の請求があつたときは、退職共済年金の額を改定するものとし、当該請求に係る退職共済年金の額は、第三十七条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合算額とする。

一 千六百七十六円に組合員期間の月数（当該月数が四百四十四を超えるときは、四百四十四）を乗じて得た額

二 平均標準給与月額額の千分の七・一二五に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額

三 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額
イ 組合員期間が二十年以上である者 平均標準給与月額額の千分の一・四二五に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額

ロ 組合員期間が二十年未満である者 平均標準給与月額額の千分の〇・七一三に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額

◎ 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十四号）（抄）

附則

第四条 平成十二年度から平成十四年度までの各年度における法による年金である給付の額については、第一号に掲げる額第二号に掲げる額に満たないときは、第一条の規定による改正後の法第三十七条第一項、第四十二条第一項及び第二項、第四十七条第一項及び第二項並びに附則第九条第二号及び第三号（第一条の規定による改正後の法附則第九条の二第一項及び第三項並びに法附則第十二条第二項、法附則第十二条の三第二項及び第四項並びに法附則第十三条第三項並びに昭和六十年改正法附則五十条第一項においてその例によるものとされた場合を含む。）に定める額は、これらの規定にかかわらず、第二号に掲げる額とする。

一 第一条の規定による改正後の法第三十七条第一項、第四十二条第一項及び第二項、第四十七条第一項及び第二項、附則第九条第二項第二号及び第三号並びに附則第十八条の規定並びに第四条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第十四条及び附則別表第二の規定の例により算定される額

二 第一条の規定による改正前の法第三十七条第一項、第四十二条第一項及び第二項、第四十七条第一項及び第二項、附則第九條第二項第二号及び第三号並びに附則第十八条の規定並びに第四条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第十四条及び附則別表第二の規定の例により算定される額に、一・〇三一を乗じて得た額

2・3 (略)

◎ 平成十三年統合法第一条の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百七号)(抄)

附則

(退職共済年金の額の経過的加算)

第十五条 新共済法第三十六条の規定による退職共済年金(大正十五年四月一日以前に生まれた者及び退職年金、減額退職年金又は前条第三項の政令で定める年金の受給権者で昭和六年四月一日以前に生まれたもの(次項、第四項及び第五項において「特定受給権者等」という。))に係るものを除く。)の額の算定については、当分の間、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えるときは、新共済法第三十七条第一項の規定により算定した額に、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を加算した額とする。

一 千六百七十六円に組合員期間の月数(当該月数が四百四十四を超えるときは、四百四十四)を乗じて得た額

二 新国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額(新国民年金法第十六条の二の規定による年金の額の改定の措置が講ぜられたときは、当該改定後の額)にイに掲げる月数をロに掲げる月数で除して得た割合を乗じて得た額

イ 組合員期間のうち昭和三十六年四月一日以後の期間に係るもの(二十歳に達した日の属する月前の期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間その他政令で定める期間に係るものを除く。)の月数

ロ 附則別表第三の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める月数

2・3 (略)

4 特定受給権者等に係る新共済法第三十六条の規定による退職共済年金の額は、新共済法第三十七条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に、三千四百四十三円に組合員期間の月数(当該月数が四百二十を超えるときは、四百二十)を乗じて得た額を加算した額とする。

(施行日以後における退職年金の額)

第三十条 退職年金については、施行日の属する月分以後、その額を次の各号に掲げる額の合算額に百十分の百を乗じて得た額に改定する。

一 七十五万四千三百二十円（当該退職年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間の年数（一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。以下同じ。）が二十年を超えるときは、七十五万四千三百二十円にその超える年数（当該年数が十五年を超えるときは、十五年）一年につき三万七千七百十六円を加算した額）

二 当該年金額の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間の年数（当該年数が四十年を超えるときは、四十年）一年につき平均標準給与の年額（施行日の前日における年金である給付の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の年額に附則別表第六の上欄に掲げる受給権者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる率（以下この号において「再評価率」という。）を乗じて得た額をいい、その者が昭和六十年三月三十一日以前に退職した者である場合には、その額に、政令で定める額に再評価率を乗じて得た額を加算した額とする。以下同じ。）の百分の〇・九五に相当する額

2 前項の規定により算定した退職年金の額が、旧共済法第三十六条第二項ただし書に規定する額を勘案して政令で定める額に百分の百を乗じて得た額より少ないときは、当該政令で定める額に百分の百を乗じて得た額とし、平均標準給与の年額の百分の六十八・〇七五に相当する額を超えるときは、当該百分の六十八・〇七五に相当する額に百分の百を乗じて得た額とする。

3 (略)

(施行日以後における通算退職年金の額)

第三十四条 通算退職年金については、施行日に属する月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間の月数を乗じて得た額に百分の百を乗じて得た額に改定する。

一 七十五万四千三百二十円

2 平均標準給与の年額の十二分の一に相当する額の千分の九・五に相当する額に二百四十を乗じて得た額
(略)

(施行日以後における障害年金の額)

第三十五条 旧共済法第三十九条第一項第一号の規定による障害年金（附則第二十条の規定により施行日の前日において給付事由が生じたものとみなされる同号の規定の例による障害年金を含む。以下「職務による障害年金」という。）については、施行日の属する月分以降、その額を、次の各号に掲げる額の合算額の百分の七十五（旧共済法別表第二の上欄の一級に該当する者にあつては百分の百二十五とし、同欄の二級に該当する者にあつては百分の百とする。次項において同じ。）に相当する額に百分の百を乗じて得た額に改定する。

一 七十五万四千三百二十円（当該職務による障害年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間の年数が二十年を超えるときは、七十五万四千三百二十円にその超える年数（当該年数が十五年を超えるときは、十五年）一年につき三万七千七百十六円を加算した額）

二 当該職務による障害年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間の年数（当該年数が、二十年未満であるときは二十年とし、四十年を超えるときは四十年とする。）一年につき、平均標準給与の年額の百分の〇・九五に相当する額

2 旧共済法第三十九条第一項第二号の規定による障害年金（附則第二十条の規定により施行日の前日において給付事由が生じたものとみなされる同号の規定の例による障害年金を含む。）並びに三十九年改正法附則第十二条第一項及び三十九年改正法による改正前の農林漁業団体職員共済組合法第三十九条第一項の規定による障害年金（以下「職務によらない障害年金」と総称する。）については、施行日の属する月分以後、その額を、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額の百分の七十五に相当する額に百分の百を乗じて得た額（当該障害年金の受給権者が平成十四年三月三十一日において同一の障害に關し労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による障害年金又は傷病年金を受けている場合にあつては、政令で定める額）に改定する。

一 組合員期間（当該障害年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間に限る。以下この条において同じ。）の年数が十年以下である場合 七十五万四千三百二十円に平均標準給与の年額の百分の十九に相当する額を加算した額（次号及び第三号において「障害年金基礎額」という。）

二 組合員期間の年数が十年を超え二十年以下である場合 障害年金基礎額に組合員期間十年を超える年数一年につき障害年金基礎額の百分の二・五に相当する額を加算した額

三 組合員期間の年数が二十年を超え三十五年以下である場合 組合員期間の年数が二十年であるものとして前号の規定により求めた額に、組合員期間二十年を超える年数一年につき障害年金基礎額の百分の五に相当する額を加算した額

四 組合員期間の年数が三十五年を超える場合 組合員期間の年数が三十五年であるものとして前号の規定により求めた額に、組合員期間三十五年を超える年数（当該年数が五年を超えるときは、五年）一年につき平均標準給与の年額の百分の〇・九五に相当する額を加算した額

3 前二項の規定により算定した障害年金の額が、当該障害年金の給付事由に係る障害の程度に應じ、旧共済法別表第二の下欄に掲げる額を勘案して政令で定める額に百分の百を乗じて得た額より少ないときは、当該政令で定める額に百分の百を乗じて得た額とし、前二項の規定により算定した障害年金の額が、平均標準給与の年額の百分の九十七・二五（第一項の規定により算定した障害年金の額にあつては、百分の八十七・七五（同表の上欄の一級に該当する者にあつては百分の六十八・七五とし、同欄の二級に該当する者にあつては百分の七十八・二五とする。））に相当する額に百分の百を乗じて得た額を超えるときは、当該百分の九十七・二五百分の九十七・二五（第一項の規定により算定した障害年金の額にあつては、百分の八十七・七五（同表の上欄の一級に該当する者にあつては百分の六十八・七五とし、同欄の二級に該当する者にあつては百分の七十八・二五とする。））に相当する額に百分の百を乗じて得た額に相当する額とする。

4 (略)

(施行日以後における遺族年金の額)

第三十八条 遺族年金については、施行日の属する月分以後、その額を、次の各号に掲げる遺族年金の区分に應じ、当該各号に定める額に改定する。

一 旧共済法第四十六条第一項第一号の規定による障害年金 七十五万四千三百二十円に平均標準給与の年額の百分の十九に相

当する額を加算した額（以下この条において「遺族年金基礎額」という。）から平均標準給与の年額の百分の十九に相当する額を控除した額（組合員期間が二十年を超えるときは、二十年を超え三十五年に達するまでの期間についてはその超える年数を超えるときは、五年）一年につき平均標準給与の年額の百分の〇・九五に相当する額を加算した額）に百十分の百を乗じて得た額

二 旧共済法第四十六条第一項第二号並びに三十九年改正法による改正前の農林漁業団体職員共済組合法第四十七条第一号、第二号及び第三号の規定による遺族年金 当該遺族年金に係る組合員であつた者が受ける権利を有していた退職年金（減額退職年金の支給を受けていた者にあつてはその減額退職年金の給付事由が生じなかつたものとみなした場合において支給すべきこととなる退職年金とし、退職年金を受ける権利を有していなかつたその他の者及び再び組合員となつていた者にあつてはその死亡のときに退職したものとみなし、かつ、減額退職年金及び障害年金の給付事由が生じなかつたものとみなした場合において支給すべきこととなる退職年金とする。）について附則第三十条の規定により算定した額の百分の五十に相当する額（当該障害年金の受給権者が平成十四年三月三十一日において同一の障害に関し労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による障害年金又は傷病年金を受けている場合（以下この条において「労災遺族年金受給の場合」という。）にあつては、政令で定める額）

三 旧共済法第四十六条第一項第三号及び三十九年改正法による改正前の農林漁業団体職員共済組合法第四十七条第四号の規定による遺族年金 遺族年金基礎額の百分の二十五に相当する額（組合員期間が十年を超えるときは、その超える年数一年につき遺族年金基礎額の百分の二・五に相当する額を加算した額）に百十分の百を乗じて得た額（労災遺族年金受給の場合にあつては、政令で定める額）

四 旧共済法第四十六条第一項第四号の規定による遺族年金 遺族年金基礎額の百分の二十五に相当する額に百十分の百を乗じて得た額（労災遺族年金受給の場合にあつては、政令で定める額）

第三十九条 前条の場合において、遺族年金の受給権者が次の各号の一に該当するときは、同条の規定により算定した額に旧共済法第四十六条の三第一項各号に規定する額を勘案して政令で定める額を加算した額を当該遺族年金の額とする。

一 当該遺族年金の受給権者が、妻である配偶者であり、かつ、遺族である子がいるとき。
二 当該遺族年金の受給権者が、子であり、かつ、二人以上いるとき。

2・3 (略)

第四十条 前二条の規定により算定した遺族年金の額が、旧共済法第四十六条第二項に規定する額を勘案して政令で定める額に百十分の百を乗じて得た額より少ないときは、当該政令で定める額に百十分の百を乗じて得た額とし、同条第一項第一号の規定による遺族年金の額が、平均標準給与の年額の百分の四十九・〇七五に相当する額に百十分の百を乗じて得た額を超えるときは、当該百分の四十九・〇七五に相当する額に百十分の百を乗じて得た額とする。

第四十一条 前三条の場合において、遺族年金を受ける権利を有する妻である配偶者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、これらの規定により算定した額に当該各号に掲げる額を加算した額を当該遺族年金の額とする。

- 一 遺族である子が一人いる場合 十五万四千二百円
 - 二 遺族である子が二人以上いる場合 二十六万九千九百円
 - 三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。） 十五万四千二百円
- 2・3 (略)

別表

昭和九年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	三万四千百円
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	六万八千三百円
昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者	十万二千五百円
昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	十三万六千六百円
昭和十八年四月二日以後に生まれた者	十七万七百円

◎ 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（抄）

（長期給付の給付額の算定の基礎となる平均標準報酬額）

第七十二条の二 長期給付の給付額の算定の基礎となるべき平均標準報酬額（以下「平均標準報酬額」という。）は、組合員期間の計算の基礎とな各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額と標準期末手当等の額に、別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める（以下「再評価率」という。）を乗じて得た額の総額を、当該組合員期間の月数で除して得た額とする。

（再評価率の改定等）

第七十二条の三 再評価率については、毎年度、第一号に掲げる率（以下「物価変動率」という。）に第二号及び第三号に掲げる率を乗じて得た率以下「名目手取り賃金変動率」という。）を基準として改定し、当該年度の四月分以後の長期給付について適用する。

- 一 当該年度の初日の属する年の前々年の物価指数（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数をいう。以下この項において同じ。）に対する当該年度の初日の属する年の前年の物価指数の比率
- 二 イに掲げる率をロに掲げる率で除して得た率の三乗根となる率

イ 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度における標準報酬額等平均額（厚生年金保険法第四十三條の二第一項第二イに規定する標準報酬額等平均額をいう。以下この号において同じ。）に対する当該年度の前々年度における標準報酬額等平均額の比率

ロ 当該年度の初日の属する年の五年前の年における物価指数に対する当該年度の初日の属する年の前々年における物価指数の比率

三 イに掲げる率をロに掲げる率で除して得た率

イ 〇・九一〇から当該年度の初日の属する年の三年前の年の九月一日における厚生年金保険法の規定による保険料率の二分の一に相当する率控除して得た率

ロ 〇・九一〇から当該年度の初日の属する年の四年前の年の九月一日における厚生年金保険法の規定による保険料率の二分の一に相当する率控除して得た率

2 次の各号に掲げる再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

一 当該年度の前年度に属する月の標準報酬の月額と標準期末手当等の額（以下「前年度の標準報酬の月額等」という。）に係る再評価率 前項三号に掲げる率（以下「可処分所得割合変化率」という。）

二 当該年度の前々年度又は当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度に属する月の標準報酬の月額と標準期末手当等の額以下「前々年度等の標準報酬の月額等」という。）に係る再評価率 物価変動率に可処分所得割合変化率を乗じて得た率

3 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合における再評価率（前項各号に掲げる再評価率をく。）の改定については、第一項の規定にかかわらず、物価変動率を基準とする。ただし、物価変動率が一を上回る場合は、一を基準とする。

4 当該年度に属する月の標準報酬の月額と標準期末手当等の額に係る再評価率については、当該年度の前年度におけるその年度に属する月の標準報酬の月額と標準期末手当等の額に係る再評価率に可処分所得割合変化率を乗じて得た率を基準として設定する。

5 (略)

第七十二条の四 受給権者が六十五歳に達した日の属する年度の初日の属する年の三年後の年の四月一日の属する年度以後において適用される再評価率（以下「基準年度以後再評価率」という）の改定については、前条の規定にかかわらず、物価変動率を基準とする。

2 前年度の標準報酬の月額等及び前々年度等の標準報酬の月額等に係る基準年度以後再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、前条二項各号の規定を適用する。

3 次の各号に掲げる場合における基準年度以後再評価率（前項に規定する基準年度以後再評価率を除く。）の改定については、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

- 一 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一以上となる場合 名目手取り賃金変動率
 - 二 物価変動率が一を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下回る場合 一
- 4 (略)

(調整期間における再評価率の改定等の特例)

第七十二条の五 調整期間(厚生年金保険法第三十四条第一項に規定する調整期間をいう。以下同じ。)における再評価率の改定については、前二の規定にかかわらず、名目手取り賃金変動率に第一号及び第二号に掲げる率を乗じて得た率を基準とする。ただし、当該基準による改定により当該年度の再評価率(次項各号に掲げる再評価率を除く。以下この項において同じ。)が当該年度の前年度の再評価率を下回るときは、一基準とする。

- 一 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度における公的年金被保険者等総数(厚生年金保険法第四十条の四第一項第号に規定する公的年金被保険者等総数をいう。以下この号において同じ。)に対する当該年度の前々年度における公的年金被保険者等総数の比の三乗根となる率

二 〇・九九七

2 調整期間における次の各号に掲げる再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

- 一 前年度の標準報酬の月額等に係る再評価率 可処分所得割合変化率に前項各号に掲げる率を乗じて得た率(同項ただし書の規定による改定がされる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率)
- 二 前々年度等の標準報酬の月額等に係る再評価率 物価変動率に可処分所得割合変化率及び前項各号に掲げる率を乗じて得た率(同項ただし書規定による改定が行われる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率)

3 調整期間における当該年度に属する月の標準報酬の月額と標準期末手当等の額に係る再評価率の設定については、第七十二条の三第四項の規定にかかわらず、当該年度の前年度におけるその年度に属する月の標準報酬の月額と標準期末手当等の額に係る再評価率に、可処分所得割合変化率及第一項各号に掲げる率を乗じて得た率を基準とする。ただし、同項ただし書の規定による改定が行われる場合は、当該乗じて得た率に、一を同項文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率を基準とする。

4 次の各号に掲げる場合の調整期間における再評価率の改定又は設定については、前三項の規定にかかわらず、当該各号に定める規定を適用する。一 名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、第一項第一号に掲げる率に同項第二号に掲げる率を乗じて得た率(以下「調整率」という。)がを上回る場合 第七十二条の三第一項、第二項及び第四項

- 一 名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、第一項第一号に掲げる率に同項第二号に掲げる率を乗じて得た率(以下「調整率」という。)が一を上回る場合 第七十二条の三第一項、第二項及び第四項

二 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となる場合 第七十二条の三第一項、第二項及び第四項 三 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合 第七十

5 二条の三第二項から第四項まで
(略)

第七十二条の六 調整期間における基準年度以後再評価率の改定については、前条の規定にかかわらず、物価変動率に調整率を乗じて得た率を基準する。ただし、当該基準による改定により当該年度の基準年度以後再評価率（次項各号に掲げる基準年度以後再評価率を除く。）が当該年度の年度の前の基準年度以後再評価率（当該年度が六十五歳に達した日の属する年度の初日の属する年の三年後の年の四月一日の属する年度である場合にあては、再評価率）を下回ることとなるときは、一を基準とする。

2 調整期間における次の各号に掲げる基準年度以後再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

一 前年度の標準報酬の月額等に係る基準年度以後再評価率 可処分所得割合変化率に調整率を乗じて得た率（前項ただし書の規定による改定がわれる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率）
二 前々年度等の標準報酬の月額等に係る基準年度以後再評価率 物価変動率に可処分所得割合変化率及び調整率を乗じて得た率（前項ただし書規定による改定が行われる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率）

3 調整期間における当該年度に属する月の標準報酬の月額と標準期末手当等の額に係る基準年度以後再評価率の設定については、前条第三項の規にかかわらず、当該年度の前年度におけるその年度に属する月の標準報酬の月額と標準期末手当等の額に係る基準年度以後再評価率（当該年度が十五歳に達した日の属する年の三年後の年の四月一日の属する年度である場合にあつては、再評価率）に、可処分所得割合変化率及び調整率を乗じて得た率を基準とする。ただし、第一項ただし書の規定による改定が行われる場合は、当該乗じて得た率に、一を同項本文に定する率で除して得た率を乗じて得た率を基準とする。
4 次の各号に掲げる場合の調整期間における基準年度以後再評価率の改定又は設定については、前三項の規定にかかわらず、当該各号に定める規を適用する。

一 物価変動率が一を下回る場合 第七十二条の三第四項並びに第七十二条の四第一項及び第二項

二 物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となり、かつ、調整率が一を上回る場合（前号に掲げる場合を除く。） 第七十二条の三第四項並びに第七十二条の四第一項及び第二項

三 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、調整率が一を上回る場合 第七十二条の三第一、第二項及び第四項

四 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、調整率が一以下となる場合 前条第一項から第項まで

五 物価変動率が一を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下回る場合 第七十二条の三第二項、第三項ただし書及び第
四項

5 (略)

(退職共済年金の額)

第七十七条 退職共済年金の額は、平均標準報酬額の千分の五・四八一に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額とする。

2 一年以上の引き続き組合員期間を有する者に支給する退職共済年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した金額に次の各に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額を加算した金額とする。

- 一 組合員期間が二十年以上である者 平均標準報酬額の千分の一・〇九六に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額
 - 二 組合員期間が二十年未満である者 平均標準報酬額の千分の〇・五四八に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額
- 3・4 (略)

第七十八条 退職共済年金(その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。)の額は、当該退職共済年金の受給権者が権利を取得した当時(退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であったときは、前条第四項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至った当時。第三項において同じ。)その者によつて生計を維持していたその者の六十五歳未満の配偶者又は子(十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある及び二十歳未満で第八十一条第二項に規定する障害等級(以下この条において「障害等級」という。)の一級若しくは二級に該当する障害の状態ある子に限る。)があるときは、前条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した金額に加給年金額を加算した金額とする。

2 前項に規定する加給年金額は、同項に規定する配偶者については二十二万四千七百円に国民年金法第二十七条に規定する改定率(以下「改定率」という。)であつて同法第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定したもの(以下「賃金変動等改定率」という。)乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げものとする。)とし、同項に規定する子については一人につき七万四千九百円に賃金変動等改定率を乗じて得た金額(そのうち二人までについて、それぞれ二十二万四千七百円に賃金変動等改定率を乗じて得た金額とし、これらの金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)とする。

3・5 (略)

(障害共済年金の額)

第八十二条 障害共済年金の額は、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる金額を加算した金額とする。この場合において、障害共済年金の給付事由なつた障害について国民年金法による障害基礎年金が支給されない者に支給する障害共済年金については、第一号に掲げる金額が同法第三十三条一項に規定する障害基礎年金の額に相当する額に四分の三を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする)。

）より少ないときは、当該金額を同号に掲げる金額とする。

一 平均標準報酬額の千分の五・四八一に相当する金額に組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）を乗じて得た金額（害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、当該金額の百分の百二十五に相当する金額）

二 平均標準報酬額の千分の一・〇九六に相当する金額に組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）を乗じて得た金額（害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、当該金額の百分の百二十五に相当する金額）

2 前条第一項若しくは第三項の場合において障害共済年金の給付事由となつた障害が公務若しくは通勤による傷病（以下「公務等傷病」という。）によるものであるとき、又は同条第五項の場合において同項に規定する基準障害と他の障害がいずれも公務等傷病によるものであるときにおけるこれらの規定による障害共済年金（以下「公務等」という。）の額の算定については、前項第二号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、平均標準報酬額に十二を乗じて得た金額の百分の十四・六一五（障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、百分の二十・九二三）に相当する金額（組合員期間の月数が三百月を超えるときは、当該金額にその超える月数一月につき平均標準報酬額の千分の一・〇九（障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、千分の一・三七）に相当する金額を加えた金額）とする。

3 公務等による障害共済年金（第八十五条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用によりその額が算定される障害共済金を含む。）の額が、その受給権者の公務等傷病による障害の程度が次の各号に掲げる障害等級のいずれの区分に属するかに応じ当該各号に定め金額に改定率を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを円に切り上げるものとする。）より少ないときは、当該金額を当該障害共済年金の額とする。

一 障害等級一級 四百十五万二千六百円

二 障害等級二級 二百五十六万四千八百円

三 障害等級三級 二百三十二万六百元

4 (略)

第八十三条 障害の程度が障害等級の一級又は二級に該当する者に支給する障害共済年金の額は、当該障害共済年金の受給権者によつて生計を維持しているその者の六十五歳未満の配偶者があるときは、前条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した金額に加給年金額を加算した金額とす。

2 前項の規定の適用上、障害共済年金の受給権者によつて生計を維持することの認定に関し必要な事項は、政令で定める。

3 第一項に規定する加給年金額は、二十二万四千七百円に賃金変動等改定率を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これ切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。

4・5 (略)

(遺族共済年金の額)

第八十九条 遺族共済年金（次項の規定が適用される場合を除く。）の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。ただし遺族共済年金の受給権者が当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けるときは、第一号に定める金とする。

一 遺族（次号に掲げる遺族を除く。）が遺族共済年金の支給を受けることとなるとき 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じ、当該イ又はロ定める金額

イ 前条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給されるもの 次の(1)に掲げる金額に(2)に掲げる金額を加算して得た額

(1) 平均標準報酬額の千分の五・四八一に相当する金額に組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）を乗じて得た金の四分の三に相当する金額

(2) 平均標準報酬額の千分の一・〇九六に相当する金額に組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）を乗じて得た金の四分の三に相当する金額

ロ 前条第一項第四号に該当することにより支給されるもの 次の(1)に掲げる金額に(2)に掲げる金額を加算した金額

(1) 平均標準報酬額の千分の五・四八一に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額の四分の三に相当する金額

(2) 次の(i)又は(ii)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(i)又は(ii)に定める金額の四分の三に相当する金額

(i) 組合員期間が二十年以上である者 平均標準報酬額の千分の一・〇九六に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額

(ii) 組合員期間が二十年未満である者 平均標準報酬額の千分の〇・五四八に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額

二 遺族のうち、退職共済年金その他の退職又は老齢を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるもの（以下この条、次条及び第九十条の二において「退職共済年金等」という。）のいずれかの受給権を有する六十五歳に達している配偶者が遺族共済年金の支給を受けることとなるとき 前号に定める金額又は次のイ及びロに掲げる額を合算した金額のうちいずれか多い金額

イ 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

(1) 当該遺族が退職共済年金又は地方公務員等共済組合法による年金である給付で退職共済年金に相当するものの受給権を有している場合 号に定める金額の三分の二に相当する額

(2) 当該遺族が(1)に掲げる年金である給付の受給権を有していない場合 前号に定める金額から政令で定める額を控除した金額の三分の二に当する金額に当該政令で定める額を加算した額

ロ 当該遺族共済年金の受給権者の退職共済年金等の額の合計額（第七十八条第一項の規定又は他の法令の規定で同項の規定に相当するものとして政令で定めるものにより加給年金額が加算された退職共済年金等にあつては、これらの規定を適用しない額とする。以下同じ。）に相当する額から政令で定める額を控除した額の二分の一に相当する額に政令で定める額を加算した額

2 遺族共済年金（前条第一項第四号に該当することにより支給されるものであり、かつ、その受給権者（六十五歳に達している者であつて退職共済年金等のいずれかの受給権を有する配偶者に限る。）が当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づいて支給される年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合に限る。）の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 イに掲げる金額がロに掲げる金額以上であるとき 前項第一号ロに定める金額

イ 前項第一号ロの規定の例により算定した金額に、厚生年金保険法、私立学校教職員共済法その他の法令の規定であつて政令で定めるものにより算定した金額を合算した金額（以下この項において「合算遺族給付額」という。）

ロ 合算遺族給付額から政令で定める額を控除した額の三分の二に相当する金額、当該遺族共済年金の受給権者の退職共済年金等の額の合計額から政令で定める額を控除した額の二分の一に相当する金額及び政令で定める額を加算した金額

二 前号イに掲げる金額が同号ロに掲げる金額に満たないとき イに掲げる金額にロに掲げる比率を乗じて得た金額に、政令で定める額を加算し金額

イ 前号ロに掲げる金額から政令で定める額を控除した金額

3 3 6 ロ 合算遺族給付額から政令で定める額を控除した金額に対する前項第一号ロ(1)に掲げる金額の比率
(略)

第九十条 遺族共済年金（第八十八条第一項第四号に該当することにより支給される遺族共済年金でその額の算定の基礎となる組合員期間が二十年満であるものを除く。）の額は、当該遺族共済年金の受給権者が六十五歳未満の妻であるときは、六十五歳に達するまでの間、第八十九条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した金額に国民年金法第三十八条に規定する遺族基礎年金の額に相当する額に四分の三を乗じて得た金額（そ金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）を加した金額とする。

(費用負担の原則)

第九十九条 (略)

3 国又は独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局若しくは独立行政法人国立病院機構（第百二条第三項において「国等」という。）は、政で定めるところにより、組合の給付に要する費用のうち次の各号に規定する費用については、当該各号に定める額を負担する。

一 育児休業手当金及び介護休業手当金の支給に要する費用 当該事業年度において支給される育児休業手当金及び介護休業手当金の額に雇用保法の規定による育児休業給付及び介護休業給付に係る国庫の負担の割合を参酌して政令で定める割合を乗じて得た額

二 基礎年金拠出金の納付に要する費用 当該事業年度において納付される基礎年金拠出金の額の二分の一に相当する額

4 5 7 (略)

(負担金)

第百二条 (略)

2 (略)

3 国等は、第九十九条第三項の規定により負担すべき金額を、政令で定めるところにより、組合に払い込まなければならない。

4 (略)

附 則

第十二条の四の二 附則第十二条の三の規定による退職共済年金(第七十七条の規定によりその額が算定されているものに限る。)の受給権者が、合員でなく、かつ、傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態(以下この項、第五項、附則第十二条の六の三第一項及び第五項並びに附則第十二条の七の三第七項において「障害状態」という。)にあるとき(その傷病が治らない場合(その症状が固定し治療の効果が期待できない状態ある場合を除く。))にあつては、その傷病に係る初診日から起算して一年六月を経過した日以後においてその傷病により障害状態にあるとき。附則第十二条の六の三第一項において同じ。)は、その者は、退職共済年金の額の算定に係る特例の適用を請求することができる。

2 前項の請求があつたときは、退職共済年金の額を改定するものとし、当該請求に係る退職共済年金の額は、第七十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合算額とする。

一 千六百二十八円に改定率を乗じて得た金額(その金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。)(に組合員期間の月数(当該月数が四百八十月を超えるときは、四百八十月)を乗じて得た金額)

二 平均標準報酬額の千分の五・四八一に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額

3 一年以上の引き続く組合員期間を有する者に支給する第一項の請求に係る退職共済年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算した金額に次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一 組合員期間が二十年以上である者 平均標準報酬額の千分の一・〇九六に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額

二 組合員期間が二十年未満である者 平均標準報酬額の千分の〇・五四八に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額

4・5 (略)

(郵政会社等の役職員の取扱い)

第二十条の三 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定により共済組合を設けた場合には、郵政会社等役員は職員と、同項の共済組合は組合と、郵政会社等の業務は公務とそれぞれみして、この法律(第六十八条の二、第六十八条の三及び附則第十四条の四を除く。)の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

◎ 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年国共済法等改正法」という。)(抄)

附則

(用語の定義)

第二条 この条から附則第六十六条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 (略)
- 二 旧共済法 第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法をいう。
- 三 五 (略)
- 六 旧共済法による年金 退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金をいい、他の法令の規定によりこれら年金とみなされたものを含む。
- 七 十 (略)

◎ 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)(抄)

附則

(存続組合の業務等)

第三十二条 旧適用法人共済組合は、次項各号に掲げる業務を行うため、この法律の施行後も、改正前国共済法第三条第一項に規定する国家公務員共済組合としてなお存続するものとする。この場合において、同項並びに改正前国共済法第八条第二項及び第百十一条の二の規定は、旧適用法人共済組合については、なおその効力を有するものとし、改正前国共済法第八条第二項中「大蔵

大臣」とあるのは「財務大臣」とする。

2 3 9 (略)

(存続組合が支給する長期給付)

第三十三条 存続組合が支給する前条第二項第一号に規定する年金たる長期給付（以下「特例年金給付」という。）及び同項第二号に規定する一時たる長期給付（以下「特例一時金給付」という。）については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、国家公務員共済合法、改正後国共済施行法及び昭和六十年国共済改正法附則第三条から第三十二条まで（附則第三十一条を除く。）の長期給付に関する規定（以この条において「国共済法等の規定」という。）を適用する。

2 特例年金給付の額は、国共済法等の規定に基づき計算した年金たる長期給付の額から、被保険者期間とみなされた組合員期間を計算の基礎とす厚生年金保険法による年金たる保険給付で当該長期給付と同一の支給事由に基づいて支給されるものの額のうち当該被保険者期間とみなされた組員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより計算した額を控除して得た額とする。

3 3 15 (略)

(基金の指定等)

第四十七条 財務大臣は、厚生年金基金（以下「基金」という。）であつて、附則第三十二条第二項各号に掲げる業務（以下「特例業務」という。）を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請（当該申請が基金の成立前であるときは、当該基金を設立しようとする厚生年金保険法第六条第一項第一号に規定する適用事業所の事業主の申請）により、特例業務を行う者として指定することができる。

2 3 4 (略)

(指定基金の業務)

第四十九条 指定基金は、厚生年金保険法第百三十条に規定する業務のほか、特例業務を行うものとする。この場合においては、指定基金は、附則二条、第十九条、第二十条及び第三十三条の規定の適用については、当該指定基金に係る存続組合とみなす。

2 3 (略)

◎ (抄) 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号。以下「平成十二年国共済法等改正法」という。）

附則

第十二条 法による年金である給付の額については、前条の規定により算定した金額が次の各号の規定による金額を合算して得た金額に従前額改定率を乗じて得た金額に満たないときは、同条の規定にかかわらず、当該各号の規定による金額を合算して得た金額に従前額改定率を乗じて得た金額、同条の規定による金額とする。

一 平成十五年四月一日前の組合員期間を基礎として第一条の規定による改正前の法第七十七条第一項及び第二項、第八十二条第一項及び第二項附則第十二条の四の二第二項第二号及び第三項並びに附則第十三条の九並びに第三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第十五条及び別表第二の規定又は平成十六年改正法第五条の規定による改正後の法第八十九条第一項から第三項までの規定を適用したとしたならばこれら規定により算定される金額

二 平成十五年四月一日以後の組合員期間を基礎として法第七十二条の二、第七十七条第一項及び第二項、第八十二条第一項及び第二項、第八十条第一項から第三項まで、附則第十二条の四の二第二項第二号及び第三項並びに第四条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第十五条及附則別表第二の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

2 組合員期間の全部が平成十五年四月一日以後であるときは、法第七十二条の二、第七十七条第一項及び第二項、第八十二条第一項及び第二項、八十九条第一項から第三項まで並びに附則第十二条の四の二第二項第二号及び第三項の規定（法附則第十二条の四の三第一項及び第三項、第十二の七の二第二項、第十二条の七の三第二項及び第四項並びに第十二条の八第三項並びに昭和六十年改正法附則第三十六条第二項においてその例に含む。）により算定した金額が、前条第二項の規定の例により算定される金額に従前額改定率を乗じて得た金額に満たないときは、これの規定にかかわらず、当該金額をこれらの規定に定める金額とする。

3 平成十六年度における前二項の従前額改定率は、一・〇〇一とする。

4 第一項及び第二項の従前額改定率は、毎年度、法第七十二条の四第一項又は第三項（法第七十二条の五第一項に規定する調整期間にあつては、第七十二条の六第一項又は第四項）の規定の例により改定する。

5 5 8 (略)

◎ 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三百十号。以下「平成十六年国共済法等改正法」という。）
(抄)

附 則

(基礎年金拠出金の負担に関する経過措置)

第八条 (略)

2 5 (略)

- 6 平成十九年度から特定年度（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号）附則第十三条第七項に規定する特定年度をいう。則第八条の三において同じ。）の前年度までの各年度における法第九十九条第三項第二号（法附則第二十条の三第四項の規定により読み替えて適する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「の二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の三十二を加えた率を乗じ得た額」とする。

◎平成十六年国共済法等改正法第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（抄）

（退職共済年金の額）

第七十七条 退職共済年金の額は、平均標準報酬額（組合員期間の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額と標準期末手当等のの総額を、当該組合員期間の月数で除して得た額をいう。）の千分の五・四八一に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額とする。

2 一年以上の引き続き組合員期間を有する者に支給する退職共済年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した金額に次の各に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額を加算した金額とする。

- 一 組合員期間が二十年以上である者 平均標準報酬額の千分の一・〇九六に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額
 - 二 組合員期間が二十年未満である者 平均標準報酬額の千分の〇・五八四に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額
- 3・4 （略）

第七十八条 （略）

2 前項に規定する加給年金額は、同項に規定する配偶者については二十三万四千四百円とし、同項に規定する子については一人につき七万七千円のうち二人までについては、それぞれ二十三万四千四百円）とする。

3・5 （略）

（障害共済年金の額）

第八十二条 障害共済年金の額は、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる金額を加算した金額とする。この場合において、障害共済年金の給付事由なつた障害について国民年金法による障害基礎年金が支給されない者に支給する障害共済年金については、第一号に掲げる金額が六十万三千二百より少ないときは、六十万三千二百円を同号に掲げる金額とする。

- 一 平均標準報酬額の千分の五・四八一に相当する金額に組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）を乗じて得た金額（害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、当該金額の百分の百二十五に相当する金額）
- 二 平均標準報酬額の千分の一・〇九六に相当する金額に組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）を乗じて得た金額（害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、当該金額の百分の百二十五に相当する金額）

2 前条第一項若しくは第三項の場合において障害共済年金の給付事由となつた障害が公務若しくは通勤による傷病（以下「公務等傷病」という。）によるものであるとき、又は同条第五項の場合において同項に規定する基準障害と他の障害がいずれも公務等傷病によるものであるときにおけるこれらの規定による障害共済年金（以下「公務等による障害共済年金」という。）の額の算定については、前項第二号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、平均標準報酬額に十二を乗じて得た金額の百分の十四・六一を超えるときは、当該金額にその超える月数一月につき平均標準報酬額の千分の一・〇九（障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、千分の一・三七）に相当する金額を加えた金額とする。

3 公務等による障害共済年金（第八十五条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用によりその額が算定される障害共済金を含む。）の額が、その受給権者の公務等傷病による障害の程度が次の各号に掲げる障害等級のいずれの区分に属するかに応じ当該各号に定め金額より少ないときは、当該金額を当該障害共済年金の額とする。

- 一 障害等級一級 四百二十七万六千六百円
- 二 障害等級二級 二百六十四万四千四百円
- 三 障害等級三級 二百三十八万九千九百円

4 (略)

第八十三条 (略)

- 2 (略)
- 3 第一項に規定する加給年金額は、二十三万四千四百円とする。
- 4 (略)

(遺族共済年金の額)

第八十九条 遺族共済年金の額は、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- 一 前条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給されるもの 次のイに掲げる金額にロに掲げる金額を加算して得た金額
- イ 平均標準報酬額の千分の五・四八一に相当する金額に組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）を乗じて得た金額の四分の三に相当する金額
- ロ 平均標準報酬額の千分の一・〇九六に相当する金額に組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）を乗じて得た金額の四分の三に相当する金額
- 二 前条第一項第四号に該当することにより支給されるもの 次のイに掲げる金額にロに掲げる金額を加算して得た金額
- イ 平均標準報酬額の千分の五・四八一に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額の四分の三に相当する金額
- ロ 次の(1)又は(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める金額の四分の三に相当する金額

- (1) 組合員期間が二十年以上である者 平均標準報酬額の千分の一・〇九六に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額
 - (2) 組合員期間が二十年未満である者 平均標準報酬額の千分の〇・五八四に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額
 - 2 組合員が、公務等傷病により組合員である間又は退職した後に死亡した場合における遺族共済年金（以下「公務等による遺族共済年金」という）の額の算定については、第一項第一号ロ又は第二号ロに掲げる金額は、これらの規定にかかわらず、平均標準報酬額の千分の二・四六六に相当する金額に組合員期間の月数（当該月数が三ヶ月未満であるときは、三ヶ月）を乗じて得た金額とする。
 - 3 公務等による遺族共済年金の額が百六万九千百円より少ないときは、百六万九千百円を当該遺族共済年金の額とする。
- 第九十条 遺族共済年金（第八十八条第一項第四号に該当することにより支給される遺族共済年金でその額の算定の基礎となる組合員期間が二十年満であるものを除く。）の額は、当該遺族共済年金の受給権者が六十五歳未満の妻であるときは、六十五歳に達するまでの間、前条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した金額に六十万三千二百円を加算した金額とする。

附 則

- 第十二条の四の二（略）
- 2 前項の請求があつたときは、退職共済年金の額を改定するものとし、当該請求に係る退職共済年金の額は、第七十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合算額とする。
 - 一 千六百七十六円に組合員期間の月数（当該月数が四百四十四月を超えるときは、四百四十四月）を乗じて得た金額
 - 二 平均標準報酬額の千分の五・四八一に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額
 - 3 一年以上の引き続く組合員期間を有する者に支給する第一項の請求に係る退職共済年金の額は、前項の規定にかかわらず、前項の規定により算した金額に次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額を加算した金額とする。
 - 一 組合員期間が二十年以上である者 平均標準報酬額の千分の一・〇九六に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額
 - 二 組合員期間が二十年未満である者 平均標準報酬額の千分の〇・五八四に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額

◎ 平成十六年国共済法等改正法第九条の規定による改正前の昭和六十年国共済法等改正法（抄）

附 則

(退職共済年金の額の経過的加算)

第十六条 共済法第七十六条の規定による退職共済年金（大正十五年四月一日以前に生まれた者又は退職年金若しくは減額退職年金若しくは前条第項に規定する政令で定める年金の受給権者で昭和六年四月一日以前に生まれたもの（以下この条において「施行日に六十歳以上である者等」とい。）に係るものを除く。）の額の算定については、当分の間、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超えるときは、共済法第七十七条第一の規定により算定した金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した金額に、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除して得た金額を加算した金額とする。

一 千六百七十六円に組合員期間の月数（当該月数が四百四十四月を超えるときは、四百四十四月）を乗じて得た金額
二 新国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額（新国民年金法第十六条の二の規定による年金の額の改定の措置が講じられたとき、当該改訂後の額）にイに掲げる月数をロに掲げる月数で除して得た割合を乗じて得た金額
イ・ロ (略)

2・3 (略)

4 施行日に六十歳以上である者等に係る共済法第七十六条の規定による退職共済年金の額の算定については、共済法第七十七条第一項の規定により算定した金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した金額に、三千四百四十三円に組合員期間の月数（当該月数が四百二十月を超えるときは、四百二十月）を乗じて得た金額を加算した金額とする。

5・7 (略)

(退職共済年金の加給年金額等の特例)

第十七条 (略)

2 退職共済年金の受給権者が次の各号に掲げる者であるときは、共済法第七十八条第一項の規定による配偶者に係る加給年金額は、同条第二項の定にかかわらず、同項に定める金額に当該各号に定める金額を加算した額とする。

- 一 昭和九年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者 三万四千百円
- 二 昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者 六万八千三百円
- 三 昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者 十万二千五百円
- 四 昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者 十三万六千六百円
- 五 昭和十八年四月二日以後に生まれた者 十七万七千七百円

(退職年金の額の改定)

第三十五条 退職年金（特例退職年金を除く。以下この条、附則第三十八条、第四十六条、第五十二条、第五十三条及び第五十七条において同じ。）については、施行日の属する月分以後、その額を、次に掲げる金額を合算した額に改定する。ただし、その額が施行日の前日における退職年金の低保障の額を勘案して政令で定める金額より少ないときは、当該政令で定める金額とし、そ

の額が当該退職年金の額の算定の基礎となつては、施行日の属する月分以後、その額を、次に掲げる金額の合算額を
年額に附則別表第五の上欄に掲げる受給権者の区分に依りてそれぞれ同の下欄に掲げる率を乗じて得た額をいい、その年金が昭和
六十年三月三十一日以前に退職した者（これに準ずる者として政令で定める者を含む。）に係るものである場合には、これらの
額に、政令で定める額に同表の上欄に掲げる受給権者の区分に依りてそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を加えた額と
する。以下同じ。）の百分の六十八・〇七五に相当する金額を超えるときは当該百分の六十八・〇七五に相当する金額とする。
一 七十五万四千三百二十円（当該退職年金の額の算定の基礎となつては、七十五万四千三百二十円にその超える年数（当該年数が十五年
を超えるときは、十五年）一年につき万七千七百七十六円を加えた金額）
二 当該退職年金の額の算定の基礎となつては、組合員期間の年数（当該年数が四十年を超えるときは、四十年）一年につき俸
給年額の百分の〇・九五に相当する金額

2・3 (略)

(通算退職年金等の額の改定)

第四十条 通算退職年金（特例退職年金を含む。）については、施行日の属する月分以後、その額を、次に掲げる金額の合算額を

二百四十で除し、れに当該通算退職年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。
一 七十五万四千三百二十円

二 俸給年額の十二分の一の額の千分の九・五に相当する金額に二百四十を乗じて得た金額

2・3 (略)

(障害年金の額の改定)

第四十二条 旧共済法第八十一条第一項第一号の規定による障害年金（以下「公務による障害年金」という。）の額については、
施行日の属する月以後、その額を、次に掲げる金額の合算額の百分の七十五（旧共済法別表第三の上欄に掲げる障害の程度（以
下「旧共済法の障害等級」という。）の一級に該当する者にあつては百分の百二十五とし、旧共済法の障害等級の二級に該当する
者にあつては百分の百とする。）に相当する額に俸給額の百分の九・五（旧共済法の障害等級の一級に該当する者にあつては百
分の二十八・五とし、旧共済法の障害等級の二級に該当する者にあつては百分の十九とする。）に相当する額を加えた金額に改定
する。ただし、その額が施行日の前日における障害年金の最低保障の額を勘案して政令で定める金額より少ないときは、当該政令
で定める金額とし、その額が俸給年額の百分の九十七・二五に相当する金額を超えるときは、俸給年額の百の九十七・二五に相
当する金額とする。

一 七十五万四千三百二十円（組合員期間（当該障害年金の額の算定の基礎となつては、組合員期間に限る。以下この条におい
て同じ。）の年数二十年を超えるときは、七十五万四千三百二十円にその超える年数（当該年数が十五年を超えるときは、十
五年）一年につき三万七千七百七十六円を加えた金額）

二 組合員期間の年数（当該年数が、二十年未満であるときは二十年とし、四十年を超えるときは四十年とする。）一年につき俸給年額の百分の・九五に相当する金額

2 旧共済法第八十一条第二号の規定による障害年金（改正前の昭和五十八年法律第八十二号附則第二十一条第三項に規定する移行障害年金含む。以下「公務によらない障害年金」という。）については、施行日の属する月分以後、その額を、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号にげる金額の百分の七十五（旧共済法の障害等級の一級に該当する者にあつては百分の百二十五とし、旧共済法の障害等級の二級に該当する者にあては百分の百とする。）に相当する額に改定する。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

一 組合員期間の年数が十年以下である場合 七十五万四千三百二十円に俸給年額の百分の十九に相当する金額を加算して得た金額（次号及び第号において「障害年金基礎額」という。）

二・三 (略)

四 組合員期間の年数が三十五年を超える場合 組合員期間の年数が三十五年であるものとして前号の規定により求めた金額に、三十五年を超え年数（当該年数が五年を超えるときは、五年）一年につき俸給年額の百分の〇・九五に相当する金額を加算して得た金額

3・4 (略)

（遺族年金の額の改定）

第四十六条 遺族年金（旧共済法附則第十三条の十八第二項に規定する特例遺族年金を除く。以下この条及び次条において同じ。）については、施日の属する月分以後、その額を、次の各号に掲げる当該遺族年金の区分に応じ、当該各号に掲げる金額に改定する。

一 公務による遺族年金（旧共済法第八十八条第一号の規定による遺族年金をいう。以下同じ。） 七十五万四千三百二十円に

俸給年額の百分の九に相当する金額を加えた金額（以下この条において「遺族年金基礎額」という。）（組合員期間（当該遺族年金の基礎となつた組合員期間に於いては、二十年を超えるときは、二十年を超え三十五年に達するまでの期間についてはその超える年数一年につき遺族年金基礎額の百分の五に相当する金額を、三十五年を超える期間についてはその超える年数（当該年数が五年を超えるときは、五年）一年につき俸給年額の百分の〇・九五に相当する金額を加えた金額）

二・四 (略)

2 (略)

3 第一項の規定による改定後の遺族年金の額（前項の規定によりなおその効力を有することとされた旧共済法第八十八条の三の規定の適用があるときは、同条の規定により加えることとされた金額を加えた額）が、施行日の前日における遺族年金の最低保障の額を勘案して政令で定める金額よ少ないときは、当該政令で定める金額を当該遺族年金の額とし、公務による遺族年金の額が、俸給年額の百分の六十八・〇七五に相当する金額をえるときは、当該百分の六十八・〇七五に相当する金額を当該公務による

遺族年金の額とする。

4 (略)

- 5 前項の規定によりなおその効力を有することとされた旧共済法第八十八条の五第一項の規定の適用については、同項中「十二万円」とあるのは十五万四千二百円」と、「二十一万円」とあるのは「二十六万九千九百円」と読み替えるものとするほか、第二項及び前項の規定によりなおその力を有することとされた旧共済法第八十八条の三並びに第八十八条の五、第八十八条の六及び第九十二条の二の規定の適用について必要な技術的替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
- 6 (略)

◎ 平成十六年国共済法等改正法第十七条の規定による改正前の平成十二年国共済法等改正法（抄）

(退職共済年金の額)

第七十七条 退職共済年金の額は、平均標準報酬月額（組合員期間の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額を平均した額をい。以下同じ。）の千分の七・一二五に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額とする。

2 一年以上の引き続き組合員期間を有する者に支給する退職共済年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した金額に次の各に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額を加算した金額とする。

- 一 組合員期間が二十年以上である者 平均標準報酬月額の千分の一・四二五に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額
- 二 組合員期間が二十年未満である者 平均標準報酬月額の千分の〇・七一一に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額
- 3・4 (略)

(障害共済年金の額)

第八十二条 障害共済年金の額は、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる金額を加算した金額とする。この場合において、障害共済年金の給付事由となつた障害について国民年金法による障害基礎年金が支給されない者に支給する障害共済年金については、第一号に掲げる金額が六十万三千二百より少ないときは、六十万三千二百円を同号に掲げる金額とする。

一 平均標準報酬月額の千分の七・一二五に相当する金額に組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）を乗じて得た金額障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、当該金額の百分の百二十五に相当する金額）

二 平均標準報酬月額の千分の一・四二五に相当する金額に組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）を乗じて得た金額障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、当該金額の百分の百二十五に相当する金額）

2 前条第一項若しくは第三項の場合において障害共済年金の給付事由となつた障害が公務若しくは通勤による傷病（以下「公務等傷病」という。によるものであるとき、又は同条第五項の場合において同項に規定する基準障害と他の障害がいずれも公務等傷病によるものであるときにおけるこれらの規定による障害共済年金（以下「公務等による障害共済年金」という。）の額の算定

については、前項第二号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、平均標準報酬月額に十二を乗じて得た金額の百分の十九（障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、百分の二十八・五に相当する金額（組合員期間の月数が三百月を超えるときは、当該金額にその超える月数一月につき平均標準報酬月額の千分の一・四二五（障害程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、千分の一・七八一）に相当する金額を加えた金額）とする。

3・4 (略)

(遺族共済年金の額)

第八十九条 遺族共済年金の額は、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 前条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給されるもの 次のイに掲げる金額にロに掲げる金額を加算して得た金額

イ 平均標準報酬月額の千分の七・一二五に相当する金額に組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）を乗じて得た金の四分の三に相当する金額

ロ 平均標準報酬月額の千分の一・四二五に相当する金額に組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）を乗じて得た金の四分の三に相当する金額

二 前条第一項第四号に該当することにより支給されるもの 次のイに掲げる金額にロに掲げる金額を加算して得た金額

イ 平均標準報酬月額の千分の七・一二五に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額の四分の三に相当する金額

ロ 次の(1)又は(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める金額の四分の三に相当する金額

(1) 組合員期間が二十年以上である者 平均標準報酬月額の千分の一・四二五に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額

(2) 組合員期間が二十年未満である者 平均標準報酬月額の千分の〇・七一三に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額

2 組合員が、公務等傷病により組合員である間又は退職した後死亡した場合における遺族共済年金（以下「公務等による遺族共済年金」という）の額の算定については、前項第一号ロ又は第二号ロに掲げる金額は、これらの規定にかかわらず、平均標準報酬月額の千分の三・二〇六に相当する金額に組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）を乗じて得た金額とする。

3 (略)

附 則

第十二条の四の二 (略)

2 前項の請求があつたときは、退職共済年金の額を改定するものとし、当該請求に係る退職共済年金の額は、第七十七条第一項

及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合算額とする。

- 一 (略)
- 二 平均標準報酬月額額の千分の七・一二五に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額
- 三 一年以上の引き続き組合員期間を有する者に支給する第一項の請求に係る退職共済年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算した金額に次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額を加算した金額とする。
 - 一 組合員期間が二十年以上である者 平均標準報酬月額額の千分の一・四二五に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額
 - 二 組合員期間が二十年未満である者 平均標準報酬月額額の千分の〇・七一三に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額
- 四・五 (略)

◎ 平成十六年国共済法等改正法第十七条の規定による改正後の平成十二年国共済法等改正法(抄)

(退職共済年金の額)

第七十七条 退職共済年金の額は、平均標準報酬額(組合員期間の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額と標準期末手当等のの総額を、当該組合員期間の月数で除して得た額をいう。以下同じ。)の千分の五・四八一に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額とする。

- 2 一年以上の引き続き組合員期間を有する者に支給する退職共済年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した金額に次の各に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額を加算した金額とする。
 - 一 組合員期間が二十年以上である者 平均標準報酬額の千分の一・〇九六に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額
 - 二 組合員期間が二十年未満である者 平均標準報酬額の千分の〇・五四八に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額
- 3・4 (略)

(障害共済年金の額)

第八十二条 障害共済年金の額は、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる金額を加算した金額とする。この場合において、障害共済年金の給付事由となつた障害について国民年金法による障害基礎年金支給されない者に支給する障害共済年金については、第一号に掲げる金額が六十万三千二百円より少ないときは、六十万三千二百円を同号に掲げ金額とする。

- 一 平均標準報酬額の千分の五・四八一に相当する金額に組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)を乗じて得た金額(害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、当該金額の百分の百二十五に相当する金額)

- 二 平均標準報酬額の千分の一・〇九六に相当する金額に組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）を乗じて得た金額（害の程度が障害等級の二級に該当する者にあつては、当該金額の百分の百二十五に相当する金額）
- 2 前条第一項若しくは第三項の場合において障害共済年金の給付事由となつた障害が公務若しくは通勤による傷病（以下「公務等傷病」という。によるものであるとき、又は同条第五項の場合において同項に規定する基準障害と他の障害がいずれも公務等傷病によるものであるときにおけるこれらの規定による障害共済年金（以下「公務等による傷病」という。）の額の算定については、前項第二号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、平均標準報酬額に十二を乗じて得た金額の百分の十四・六一（障害の程度が障害等級の二級に該当する者にあつては、百分の二十・九二三）に相当する金額（組合員期間の月数が三百月を超えるときは、当該金額にその超える月数一月につき平均標準報酬額の千分の一・〇九（障害の程度が障害等級の二級に該当する者にあつては、千分の一・三七）に相当する金額を加えた金額）とする。

3・4 (略)

(遺族共済年金の額)

第八十九条 遺族共済年金の額は、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- 一 前条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給されるもの 次のイに掲げる金額にロに掲げる金額を加算して得た金額
- イ 平均標準報酬額の千分の五・四八一に相当する金額に組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）を乗じて得た金額の分の三に相当する金額
- ロ 平均標準報酬額の千分の一・〇九六に相当する金額に組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）を乗じて得た金額の分の三に相当する金額
- 二 前条第一項第四号に該当することにより支給されるもの 次のイに掲げる金額にロに掲げる金額を加算して得た金額
- イ 平均標準報酬額の千分の五・四八一に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額の四分の三に相当する金額
- ロ 次の(1)又は(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める金額の四分の三に相当する金額
- (1) 組合員期間が二十年以上である者 平均標準報酬額の千分の一・〇九六に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額
- (2) 組合員期間が二十年未満である者 平均標準報酬額の千分の〇・五四八に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額
- 2 組合員が、公務等傷病により組合員である間又は退職した後に死亡した場合における遺族共済年金（以下「公務等による遺族共済年金」という）の額の算定については、前項第一号ロ又は第二号ロに掲げる金額は、これらの規定にかかわらず、平均標準報酬額の千分の二・四六六に相当する金額に組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）を乗じて得た金額とする。

3 (略)

附則

第十二条の四の二（略）

2 前項の請求があつたときは、退職共済年金の額を改定するものとし、当該請求に係る退職共済年金の額は、第七十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合算額とする。

一（略）

二 平均標準報酬額の千分の五・四八一に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額

3 一年以上の引き続く組合員期間を有する者に支給する第一項の請求に係る退職共済年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算した金額に次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一 組合員期間が二十年以上である者 平均標準報酬額の千分の一・〇九六に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額

二 組合員期間が二十年未満である者 平均標準報酬額の千分の〇・五四八に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額

4・5（略）

◎ 平成十二年国共済法等改正法第三条の規定による改正前の昭和六十年国共済法等改正法（抄）

附則

（退職年金の額の改定）

第三十五条 退職年金（特例退職年金を除く。以下この条、附則第三十八条、第四十六条、第五十二条、第五十三条及び第五十七条において同じ。については、施行日の属する月分以後、その額を、次に掲げる金額を合算した額に改定する。ただし、その額が施行日の前日における退職年金の低保障の額を勘案して政令で定める金額より少ないときは、当該政令で定める金額とし、その額が当該退職年金の額の算定の基礎となつている俸年額（旧共済法第四十二条第二項に規定する俸給年額又は公企体基礎俸給年額にそれぞれ一・二二を乗じて得た額をいい、その年金が昭和六十年三月三十一日以前に退職した者（これに準ずる者として政令で定める者を含む。）に係るものである場合には、これらの額に、政令で定める額に一・二二を乗じて得た額を加えた額とする。以下同じ。）の百分の七十に相当する金額を超えるときは当該百分の七十に相当する金額とする。

一（略）

二 当該退職年金の額の算定の基礎となつている組合員期間の年数（当該年数が四十年を超えるときは、四十年）一年につき俸給年額の百分の一相当する金額

2・3（略）

(通算退職年金等の額の改定)

第四十条 通算退職年金(特例退職年金を含む。)については、施行日の属する月分以後、その額を、次に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、れに当該通算退職年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 七十三万二千二百八十円

二 俸給年額の十二分の一の額の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た金額

2・3 (略)

(障害年金の額の改定)

第四十二条 旧共済法第八十一条第一項第一号の規定による障害年金(以下「公務による障害年金」という。)の額については、施行日の属する月以後、その額を、次に掲げる金額の合算額の百分の七十五(旧共済法別表第三の上欄に掲げる障害の程度(以下「旧共済法の障害等級」という。)の一級に該当する者にあつては百分の百二十五とし、旧共済法の障害等級の二級に該当する者にあつては百分の百とする。)に相当する額に俸給額の百分の十(旧共済法の障害等級の一級に該当する者にあつては百分の三十とし、旧共済法の障害等級の二級に該当する者にあつては百分の二十とする。)に相当する額を加えた金額に改定する。ただし、その額が施行日の前日における障害年金の最低保障の額を勘案して政令で定める金額より少ないときは、当該政令で定める金額とし、その額が俸給年額に相当する金額を超えるときは、俸給年額に相当する金額とする。

一 七十三万二千二百八十円(組合員期間(当該障害年金の額の算定の基礎となつている組合員期間に限る。以下この条において同じ。)の年数が十年を超えるときは、七十三万二千二百八十円にその超える年数(当該年数が十五年を超えるときは、十五年)一年につき三万六千五百六十四円加えた金額)

二 組合員期間の年数(当該年数が、二十年未満であるときは二十年とし、四十年を超えるときは四十年とする。)一年につき俸給年額の百分の十に相当する金額

2 旧共済法第八十一条第一項第二号の規定による障害年金(改正前の昭和五十八年法律第八十二号附則第二十一条第三項に規定する移行障害年金を含む。以下「公務によらない障害年金」という。)については、施行日の属する月分以後、その額を、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める金額の百分の七十五(旧共済法の障害等級の一級に該当する者にあつては百分の百二十五とし、旧共済法の障害等級の二級に該当する者にあつては百分の百とする。)に相当する額に改定する。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

一 組合員期間の年数が十年以下である場合 七十三万二千二百八十円に俸給年額の百分の二十に相当する金額を加算して得た金額(次号及び第三において「障害年金基礎額」という。)

二 組合員期間の年数が十年を超え二十年以下である場合 障害年金基礎額に、組合員期間十年を超える年数一年につき障害年金基礎額の百分の五に相当する額を加算して得た金額

三 組合員期間の年数が二十年を超え三十五年以下である場合 組合員期間の年数が二十年であるものとして前号の規定により

求めた金額に、二年を超える年数一年につき障害年金基礎額の百分の五に相当する金額を加算して得た金額

四 組合員期間の年数が三十五年を超える場合 組合員期間の年数が三十五年であるものとして前号の規定により求めた金額に、三十五年を超える年数（当該年数が五年を超えるときは、五年）一年につき俸給年額の百分の一に相当する金額を加算して得た金額

3・4 (略)

(遺族年金の額の改定)

第四十六条 遺族年金（旧共済法附則第十三条の十八第二項に規定する特例遺族年金を除く。以下この条及び次条において同じ。）については、施日の属する月分以後、その額を、次の各号に掲げる当該遺族年金の区分に応じ、当該各号に掲げる金額に改定する。

一 公務による遺族年金（旧共済法第八十八条第一号の規定による遺族年金をいう。以下同じ。） 七十三万二千二百八十円に俸給年額の百分の二に相当する金額を加えた金額（以下この条において「遺族年金基礎額」という。）（組合員期間（当該遺族年金の基礎となつた組合員期間に限。以下この項において同じ。）が二十年を超えるときは、二十年を超え三十五年に達するまでの期間についてはその超える年数一年につき遺族年金基礎額の百分の五に相当する金額を、三十五年を超える期間についてはその超える年数（当該年数が五年を超えるときは、五年）一年につき給年額の百分の一に相当する金額を加えた金額）

二 旧共済法第八十八条第二号の規定による遺族年金（改正前の昭和五十八年法律第八十二号附則第二十二條第三項第一号及び第二号に掲げる移遺族年金を含む。） 当該遺族年金に係る組合員であつた者が受ける権利を有していた退職年金（退職年金を受け権利を有していなかつた者については、減額退職年金若しくは障害年金を支給しなかつたものとした場合において支給すべきであつた退職年金又はその死亡を退職とみなし場合において支給すべきであつた退職年金）の額を附則第三十五條の規定により改定するものとした場合における当該改定後の退職年金の額の百分の五十に相当する金額

三 旧共済法第八十八条第三号の規定による遺族年金（改正前の昭和五十八年法律第八十二号附則第二十二條第三項第三号に掲げる移行遺族年金含む。） 遺族年金基礎額の百分の二十五に相当する金額（組合員期間が十年を超えるときは、その超える年数一年につき遺族年金基礎額の百分の二・五に相当する額を加えた金額）

四 旧共済法第八十八条第四号の規定による遺族年金 遺族年金基礎額の百分の二十五に相当する金額

2 (略)

3 第一項の規定による改定後の遺族年金の額（前項の規定によりなおその効力を有することとされた旧共済法第八十八条の三の規定の適用があるときは、同条の規定により加えることとされた金額を加えた額）が、施行日の前日における遺族年金の最低保障の額を勘案して政令で定める金額よ少ないときは、当該政令で定める金額を当該遺族年金の額とし、公務による遺族年金の額が、俸給年額の百分の七十に相当する金額を超えるとき、当該百分の七十に相当する金額を当該公務による遺族年金の額とする。

4 (略)

6 (略)

◎ 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）（抄）

（国家公務員共済組合法の準用）

第二十五条 この節に規定するもののほか、短期給付及び長期給付については、国家公務員共済組合法第二条（第一項第一号及び第五号から第七号までを除く。）、第四章（第四十一条第二項、第四十二条、第四十二条の二、第四十六条第一項、第五十条から第五十二条まで、第六十八条の二、第六十八条の三、第七十二条、第九十六条及び第九十七条第四項を除く。）、第六十一条第一項及び第三項、第一百十二条、第一百二十六条の五、附則第十二条、附則第十二条の二から第十二条の八の四まで、附則第十二条の十、附則第十二条の十一、附則第十二条の十二第一項（第二号を除く。）、及び第二項から第四項まで、附則第十二条の十三、附則第十三条の九から第十三条の九の五まで、附則第十三条の十（第七項を除く。）、附則別表第一、附則別表第二、別表第一並びに別表第二の規定を準用する。この場合において、これらの規定（同法第二条第一項第二号（イ、ロ及びハ以外の部分に限る。）、第四十一条第一項、第五十五条第一項第一号及び第二号、第五十九条第三項第二号、第六十一条第二項、第六十四条、第六十六条第三項、第六十七条第二項、第七十六条第一項（各号列記以外の部分に限る。）、第九十七条第一項、第二百二十六条の五第五項第四号、附則第十二条第一項から第五項まで及び第八項、附則第十二条の四の三第四項並びに附則第十二条の六第二項及び第三項の規定を除く。）中「組合員」とあるのは「加入者」と、「組合」とあり、及び「連合会」とあるのは「事業団」と、「標準報酬」とあるのは「標準給与」と、「財務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「公務」とあるのは「職務」と、「組合員期間等」とあるのは「加入者期間」と、「加入者期間」とあるのは「平均標準報酬」とあるのは「平均標準給与」と、「標準期末手当等」とあるのは「標準賞与」と、「従前標準報酬の月額」とあるのは「従前標準給与の月額」と、「公務等傷病」とあるのは「職務等傷病」と、「公務等」とあるのは「職務等」と、「対象期間標準報酬総額」とあるのは「対象期間標準給与総額」と、「標準報酬改定請求」とあるのは「標準給与改定請求」と、「特定組合員」とあるのは「特定加入者」と、「任意継続組合員」とあるのは「任意継続加入者」と、「特例退職組合員」とあるのは「特例退職加入者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（表略）

（国及び都道府県の補助）

第三十五条 国は、毎年度、事業団が国民年金法第九十四条の二第二項の規定により当該事業年度において納付する基礎年金拠出金の額の二分の一に相当する金額を補助する。

2 国は、前項の規定により補助する金額を、政令で定めるところにより、事業団に交付しなければならぬ。

3 国は、予算の範囲内において、事業団の共済業務に係る事務及び特定健康診査等の実施に要する費用を補助することができる。

4 都道府県は、当該都道府県の予算の範囲内において、事業団の共済業務に要する経費について補助することができる。

(国家公務員共済組合法の改正の場合等の経過措置)
第四十八条の二 第二十五条又は第三十八条において準用する国家公務員共済組合法の規定が改正された場合におけるこの法律の適用について必要な経過措置に関しては、政令で特に定めるものを除き、これらの規定の改正の際の経過措置の例による。この場合において必要な技術的読替は、政令で定める。

◎ 私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三百三十一号）（抄）

附則

- (基礎年金拠出金に対する国の補助に関する経過措置)
- 第二条 平成十六年度における第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済法（以下この条及び次条において「新共済法」という。）第三十五条第一項の規定の適用については、同項中「二分の一」とあるのは、「三分の一」とする。
- 2 国は、平成十六年度における日本私立学校振興・共済事業団が国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）第九十四条の二第二項の規定により納付する基礎年金拠出金の一部に充てるため、前項の規定により読み替えられた新共済法第三十五条第一項に規定する額のほか、日本私立学校振興・共済事業団に対し、二億五千八百六十八万七千円を補助する。
- 3 平成十七年度における新共済法第三十五条第一項の規定の適用については、同項中「二分の一に相当する金額」とあるのは、「三分の一に相当する金額に当該基礎年金拠出金の額の千分の十一に相当する金額を加えて得た金額」とする。
- 4 国は、平成十七年度における日本私立学校振興・共済事業団が国民年金法第九十四条の二第二項の規定により納付する基礎年金拠出金の一部に充てるため、前項の規定により読み替えられた新共済法第三十五条第一項に規定する額のほか、日本私立学校振興・共済事業団に対し、十億二千八百六十八万円を補助する。
- 5 平成十八年度における新共済法第三十五条第一項の規定の適用については、同項中「二分の一に相当する金額」とあるのは、「三分の一に相当する金額に当該基礎年金拠出金の額の千分の二十五に相当する金額を加えて得た金額」とする。
- 6 平成十九年度から特定年度（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百四号）附則第十三条第七項に規定する特定年度をいう。附則第二条の三において同じ。）の前年度までの各年度における新共済法第三十五条第一項の規定の適用については、同項中「二分の一に相当する金額」とあるのは、「三分の一に相当する金額に当該基礎年金拠出金の額の千分の三十二に相当する金額を加えて得た金額」とする。

(平成二十一年度から平成二十三年度までの基礎年金拠出金に対する国の補助に関する経過措置の特例)
第二条の二 国は、平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度における日本私立学校振興・共済事業団が国民年金法第九十

四条の二第二項の規定により納付する基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について、前条第六項の規定により読み替えて適用する新共済法第三十五条第一項に規定する金額のほか、新共済法第三十五条第一項に規定する金額と前条第六項の規定により読み替えて適用する新共済法第三十五条第一項に規定する金額との差額に相当する金額を補助する。この場合において、当該金額については、平成二十一年度にあつては財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律（平成二十一年法律第十七号）第三条第一項の規定により、平成二十二年にあつては平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成二十二年法律第七号）第三条第一項の規定により、財政投融资特別会計財政融資資金勘定から一般会計に繰り入れられる繰入金を活用して、確保するものとし、平成二十三年度にあつては東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第一百十七号）第六十九条第二項の規定により適用する同条第一項の規定により発行する公債の発行による収入金を活用して、確保するものとする。

（基礎年金拠出金に対する国の補助の割合の引上げのための措置）

第二条の三 国は、特定年度の前年度が平成二十四年度以後の年度である場合において、当該特定年度の前年度まで（平成二十三年度以前の年度を除く。）の各年度における日本私立学校振興・共済事業団が国民年金法第九十四条の二第二項の規定により納付する基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について前条前段の規定の例により算定して得た差額に相当する金額を、必要な税制上の措置を講じた上で補助するよう、必要な法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。

◎ 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）（抄）

（給付額の算定の基準となる給料等）

第四十四条 短期給付（第五十三条第一項及び第五十四条に規定する短期給付をいう。以下同じ。）の給付額の算定の基準となるべき給料は、給付事由が生じた日（給付事由が退職後に生じた場合には、退職の日。以下この条において同じ。）の属する月の掛金の標準となつた給料（第一百十四条第三項及び第四項の規定により掛金の標準となつた給料をいう。以下この条において同じ。）とし、その二分の一に相当する金額（当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）をもつて給料日額とする。

2 長期給付の給付額の算定の基準となるべき平均給与月額、給付事由が生じた日の属する月以前の組合員期間の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた給料の額に再評価率（別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額に政令で定める数値を乗じて得た額及び掛金の標準となつた期末手当等の額に再評価率を乗じて得た額の合算額を、当該期間の月数で除して得た額とする。

(調整期間における再評価率の改定等の特例)

第四十四条の四 調整期間(厚生年金保険法第三十四条第一項に規定する調整期間をいう。以下同じ。)における再評価率の改定については、前二条の規定にかかわらず、名目手取り賃金変動率に第一号及び第二号に掲げる率を乗じて得た率を基準とする。ただし、当該基準による改定により当該年度の再評価率(次項各号に掲げる再評価率を除く。以下この項において同じ。)が当該年度の前年度の再評価率を下回ることとなるときは、一を基準とする。

一 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度における公的年金被保険者等総数(厚生年金保険法第四十条の四第一項第一号に規定する公的年金被保険者等総数をいう。以下この号において同じ。)に対する当該年度の前々年度における公的年金被保険者等総数の比率の三乗根となる率

二 〇・九九七

2 調整期間における次の各号に掲げる再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

一 前年度の掛金の標準となつた給料の額等に係る再評価率 可処分所得割合変化率に前項各号に掲げる率を乗じて得た率(同項ただし書の規定による改定が行われる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率)

二 前々年度等の掛金の標準となつた給料の額等に係る再評価率 物価変動率に可処分所得割合変化率及び前項各号に掲げる率を乗じて得た率(同項ただし書の規定による改定が行われる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率)

3 調整期間における当該年度に属する月の掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額に係る再評価率の設定については、第四十四条の二第四項の規定にかかわらず、当該年度の前年度におけるその年度に属する月の掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額に係る再評価率に、可処分所得割合変化率及び第一項各号に掲げる率を乗じて得た率を基準とする。ただし、同項ただし書の規定による改定が行われる場合は、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率を基準とする。

4 次の各号に掲げる場合の調整期間における再評価率の改定又は設定については、前三項の規定にかかわらず、当該各号に定める規定を適用する。

一 名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、第一項第一号に掲げる率に同項第二号に掲げる率を乗じて得た率(以下「調整率」という。)が一を上回る場合 第四十四条の二第一項、第二項及び第四項

二 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となる場合 第四十四条の二第一項、第二項及び第四項

三 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合 第四十四条の二第二項から第四項まで

5 (略)

第四十四条の五 調整期間における基準年度以後再評価率の改定については、前条の規定にかかわらず、物価変動率に調整率を乗じて得た率を基準とする。ただし、当該基準による改定により当該年度の基準年度以後再評価率（次項各号に掲げる基準年度以後再評価率を除く。）が当該年度の前年度の基準年度以後再評価率（当該年度が六十五歳に達した日の属する年度の初日の属する年の三年後の年の四月一日の属する年度である場合にあつては、再評価率）を下回ることとなるときは、一を基準とする。

2 調整期間における次の各号に掲げる基準年度以後再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

一 前年度の掛金の標準となつた給料の額等に係る基準年度以後再評価率 可処分所得割合変化率に調整率を乗じて得た率（前項ただし書の規定による改定が行われる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率）

二 前々年度等の掛金の標準となつた給料の額等に係る基準年度以後再評価率 物価変動率に可処分所得割合変化率及び調整率を乗じて得た率（前項ただし書の規定による改定が行われる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率）

3 調整期間における当該年度に属する月の掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額に係る基準年度以後再評価率の設定については、前条第三項の規定にかかわらず、当該年度の前年度におけるその年度に属する月の掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額に係る基準年度以後再評価率（当該年度が六十五歳に達した日の属する年度の初日の属する年の三年後の年の四月一日の属する年度である場合にあつては、再評価率）に、可処分所得割合変化率及び調整率を乗じて得た率を基準とする。ただし、第一項ただし書の規定による改定が行われる場合は、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率を基準とする。

4 次の各号に掲げる場合の調整期間における基準年度以後再評価率の改定又は設定については、前三項の規定にかかわらず、当該各号に定める規定を適用する。

一 物価変動率が一を下回る場合 第四十四条の二第四項並びに第四十四条の三第一項及び第二項

二 物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となり、かつ、調整率が一を上回る場合（前号に掲げる場合を除く。） 第四十四条の二第四項並びに第四十四条の三第一項及び第二項

三 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、調整率が一を上回る場合 第四十四条の二第一項、第二項及び第四項

四 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、調整率が一以下となる場合 前条第一項から第三項まで

五 物価変動率が一を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下回る場合 第四十四条の二第二項、第三項ただし書及び第四項

5
(略)

(退職共済年金の額)

第七十九条 退職共済年金の額は、次の各号に掲げる金額の合算額とする。ただし、一年以上の引き続き組合員期間を有しない者に係る退職共済年金の額は、第一号に掲げる金額とする。

一 平均給与月額額の千分の五・四八一に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額

二 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額

イ 組合員期間が二十年以上である者 平均給与月額額の千分の一・〇九六に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額

ロ 組合員期間が二十年未満である者 平均給与月額額の千分の〇・五四八に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額

2 3 (略)

(障害共済年金の額)

第八十七条 障害共済年金の額は、次の各号に掲げる金額の合算額とする。

一 平均給与月額額の千分の五・四八一に相当する額に組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)を乗じて得た額(障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、その額の百分の百二十五に相当する額)

二 平均給与月額額の千分の一・〇九六に相当する額に組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)を乗じて得た額(障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、その額の百分の百二十五に相当する額)

2 第八十四条若しくは第八十五条の場合において障害共済年金の給付事由となつた障害が公務若しくは通勤(地方公務員災害補償法第二条第二項に規定する通勤をいう。)による傷病(以下「公務等傷病」という。)によるものであるとき、又は前条の場合において同条第一項に規定する基準障害と他の障害がいずれも公務等傷病によるものであるときにおけるこれらの規定による障害共済年金(以下「公務等による障害共済年金」という。)の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合算額とする。

一 平均給与月額額の千分の五・四八一に相当する額に組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)を乗じて得た額(障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、その額の百分の百二十五に相当する額)

二 平均給与月額に十二を乗じて得た額の百分の十四・六一五(障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、百分の二十一・九二三)に相当する額(組合員期間の月数が三百月を超えるときは、その額にその超える月数一月につき平均給与月額額の千分の一・〇九六に相当する額(障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、その額の百分の百二十五に相当する額)を加えた額)

3 前二項の場合において、障害共済年金の給付事由となつた障害について国民年金法による障害基礎年金が支給されない者に支給する障害共済年金については、第一項第一号又は前項第一号に掲げる金額が同法第三十三条第一項に規定する障害基礎年金の額に相当する額に四分の三を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)より少ないときは、当該金額をこれらの規定に掲げる金額とする。

4 公務等による障害共済年金の額が、その受給権者の公務等傷病による障害の程度が次の各号に掲げる障害等級のいずれの区分に属するかに応じ当該各号に定める金額に改定率を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）より少ないときは、当該金額を当該障害共済年金の額とする。

一 障害等級一級 四百十五万二千六百円

二 障害等級二級 二百五十六万四千八百円

三 障害等級三級 二百三十二万六百元

5 (略)

(遺族共済年金の額)

第九十九条の二 遺族共済年金（次項の規定が適用される場合を除く。）の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。ただし、遺族共済年金の受給権者が当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けるときは、第一号に定める金額とする。

一 遺族（次号に掲げる遺族を除く。）が遺族共済年金の支給を受けることとなるとき。次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じ、当該イ又はロに定める金額

イ 前条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給されるもの 次の(1)及び(2)に掲げる金額の合算額

(1) 平均給与月額額の千分の五・四八一に相当する額に組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）を乗じて得た額の四分の三に相当する金額

(2) 平均給与月額額の千分の一・〇九六に相当する額に組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）を乗じて得た額の四分の三に相当する金額

ロ 前条第一項第四号に該当することにより支給されるもの 次の(1)及び(2)に掲げる金額の合算額

(1) 平均給与月額額の千分の五・四八一に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額の四分の三に相当する金額

(2) 次の(i)又は(ii)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(i)又は(ii)に定める金額の四分の三に相当する金額

(i) 組合員期間が二十年以上である者 平均給与月額額の千分の一・〇九六に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額

(ii) 組合員期間が二十年未満である者 平均給与月額額の千分の〇・五四八に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額

二 遺族のうち、退職共済年金その他の退職又は老齢を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるもの（以下この条、次条及び第九十九条の四の二において「退職共済年金等」という。）のいずれかの受給権を有する六十五歳に達している配偶者が遺族共済年金の支給を受けることとなるとき。前号に定める金額又は次のイ及びロに掲げる金額を合算した金額のうちいずれが多い金額

イ 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

(1) 当該遺族が退職共済年金又は国家公務員共済組合法による年金である給付で退職共済年金に相当するものの受給権を有している場合 前号に定める金額の三分の二に相当する額

(2) 当該遺族が(1)に規定する年金である給付の受給権を有していない場合 前号に定める金額から政令で定める額を控除した金額の三分の二に相当する額に当該政令で定める額を加算した額

ロ 当該遺族の退職共済年金等の額の合計額(第八十条第一項の規定又は他の法令の規定でこれに相当するものとして政令で定めるものにより加給年金額が加算された退職共済年金等にあつては、これらの規定を適用しない額とする。以下同じ。)

2 遺族共済年金(前条第一項第四号に該当することにより支給されるものであり、かつ、その受給権者(六十五歳に達している者であつて退職共済年金等のいずれかの受給権を有する配偶者に限る。))が当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づいて支給される年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合に限る。)の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 次のイに掲げる金額が次のロに掲げる金額以上であるとき。 前項第一号ロに定める金額

イ 前項第一号ロの規定の例により算定した金額に、厚生年金保険法、私立学校教職員共済法その他の法令の規定であつて政令で定めるものの例により算定した額を合算した額(以下この項において「合算遺族給付額」という。)

ロ 合算遺族給付額から政令で定める額を控除した額の三分の二に相当する額、当該遺族共済年金の受給権者の退職共済年金等の額の合計額から政令で定める額を控除した額の二分の一に相当する額及び政令で定める額を合算した額

二 前号イに掲げる金額が同号ロに掲げる金額に満たないとき。 次のイに掲げる金額に次のロに掲げる比率を乗じて得た額に、政令で定める額を加算した額

イ 前号ロに掲げる金額から政令で定める額を控除した額

ロ 合算遺族給付額から政令で定める額を控除した額に対する前項第一号ロ(1)に掲げる金額の比率

3
3
6 (略)

(費用の負担)

第百十三条 組合の給付に要する費用(高齢者の医療の確保に関する法律第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等(以下「前期高齢者納付金等」という。))及び同法第百十八条第一項に規定する後期高齢者支学金等(以下「後期高齢者支学金等」という。))並びに介護保険法第百五十条第一項に規定する納付金(以下「介護納付金」という。))の納付に要する費用、基礎年金拠出金に係る負担に要する費用並びに組合の事務に要する費用を含む。)は、短期給付に要する費用(前期高齢者納付金等及び後期高齢者支学金等並びに介護納付金の納付に要する費用並びに短期給付並びに前期高齢者納付金等及び後期高齢者支学金等並びに介護納付金の納付に係る組合の事務に要する費用(第四項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。))を含み、第三項第一号に掲げる費用のうち同項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。以下この項及び次項において同じ。

）にあつては各組合ごとに当該組合を組織する職員（介護納付金の納付に要する費用については、当該組合を組織する職員のうち同法第九条第二号に規定する被保険者（第十四条第五項及び第四百四十四条の二第二項において「介護保険第二号被保険者」という。）の資格を有する者）を単位として、長期給付に要する費用（基礎年金拠出金に係る負担に要する費用（第三項第二号に掲げる費用のうち同項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）並びに長期給付及び基礎年金拠出金の負担に係る組合の事務に要する費用（第四項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）を含み、次項第三号に掲げるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）にあつてはすべての組合を組織する職員を単位として、次に定めるところにより、算定するものとする。この場合において、第三号に規定する費用については、少なくとも五年ごとに再計算を行うものとする。

一・二（略）

三 長期給付に要する費用については、その費用の予想額及び国の組合の国家公務員共済組合法第九十九条第一項第三号に規定する長期給付に要する費用の予想額の合計額と、次項第二号の掛金及び負担金の額、第二十四条（第三十八条第一項において準用する場合を含む。）の長期給付に充てるべき積立金及び第三十八条の八第一項に規定する長期給付積立金（以下この号において「地方の積立金」と総称する。）の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額並びに同法第九十九条第二号の掛金及び負担金の額、同法第三十五条の二第二項の長期給付に充てるべき積立金（以下この号において「国の積立金」という。）の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額の合算額とが、再計算を行う年以降おおむね百年間に相当する期間の終了時に組合及び国の組合に係る長期給付の支給に支障が生じないようにするために必要な額の積立金（地方の積立金及び国の積立金をいう。）を保有しつつ、当該期間にわたつて財政の均衡を保つことができるように定める。

2

組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金をもつて充てる。

一・一の二（略）

二 長期給付に要する費用 掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十

三 公務等による障害共済年金（第九十条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定によりその額が算定される障害共済年金及び第百三条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりその額が算定される障害共済年金で第九十条第一項の規定により併合される障害のいづれかが公務等傷病によるものであるものを含む。）又は公務等による遺族共済年金に要する費用 地方公共団体の負担金百分の百

四（略）

3 地方公共団体は、政令で定めるところにより、組合の給付に要する費用のうち次の各号に掲げる費用については、当該各号に定める額を負担する。

一（略）

二 基礎年金拠出金に係る負担に要する費用 当該事業年度における基礎年金拠出金の負担に要する費用の額の二分の一に相当する額

附則

第二十条の二 (略)

2 前項の請求があつたときは、退職共済年金の額を改定するものとし、当該請求に係る退職共済年金の額は、第七十九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合算額とする。ただし、一年以上の引き続く組合員期間を有しない者に係る退職共済年金の額は、第一号及び第二号に掲げる金額の合算額とする。

一 千六百二十八円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）に組合員期間の月数（当該月数が四百八十月を超えるときは、四百八十月）を乗じて得た額

二 平均給与月額額の千分の五・四八一に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額

三 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額

イ 組合員期間が二十年以上である者 平均給与月額額の千分の一・〇九六に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額

ロ 組合員期間が二十年未満である者 平均給与月額額の千分の〇・五四八に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額

3 第七十九条第二項及び第三項の規定は前項の退職共済年金の額の算定について、第八十条の規定は同項の退職共済年金の額に加算される加給年金額について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「附則第二十条の二第一項の請求があつた当時（当該請求があつた当時）」と、同条第二項中「当該請求があつた当時」とあるのは「附則第二十条の二第二項の請求があつた当時」と、同条第三項中「退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第二十条の二第三項の請求があつた当時」と、「当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該請求があつた当時」と読み替えるものとする。

4 前二項の規定によりその額が算定される退職共済年金に係る第七十六条、第八十一条及び第八十二条の規定の適用については、第七十六条第二項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額に相当する金額」とあるのは「附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額に相当する金額」と、第八十一条第二項中「相当する部分、第八十条第一項に規定する加給年金額に相当する部分及び前条第四項の規定により加算される金額に相当する部分」とあるのは「相当する部分」と、第七十九条第一項第二号に掲げる金額、第八十条第一項に規定する加給年金額及び前条第四項の規定により加算される金額」とあるのは「附則第二十条の二第二項第一号及び第三号に掲げる金額並びに同条第三項において準用する第八十条第一項に規定する加給年金額」と、同条第七項及び第八項中「第八十条第一項」とあるのは「附則第二十条の二第三項において準用する第八十条第一項」と、第八十二条第一項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額、第八十条第一項に規定する加給年金額及び第八十条の二第四項の規定により加算

される金額」とあるのは「附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額及び同条第三項において準用する第八十条第一項に規定する加給年金額」とする。

5 (略)

別表第二 (略)

◎ 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下「昭和六十年地共済法等改正法」という。）
(抄)

附則

(用語の定義)

第二条 この条から附則第二百五条（第七号に掲げる用語にあつては、附則第二百二十条）までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 新共済法 第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法をいう。
- 二 旧共済法 第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいう。
- 三 新施行法 第二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法をいう。
- 四 旧施行法 第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法をいう。
- 五 給料、平均給料月額、地方公共団体の長、団体職員若しくは団体組合員又は警察職員 それぞれ新共済法第二条第一項第五号、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）第二条の規定による改正前の新共済法第四十四条第二項、新共済法第百条、第百四十四條の三第一項若しくは第三項又は附則第二十八条の四第一項に規定する給料、平均給料月額、地方公共団体の長、団体職員若しくは団体組合員又は警察職員をいう。
- 六 団体組合員期間 旧共済法第百四十四條の三第四項に規定する団体組合員期間をいう。
- 七 退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金 それぞれ旧共済法（第十一章を除く。）以下この号において同じ。）の規定による退職年金（旧施行法の規定により旧共済法の規定による退職年金とみなされたものを含む。）、減額退職年金、通算退職年金、障害年金（旧施行法の規定により旧共済法の規定による障害年金とみなされたものを含む。）、遺族年金（旧施行法の規定により旧共済法の規定による遺族年金とみなされたものを含む。）又は通算遺族年金をいう。

八 物価指数 総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数をいう。

九 退職共済年金、障害共済年金、障害一時金又は遺族共済年金 それぞれ新共済法の規定による退職共済年金、障害共済年金

、障害一時金又は遺族共済年金をいう。

十 老齡基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金 それぞれ国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「国民年金等改正法」という。）第一条の規定による改正後の国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号。以下附則第二百五号までにおいて「新国民年金法」という。）の規定による老齡基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金をいう。

◎ 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号。以下「平成十二年地共済法等改正法」という。）（抄）

附 則

第十一条 法による年金である給付の額については、前条第一項の規定により算定した金額が次の各号の規定による金額を合算して得た金額に従前額改定率を乗じて得た金額に満たないとき（法第百二条第一項、第百三条第一項及び第二項、第百四条第一項並びに附則第二十四条第一項（法附則第二十四条の二第四項及び附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。）の規定によりその額が算定される年金である給付にあつては、それぞれ前条第一項及び第五項の規定により算定した金額の合算額が次の各号の規定による金額を合算して得た金額と第五項各号の規定による金額を合算して得た金額の合算額に従前額改定率を乗じて得た金額に満たないとき）は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号の規定による金額を合算して得た金額に従前額改定率を乗じて得た金額を、同項の規定による金額とする。

一 平成十五年四月一日前の組合員期間を基礎として第二条の規定による改正前の法第四十四条第二項、第一条の規定による改正前の法第七十九条第一項、第八十七条第一項及び第二項、附則第十四条の八並びに附則第二十条の二第二項第二号及び第三号並びに第三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第十五条及び附則別表第三の規定又は平成十六年改正法第四条の規定による改正後の法第九十九条の二第一項から第三項までの規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

二 平成十五年四月一日以後の組合員期間を基礎として法第四十四条第二項、第七十九条第一項、第八十七条第一項及び第二項、第九十九条の二第一項から第三項まで並びに附則第二十条の二第二項第二号及び第三号並びに昭和六十年改正法附則第十五条及び附則別表第三の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

2 組合員期間の全部が平成十五年四月一日以後であるときは、法第四十四条第二項、第七十九条第一項、第八十七条第一項及び第二項（昭和六十年改正法附則第八十八条第二項においてその例による場合を含む。）、第九十九条の二第一項から第三項まで（昭和六十年改正法附則第三十条第一項及び第二項においてその例による場合を含む。）並びに附則第二十条の二第二項第二号及び第三号（法附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五項、附則第

二十五条の四第二項及び第五項並びに附則第二十六条第五項並びに昭和六十年改正法附則第四百条第二項においてその例による場合を含む。)の規定により算定した金額が、前項第二号の規定の例により算定される額に従前額改定率を乗じて得た金額に満たないときは、これらの規定にかかわらず、当該金額をこれらの規定に定める金額とする。

3 8 (略)

9 平成十六年度における第一項、第二項、第五項及び第六項の従前額改定率は、一・〇〇一とする。

10 第一項、第二項、第五項及び第六項の従前額改定率は、毎年度、法第四十四条の三第一項又は第三項（法第四十四条の四第一項に規定する調整期間にあつては、法第四十四条の五第一項又は第四項）の規定の例により改定する。

11・12 (略)

◎ 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三百三十二号。以下「平成十六年地共済法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員共済組合法（抄）

第八十条 (略)

2 前項に規定する加給年金額は、同項に規定する配偶者については二十三万四千四百円とし、同項に規定する子については一人につき七万七千円（そのうち二人までについては、それぞれ二十三万四千四百円）とする。

3 5 (略)

(障害共済年金の額)
第八十七条 (略)

2 (略)

3 前二項の場合において、障害共済年金の給付事由となつた障害について国民年金法による障害基礎年金が支給されない者に支給する障害共済年金については、第一項第一号又は前項第一号に掲げる金額が六十万三千二百円より少ないときは、六十万三千二百円をこれらの規定に掲げる金額とする。

4 公務等による障害共済年金の額が、その受給権者の公務等傷病による障害の程度が次の各号に掲げる障害等級のいずれの区分に属するかに応じ当該各号に定める金額より少ないときは、当該金額を当該障害共済年金の額とする。

一 障害等級一級 四百二十七万六千六百円

二 障害等級二級 二百六十四万四千四百円

三 障害等級三級 二百三十八万九千九百円

5 (略)

第八十八条 (略)

2 (略)

3 第一項に規定する加給年金額は、二十三万四千四百円とする。

4 (略)

(遺族共済年金の額)
第九十九条の二 (略)

2 (略)

3 公務等による遺族共済年金の額が百六万九千百円より少ないときは、百六万九千百円を当該遺族共済年金の額とする。

第九十九条の三 遺族共済年金(第九十九条第一項第四号に該当することにより支給される遺族共済年金でその額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であるものを除く。)の額は、当該遺族共済年金の受給権者が六十五歳未満の妻であるときは、六十五歳に達するまでの間、前条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した額に六十万三千二百円を加算した額とする。

附則

第二十条の二 (略)

2 前項の請求があつたときは、退職共済年金の額を改定するものとし、当該請求に係る退職共済年金の額は、第七十九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合算額とする。ただし、一年以上の引き続き組合員期間を有しない者に係る退職共済年金の額は、第一号及び第二号に掲げる金額の合算額とする。

一 千六百七十六円に組合員期間の月数(当該月数が四百四十四月を超えるときは、四百四十四月)を乗じて得た額

二・三 (略)

3 (略)

◎ 平成十六年地共済法等改正法第八条の規定による改正前の昭和六十年地共済法等改正法(抄)

附則

(退職共済年金の額の経過的加算)

第十六条 新共済法第七十八条の規定による退職共済年金(大正十五年四月一日以前に生まれた者又は退職年金若しくは減額退職

年金若しくは前条第三項に規定する政令で定める年金の受給権者で昭和六年四月一日以前に生まれたもの（以下この条において「施行日に六十歳以上である者等」という。）に係るものを除く。）の額の算定については、当分の間、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えるときは、新共済法第七十九条第一項第一号の規定により算定した金額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算定した額に、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を加算した金額とする。

一 千六百七十六円に組合員期間の月数（当該月数が四百四十四月を超えるときは、四百四十四月）を乗じて得た額

二（略）

2・3（略）

4 施行日に六十歳以上である者等に係る新共済法第七十八条の規定による退職共済年金の額の算定については、新共済法第七十九条第一項第一号の規定により算定した金額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算定した額に、三千百四十三円に組合員期間の月数（当該月数が四百二十月を超えるときは、四百二十月）を乗じて得た額を加算した金額とする。

5～7（略）

（退職共済年金の加給年金額等の特例）

第十七条（略）

2 退職共済年金の受給権者が次の各号に掲げる者であるときは、新共済法第八十条第一項の規定による配偶者に係る加給年金額は、同条第二項（新共済法附則第二十条の二第三項、附則第二十条の三第二項及び第五項、附則第二十五条の二第三項、附則第二十五条の三第三項及び第六項、附則第二十五条の四第三項及び第六項、附則第二十五条の六第七項及び第九項並びに附則第二十六条第六項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、同項に定める金額に当該各号に定める金額を加算した額とする。

一 平成九年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者 三万四千百円

二 昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者 六万八千三百円

三 昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者 十万二千五百円

四 昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者 十三万六千六百円

五 昭和十八年四月二日以後に生まれた者 十七万七百元

◎ 平成十六年地共済法等改正法第十三条の規定による改正前の平成十二年地共済法等改正法（抄）

（退職共済年金の額）

第七十九条 退職共済年金の額は、次の各号に掲げる金額の合算額とする。ただし、一年以上の引き続く組合員期間を有しない者に係る退職共済年金の額は、第一号に掲げる金額とする。

- 一 平均給料月額額の千分の七・一二五に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額
 - 二 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額
 - イ 組合員期間が二十年以上である者 平均給料月額額の千分の一・四二五に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額
 - ロ 組合員期間が二十年未満である者 平均給料月額額の千分の〇・七一三に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額
- 2・3 (略)

(障害共済年金の額)

第八十七条 障害共済年金の額は、次の各号に掲げる金額の合算額とする。

- 一 平均給料月額額の千分の七・一二五に相当する額に組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)を乗じて得た額(障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、その額の百分の百二十五に相当する額)
 - 二 平均給料月額額の千分の一・四二五に相当する額に組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)を乗じて得た額(障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、その額の百分の百二十五に相当する額)
- 2 第八十四条若しくは第八十五条の場合において障害共済年金の給付事由となつた障害が公務若しくは通勤(地方公務員災害補償法第二条第二項に規定する通勤をいう。)による傷病(以下「公務等傷病」という。)によるものであるとき、又は前条の場合において同条第一項に規定する基準障害と他の障害がいずれも公務等傷病によるものであるときにおけるこれらの規定による障害共済年金(以下「公務等による障害共済年金」という。)の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合算額とする。
- 一 平均給料月額額の千分の七・一二五に相当する額に組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)を乗じて得た額(障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、その額の百分の百二十五に相当する額)
 - 二 平均給料月額額に十二を乗じて得た額の百分の十九(障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、百分の二十八・五)に相当する額(組合員期間の月数が三百月を超えるときは、その額にその超える月数一月につき平均給料月額額の千分の一・四二五に相当する額(障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、その額の百分の百二十五に相当する額)を加えた額)
- 3・5 (略)

(遺族共済年金の額)

第九十九条の二 遺族共済年金の額は、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に掲げる金額とする。

- 一 前条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給されるもの次のイ及びロに掲げる金額の合算額の四分の三に相当する金額
 - イ 平均給料月額額の千分の七・一二五に相当する額に組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)を乗じて得た額

- ロ 平均給料月額額の千分の一・四二五に相当する額に組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）を乗じて得た額
- 二 前条第一項第四号に該当することにより支給されるもの次のイ及びロに掲げる金額の合算額の四分の三に相当する金額
 - イ 平均給料月額額の千分の七・一二五に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額
 - ロ 次の(1)又は(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる額
 - (1) 組合員期間が二十年以上である者 平均給料月額額の千分の一・四二五に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額
 - (2) 組合員期間が二十年以上である者 平均給料月額額の千分の〇・七一一三に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額
- 2 組合員が、公務等傷病により組合員である間又は退職した後死亡した場合における遺族共済年金（以下「公務等による遺族共済年金」という。）の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合算額とする。
 - 一 平均給料月額額の千分の七・一二五に相当する額に組合員期間の月数（前条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給される遺族共済年金にあつては、当該月数が三百月未満であるときは、三百月）を乗じて得た額の四分の三に相当する額
 - 二 平均給料月額額の千分の三・二〇六に相当する額に組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）を乗じて得た額
- 3 (略)

附 則

- 2 第二十条の二 (略)
 - 2 前項の請求があつたときは、退職共済年金の額を改定するものとし、当該請求に係る退職共済年金の額は、第七十九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合算額とする。ただし、一年以上の引き続く組合員期間を有しない者に係る退職共済年金の額は、第一号及び第二号に掲げる金額の合算額とする。
 - 一 (略)
 - 二 平均給料月額額の千分の七・一二五に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額
 - 三 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額
 - イ 組合員期間が二十年以上である者 平均給料月額額の千分の一・四二五に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額
 - ロ 組合員期間が二十年未満である者 平均給料月額額の千分の〇・七一一三に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額
 - 3 (略)
 - 3 (略)

◎ 平成十六年地共済法等改正法第十三条の規定による改正後の平成十二年地共済法等改正法（抄）

(退職共済年金の額の特例)

第二百二条 地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者に支給する退職共済年金の額は、第七十九条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した金額に地方公共団体の長の平均給料月額（地方公共団体の長であつた期間の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた給料の額に政令で定める数値を乗じて得た額の合算額を、当該期間の月数で除して得た額をいう。以下同じ。）の百分の五十七に相当する金額を加算した額とする。

(障害共済年金の額の特例)

第二百三条 第八十四条若しくは第八十五条の規定による障害共済年金のうち、その給付事由となつた障害に係る傷病の初診日において地方公共団体の長であり、かつ、当該傷病に係る障害認定日までに地方公共団体の長であつた期間が十二年以上ある者に対して支給する障害共済年金又は第八十六条の規定による障害共済年金のうち、同条第一項に規定する基準傷病の初診日若しくは基準傷病以外の傷病に係る初診日のいずれかの日において地方公共団体の長であり、かつ、当該基準傷病に係る障害認定日までに地方公共団体の長であつた期間が十二年以上ある者に対して支給する障害共済年金の額は、第八十七条第一項から第三項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額に地方公共団体の長の平均給料月額の百分の五十七に相当する金額を加算した額とする。

2 障害共済年金（障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害の状態にある場合に限る。以下この条において同じ。）の受給権者に対して更に前項の規定によりその額が算定される障害共済年金（以下この項及び次条第一項において「長の障害共済年金」という。）を支給すべき事由が生じた場合又は長の障害共済年金の受給権者に対して更に障害共済年金を支給すべき事由が生じた場合における第九十条第一項の規定により支給する前後の障害を併合した障害の程度による障害共済年金の額は、第八十七条第一項から第四項までの規定又は第九十条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、前項の規定を適用しないものとして第八十七条第一項から第三項までの規定又は第九十条第二項本文（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により算定した金額に地方公共団体の長の平均給料月額の百分の五十七に相当する金額を加算した額とする。ただし、同条第一項の規定により併合される障害のいずれかが公務等傷病によるものである場合には、その額が、その者の公務等傷病による障害の程度が第八十七条第四項各号に掲げる障害等級のいずれの区分に属するかに応じ当該各号に定める金額より少ないときは、当該金額を当該障害共済年金の額とする。

3・4 (略)

(遺族共済年金の額の特例)

第二百四条 地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者が第九十九条第一項第一号、第二号若しくは第四号に該当する場合又は長の障害共済年金の受給権者が死亡した場合におけるその者の遺族に支給する遺族共済年金の額は、第九十九条の二第一項及び第二項の規定にかかわらず、公務等によらない遺族共済年金（遺族共済年金のうち、公務等による遺族共済年金以外の遺

族共済年金をいう。)にあつては同条第一項の規定により算定した金額に地方公共団体の長の平均給料月額百分の五十七に相当する金額の四分の三に相当する金額を加算した額とし、公務等による遺族共済年金にあつては同条第二項の規定により算定した金額に地方公共団体の長の平均給料月額の百分の五十七に相当する金額を加算した額とする。

2 (略)

附則

(地方公共団体の長の特例による退職共済年金の額の特例)
第二十四条 地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者に支給する附則第十九条の規定による退職共済年金の額は、第七十九条第一項、第一百零二条第一項及び附則第二十条の二第二項(附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五項並びに附則第二十五条の四第二項及び第五項においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。)の規定にかかわらず、第七十九条第一項又は附則第二十条の二第二項の規定により算定した金額に地方公共団体の長の平均給料月額百分の五十七に相当する金額(附則第二十六条第十項並びに附則第二十六条の二第一項及び第四項において「特例加算額」という。)を加算した金額とする。

2 (略)

◎ 平成十二年地共済法等改正法第三条の規定による改正前の昭和六十年地共済法等改正法(抄)

附則

(施行日以後における退職年金の額)

第四十三条 施行日前にその給付事由が生じた旧共済法第七十八条第一項の規定による退職年金の額は、施行日以後、次の各号に掲げる金額の合算額とする。

- 一 七十五万四千三百二十円(当該退職年金の額の算定の基礎となつている組合員期間が二十年を超えるときは、六十二万四千七百二十円にその超える年数(一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数。以下同じ。)(当該年数が十五年を超えるときは、十五年)一年につき三万七千七百十六円を加えた額)

- 二 当該退職年金の額の算定の基礎となつている組合員期間の年数(当該年数が四十年を超えるときは、四十年)一年につき、給料年額(旧共済法第四十四条第二項に規定する給料年額をいう。以下同じ。)の百分の〇・九五に相当する額

- 2 前項の規定により算定した退職年金の額が、給料年額の百分の六十八・〇七五に相当する金額を超えるときは、当該相当する金額を当該退職年金の額とし、その額が、旧共済法第七十八条第二項に定める金額を勘案して政令で定める金額より少ないとき

は、当該政令で定める金額を当該退職年金の額とする。

3・4 (略)

(施行日以後における通算退職年金の額)

第四十六条 施行日前にその給付事由が生じた旧共済法第八十二条第二項の規定による通算退職年金の額は、施行日以後、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間の月数を乗じて得た金額とする。

一 七十五万四千三百二十円

二 給料(旧共済法第四十四条第二項の規定により算定した給料をいう。以下同じ。)の千分の九・五に相当する額に二百四十を乗じて得た額

2 (略)

(施行日以後における特例退職年金の額)

第四十七条 施行日前にその給付事由が生じた旧共済法附則第二十八条の五第一項の規定による退職年金(以下この条において「特例退職年金」という。)の額は、施行日以後、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに当該特例退職年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間の月数を乗じて得た金額とする。

一 七十五万四千三百二十円

二 給料の千分の九・五に相当する額に二百四十を乗じて得た額

(施行日以後における障害年金の額)

第四十八条 施行日前にその給付事由が生じた旧共済法第八十六条第一項第一号の規定による障害年金(附則第二十三条の規定により施行日の前日において給付事由が生じたものとみなされる同号の規定による障害年金を含む。以下「公務による障害年金」という。)の額は、施行日以後、次の各号に掲げる金額の合算額の百分の七十五(旧共済法別表第三の上欄の一級に該当するものにあつては百分の百二十五とし、同欄の二級に該当するものにあつては百分の百とする。)に相当する額に給料年額の百分の九・五(その者の障害の程度が旧共済法別表第三の上欄の一級に該当するものであるときは百分の二十八・五とし、同欄の二級に該当するものであるときは百分の十九とする。)に相当する額を加えた金額とする。

一 七十五万四千三百二十円(当該公務による障害年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間の年数が二十年を超えるときは、七十五万四千三百二十円にその超える年数(当該年数が十五年を超えるときは、十五年)一年につき三万七千七百十六円を加えた額)

二 当該公務による障害年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間の年数(当該年数が、二十年未満であるときは二十年と

し、四十年を超えるときは四十年とする。)一年につき、給料年額の百分の〇・九五に相当する額

2 施行日前にその給付事由が生じた旧共済法第八十六条第一項第二号の規定による障害年金(附則第二十三条の規定により施行日の前日において給付事由が生じたものとみなされる同号の規定による障害年金を含む。以下「公務によらない障害年金」という。)の額は、施行日以後、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額の百分の七十五(旧共済法別表第三の上欄の一級に該当するものにあつては百分の百二十五とし、同欄の二級に該当するものにあつては百分の百とする。)に相当する金額とする。

一 組合員期間(当該障害年金の算定の基礎となつてゐる組合員期間に限る。以下この条において同じ。)の年数が一年以上以上十年以下である場合及び組合員期間が一年未満であり、かつ、旧共済法第八十六条第一項第二号に規定する公的年金合算期間が一年以上である場合七十五万四千三百二十円に給料年額の百分の十九に相当する額を加えた額(次号及び第三号において「障害年金基礎額」という。)

二・三 (略)

四 組合員期間の年数が三十五年を超える場合組合員期間の年数が三十五年であるものとして前号の規定により求めた額に、組合員期間三十五年を超える年数(当該年数が五年を超えるときは、五年)一年につき給料年額の百分の〇・九五に相当する額を加えた額

3 前二項の規定により算定した障害年金の額が、給料年額の百分の九十七・二五に相当する金額を超えるときは、当該相当する金額を当該障害年金の額とし、その額が、当該障害年金の基礎となつてゐる障害の程度に応じ旧共済法別表第三の下欄に掲げる金額を勘案して政令で定める金額より少ないときは、当該政令で定める金額を当該障害年金の額とする。

4 5 6 (略)

(施行日以後における遺族年金の額)

第五十一条 施行日前にその給付事由が生じた旧共済法第九十三条各号の規定による遺族年金(旧共済法附則第二十八条の三第一項の規定によりその額が算定された遺族年金を除く。附則第六十一条第一項を除き、以下同じ。)の額は、施行日以後、次の各号に掲げる遺族年金の区分に応じ、当該各号の規定により算定した金額とする。

一 旧共済法第九十三条第一号の規定による遺族年金七十五万四千三百二十円に給料年額の百分の十九に相当する額を加えた金額(以下この条において「遺族年金基礎額」という。)(当該遺族年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間が二十年を超えるときは、二十年を超え三十五年に達するまでの期間についてはその超える年数一年につき遺族年金基礎額の百分の五に相当する額を、三十五年を超える期間についてはその超える期間の年数(当該年数が五年を超えるときは、五年)一年につき給料年額の百分の〇・九五に相当する額を加えた金額)

二 四 (略)

第五十三条 旧共済法第九十三条第一号の規定による遺族年金の額について前二条の規定により算定した金額が、給料年額の百分

の六十八・〇七五に相当する金額を超えるときは、当該相当する金額を当該遺族年金の額とし、これらの規定により算定した遺族年金の額が、旧共済法第九十三条の四に定める金額を勘案して政令で定める金額より少ないときは、その額を当該遺族年金の額とする。

(施行日以後における特例遺族年金等の額)

第六十一条 施行日前にその給付事由が生じた旧共済法第九十三条第三号の規定による遺族年金で旧共済法附則第二十八条の三第一項の規定によりその額が算定されたものの額は、施行日以後、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに当該遺族年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間の月数を乗じて得た額の百分の五十に相当する金額とする。

一 七十五万四千三百二十円

二 旧共済法附則第二十八条の二第四項に規定する特例継続掛金の標準となつた給料の千分の九・五に相当する額に二百四十を乗じて得た額

2 (略)

(地方公共団体の長であつた者に係る施行日以後における退職年金の額)

第六十三条 施行日前にその給付事由が生じた旧共済法第二百二条第一項の規定による退職年金の額は、施行日以後、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる金額とする。

一 地方公共団体の長であつた期間が十二年である者 七十五万四千三百二十円に地方公共団体の長の給料年額(地方公共団体の長が引き続き地方公共団体の長以外の組合員となつた場合には、そのなつた日の前日に退職したものとみなして、旧共済法第四十四条第二項の規定により算定した給料年額。以下同じ。)の百分の十九に相当する額を加えた額(次号において「地方公共団体の長の退職年金基礎額」という。)の百分の八十七・五に相当する金額

二 (略)

三 地方公共団体の長であつた期間が三十五年を超える者 地方公共団体の長であつた期間が三十五年であるものとして前号の規定により求めた金額に、三十五年を超える年数(当該年数が五年を超えるときは、五年)一年につき地方公共団体の長の給料年額の百分の〇・九五に相当する額を加えた金額

2 前項の規定により算定した退職年金の額が、地方公共団体の長の給料 年額の百分の六十八・〇七五に相当する金額を超えるときは、当該相当する金額を当該退職年金の額とし、その額が、旧共済法第七十八条第二項に定める金額を勘案して政令で定める金額より少ないときは、当該政令で定める金額を当該退職年金の額とする。

3・4 (略)

(警察職員であつた者に係る施行日以後における退職年金の額)

第七十二条 施行日前にその給付事由が生じた旧共済法附則第二十条第一項の規定による退職年金の額は、施行日以後、次の各号

に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる金額とする。

- 一 警察職員であつた期間（新施行法第五十四条（新施行法第五十九条において準用する場合を含む。）の規定により当該警察職員であつた期間に算入された期間及び当該警察職員であつた期間とみなされた期間を含む。以下同じ。）が十五年である者
七十五万四千三百二十円に警察職員の給料年額（警察職員が引き続き警察職員以外の組合員となつた場合には、そのなつた日の前日に退職したものとみなして、旧共済法第四十四条第二項の規定により算定した給料年額。以下同じ。）の百分の十九に相当する額を加えた額（次号において「警察職員の退職年金基礎額」という。）の百分の八十七・五に相当する金額
- 二（略）
- 三 警察職員であつた期間が三十五年を超える者 警察職員であつた期間が三十五年であるものとして前号の規定により求めた金額に、三十五年を超える年数（当該年数が五年を超えるときは、五年）一年につき警察職員の給料年額の百分の〇・九五に相当する額を加えた金額
- 2 前項の規定により算定した退職年金の額が、警察職員の給料年額の百分の六十八・〇七五に相当する金額を超えるときは、当該相当する金額を当該退職年金の額とし、その額が、旧共済法第七十八条第二項に定める金額を勘案して政令で定める金額より少ないときは、当該政令で定める金額を当該退職年金の額とする。
- 3・4（略）

◎ 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）（抄）

（手当額）

- 第五条 手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、四万千百円とする。
- 2 第四条に定める要件に該当する児童であつて、父が監護し、かつ、これと生計を同じくするもの、母が監護するもの又は養育者が養育するもの（以下「監護等児童」という。）が二人以上である父、母又は養育者に支給する手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額にその児童のうち一人を除いた児童につきそれぞれ三千円（そのうち一人については、五千円）を加算した額とする。

（手当額の自動改定）

- 第五条の二 前条第一項に規定する手当の額については、総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成五年（この項の規定による手当の額の改定の措置が講じられたときは、直近の当該措置が講じられた年の前年）の物価指数を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年の四月以降の当該手当の額を改定する。

2（略）

◎ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）（抄）

（手当額）

第四条 手当は、月を単位として支給するものとし、その月額は、障害児一人につき三万三千三百円（障害の程度が第二条第五項に規定する障害等級の一級に該当する障害児にあつては、五万円）とする。

（児童扶養手当法の準用）

第十六条 児童扶養手当法第五条の二、第八条、第二十一条から第二十五条まで及び第三十一条の規定は、手当について準用する。この場合において、同法第八条第一項中「監護等児童があるに至つた場合」とあるのは「監護し若しくは養育する障害児があるに至つた場合又はその監護し若しくは養育する障害児の障害の程度が増進した場合」と、同条第三項中「監護等児童の数が減じ」とあるのは「その監護し若しくは養育する障害児の数が減じ、又はその障害児の障害の程度が低下し」と、「その減じ」とあるのは「第十二条第二項」とあるのは「特別児童扶養手当等の支給に関する法律第九条第二項」と、「金額の全部又は一部」とあるのは「金額」と読み替えるものとする。

（手当額）

第十八条 手当は、月を単位として支給するものとし、その月額は、一万四千七百七十円とする。

（準用）

第二十六条 第五条第二項、第五条の二第二項及び第二項、第十一条（第三号を除く。）、第十二条並びに第十六条の規定は、手当について準用する。この場合において、同条中「第八条、第二十五条まで」とあるのは「第二十二条、第二十四条、第二十五条」と、「第九条第二項」とあるのは「第二十二条第二項」と読み替えるものとする。

（手当額）

第二十六条の三 手当は、月を単位として支給するものとし、その月額は、二万六千五十円とする。

（準用）

第二十六条の五 第五条第二項、第五条の二第二項及び第二項、第十一条（第三号を除く。）、第十二条、第十六条並びに第十九条から第二十五条までの規定は、手当について準用する。この場合において、第十六条中「第八条、第二十五条から第二十五条

まで」とあるのは「第二十二條、第二十四條、第二十五條」と、「第九條第二項」とあるのは「第二十六條の五において準用する第二十二條第二項」と読み替えるものとする。

◎ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）（抄）

〔医療特別手当の支給〕

第二十四條（略）

2（略）

3 医療特別手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、十三万五千四百円とする。

4（略）

〔特別手当の支給〕

第二十五條（略）

2（略）

3 特別手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、五万円とする。

4（略）

〔原子爆弾小頭症手当の支給〕

第二十六條（略）

2（略）

3 原子爆弾小頭症手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、四万六千六百円とする。

4（略）

〔健康管理手当の支給〕

第二十七條（略）

2・3（略）

4 健康管理手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、三万三千三百円とする。

5（略）

〔保健手当の支給〕

第二十八條（略）

2 (略)

3 保健手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、一万六千七百円とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する旨の都道府県知事の認定を受けた者であつて、現に当該各号のいずれかに該当するものに支給する保健手当の額は、一月につき、三万三千三百円とする。

一 厚生労働省令で定める範囲の身体上の障害（原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかであるものを除く。）がある者

二 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第三十三条第二項において同じ。）、子及び孫のいずれもいない七十歳以上の者であつて、その者と同居している者がいないもの

4 5 6 (略)

(手当額の自動改定)

第二十九条 医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当（以下この条において単に「手当」という。）については、総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成五年（この項の規定による手当の額の改定の措置が講じられたときは、直近の当該措置が講じられた年の前年）の物価指数を超過、又は下るに至った場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年の四月以降の当該手当の額を改定する。

2 (略)

◎ 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）（抄）

附 則

(税制の抜本的な改革に係る措置)

第四百四条 政府は、基礎年金の国庫負担割合の二分の一への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、平成二十年度を含む三年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成二十三年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、当該改革は、二十年代（平成二十二年から平成三十一年までの期間をいう。）の半ばまでに持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。

2 前項の改革を具体的に実施するための施行期日等を法制上定めるに当たっては、景気回復過程の状況、国際経済の動向等を見極め、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとするものとし、当該改革は、不断に行政改革を推進すること及び歳出の無駄の排除を徹底することに一段と注力して行われるものとする。

3 第一項の措置は、次に定める基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて講じられるものとする。

一 個人所得課税については、格差の是正及び所得再分配機能の回復の観点から、各種控除及び税率構造を見直し、最高税率及び給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに、給付付き税額控除（給付と税額控除を適切に組み合わせて行う仕組みその他これに準ずるものをいう。）の検討を含む歳出面も合わせた総合的な取組の中で子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を検討すること並びに金融所得課税の一体化を更に推進すること。

二 法人課税については、国際的整合性の確保及び国際競争力の強化の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベース（課税標準とされるべきものの範囲をいう。第五号において同じ。）の拡大とともに、法人の実効税率の引下げを検討すること。

三 消費課税については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額が制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用に充てられることが予算及び決算において明確化されることを前提に、消費税の税率を検討すること。その際、歳出面も合わせた視点に立つて複数税率の検討等の総合的な取組を行うことにより低所得者への配慮について検討すること。

四 〇八（略）

◎ 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律（平成二十一年法律第十七号）（抄）

（財政投融資特別会計財政融資資金勘定からの一般会計への繰入れ）

第三条 政府は、平成二十一年度において、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第五十八条第三項の規定にかかわらず、予算で定めるところにより、財政投融資特別会計財政融資資金勘定から一般会計に繰り入れることができる。

2 前項の規定による繰入金金は、財政投融資特別会計財政融資資金勘定の歳出とし、当該繰入金に相当する金額を特別会計に関する法律第五十八条第一項の積立金から同勘定の歳入に繰り入れるものとする。

3 前項に規定する繰入金に相当する金額は、特別会計に関する法律第五十六条第一項の繰越利益の額から減額して整理するものとする。

◎ 平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成二十二年法律第七号）（抄）

（財政投融資特別会計財政融資資金勘定からの一般会計への繰入れ）

第三条 政府は、平成二十二年度において、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第五十八条第三項の規定にか

- ならず、財政投融資特別会計財政融資資金勘定から、四兆七千五百四十一億円を限り、一般会計の歳入に繰り入れることができる。
- 2 前項の規定による繰入金は、財政投融資特別会計財政融資資金勘定の歳出とし、当該繰入金に相当する金額を特別会計に関する法律第五十八条第一項の積立金から同勘定の歳入に繰り入れるものとする。
 - 3 前項に規定する繰入金に相当する金額は、特別会計に関する法律第五十六条第一項の繰越利益の額から減額して整理するものとする。

◎ 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）（抄）

（復興債の発行）

- 第六十九条 政府は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項の規定にかかわらず、復興施策に要する費用（以下「復興費用」という。）のうち平成二十三年度の一般会計補正予算（第3号）に計上された費用の財源については、当該補正予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。
- 2 平成二十三年度の当初予算に計上された基礎年金の国庫負担の追加に伴い見込まれる費用を同年度の一般会計補正予算（第1号）において東日本大震災に対処するために必要な財源を確保するために減額した経緯に鑑み同年度の一般会計補正予算（第3号）に計上された当該費用は、復興費用とみなして前項の規定を適用する。
 - 3 平成二十三年度において、一般会計補正予算（第3号）の作成後に、新たに補正予算を作成する場合において当該補正予算に復興費用が計上されるときは、当該復興費用の財源について、第一項の規定を適用する。
 - 4 政府は、平成二十四年度から平成二十七年までの各年度において、財政法第四条第一項の規定にかかわらず、復興費用の財源については、各年度の予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。
 - 5 第一項、第三項及び前項に規定する復興費用の範囲については、毎会計年度、国会の議決を経なければならぬ。
 - 6 財政法第四条第一項ただし書の規定は、第一項、第三項及び第四項に規定する復興費用については、適用しない。